

砺波のある散居村の形成と効果

小倉幸春

はじめに

砺（砺）波の散村は有名である。集落地理学では砺波平野を典型的な散村の地域とするから、高校の地理教育にも取上げられる。

砺波の散村に関する研究は、主として地理学においてであるが、かなり長期にわたり数多く発表された。しかしながら、砺波の散居村の、いわば土着人である筆者には、それぞれの論旨や意見にそれなりの首肯はするものの、これら諸研究を総合して、いまひとつ得心できない。折しも続々と地方史が刊行され、探訪に苦労する各地の史実・史料が一斉に公開された。これらのなかに散村の成立・発展の考察に示唆を与えるものがある。しかし、地方史における散村の記述^(三)は学説の紹介程度である。

そこで、本稿では、砺波の散村は、何時頃、何処で、何故できたか。次に、散村形態であつたための独特な農村生活の若干の局面について、私見を述べてみたい。

本稿の表題にいう「ある散居村」とは現・砺波市鷹栖地区、昭和三〇年（一九五五）合併以前の鷹栖村、明治二二年（一八八九）町村制以前の鷹栖村・不動島村として加賀藩政時代に遡る村落を指することにする。

砺波平野の散村形態の分布は大雑把にいって、青島—戸出—石動—加越山地山麓—高清水山地山麓（—青島）で囲まれる広大な範囲

にわたるが、その主要部分である庄川扇状地の散村地帯の中央部に鷹栖地区が位置し、それゆえに同地区は研究対象としてしばしば学術調査が行われ^(四)、郷土史家故・中明宗平氏の業績もあり、他地区と比較して資料が整備されている。これらの理由により、筆者の出身地である鷹栖地区を中心にして、砺波の散村の形成と効果について考察してみたい。

鷹栖地区は、（第1図）に示したように、庄川扇状地の扇央部にあり、面積五・一七平方キロメートルの全域が南南東から北北西へほぼ二五〇分の一の緩傾斜の平野地形であり、海拔五〇メートルの等高線が地区の中央やや上流寄りを西南西—東北東に通っている。徒歩交通時代にはここから富山まで八里、金沢までも同じく八里、高岡まで四里、石動まで二里、井波までも二里と称された。（第1図）は、国土地理院五万分の一地形図城端図幅から鷹栖地区が真中になるよう、本書の一页分だけ取出したものである。昭和四〇年代からの構造改善事業による圃場基盤整備の施工以前の地形・地物の姿態を求めて、昭和二八年版を用いた。右横書きである。

庄川扇川扇状地は、扇頂から放射状に導かれた灌漑用水路が限なくめぐらされ、高度に水田化し、典型的な北陸型農村地帯を形成している。（第2図）は庄川水系灌漑図で『庄川合口用水史^(五)』から転載した。おおむね近世後期の様子を伝える、合口取水以前の昭和五

年（一九三〇）現在のものである。この図はまた、戦後の町村合併以前の行政区画を示している。なお、「地区」とは明治二二年以来の町村制による旧町村の意として使用されている。（第2図）中の中西部の長方形の範囲が（第1図）の位置である。

本稿における所論の概要は次のようである。

一、村落の成立と散居

庄川扇状地における村落の形成の時期と集落の環境 散居形態の有無

二、加賀藩政と鷹栖地区

鷹栖地区における農家の消長 散村の成立

論題から外れるが、藩政後期の親子二代肝煎の村行政記録「津右衛門過去記」および村財政決算報告書の紹介

三、藩末期の散村の農地の所有と耕作

田地割制下の一村悉皆の農地の所有と耕作関係から散村の特色

四、慣行永小作権

63

全国に卓越した中央砺波の慣行永小作権の発生と発展

註（一）石田龍次郎「砺波散村研究譜」（『砺波市史』九七九一一〇一七頁）昭40

小川琢治「越中国西部の莊宅に就いて」「人文地理学上により観たる日本の村落」（『人文地理学研究』古今書院 昭3）

牧野信之助「旧加賀藩の散居村落について」（『武家時代社会の研究』刀江書院 昭3）、「散居制と環濠部落」「越中国新開地帶散居村落制三論」（『土地及び聚落史上の諸問題』河出書房 昭13、日本資料刊行会 昭51）

3 頁

石田龍次郎「となみ散村の農地の所有と耕作」「自然と社会」第一号 昭24
坂井誠一「富山県の歴史」出川出版社 昭43
米倉一郎「聚落の歴史地理」帝国書院 昭24 一〇二一〇八頁

(一) 坂井誠一「富山県の歴史」出川出版社 昭43

富山県編・刊『富山県史』史料篇・通史編 昭47

前田育徳会『加賀藩史料』18冊複刻版 清水堂出版 昭45
中明宗平『鷹栖村史』鷹栖自治振興会 昭37

各地方史編集委員会編・刊『出町のあゆみ』 昭24

『水島村史』 昭33
『城端町史』 昭34

『福野町史』 昭39
『砺波市若林村史』 昭39

『砺波市史』 昭40
『福岡町史』 昭44

『井波町史』 上下 昭45
『小矢部市史』 上下 昭46

『福光町史』 昭44
『戸出町史』 昭47
『庄川町史』 昭50

『庄下村史誌』 昭50

森田柿園『越中志徵』復刻版（上下巻合本）富山新聞社昭43

日本海文化研究室『加越能寺社由来』上下 石川県図書館

協会 昭 50

石川県立図書館編・刊『石川県史料』第一一五巻昭46～50
日置謙『加能郷土辞彙』改訂増補版 北国新聞社 昭 31

『角川日本地名大辞典』16 富山県『角川書店 昭 54

(三)『砺波市史』四九五一五〇〇頁、『富山県史通史篇III』八六
三一六五頁

(四)大阪市大地理学教室員「砺波散村の研究—鷹栖村」(「人文
研究」第五卷九号 昭 29 七二一八〇八頁)

北陸農政局計画課編・刊『鷹栖・大島・門山地区調査報告
書』昭 40

北陸農政局編・刊『富山県農業の展開と経済成長』昭 48
富山県農地林務部は場整備課編・刊『県営圃場整備事業鷹
栖地区事業誌』昭 47

(五)庄川沿岸用水土地改良区連合編・刊『庄川合口用水史』昭 42

庄川扇状地 頂く高山から流下る荒れ川をもつ地域の宿命で
ある。
越中人は古来水と闘ってきた。地形的に、雪を

一、村落の成立と散居

砺波平野の主要部分は庄川の沖積平野である。庄川は、白山系の
水源から延々約百キロメートル山岳地帯を流れ、森林に覆われた飛
驛の莊川・白川、越中の五箇山地方の豊富な水を集め、海拔一〇〇
メートルの青島あたりで平坦面に出る。ここを頂点に、往古、放射
状に分乱流して扇状地をつくった(第2図参照)。東山見・井波・
山野・南野尻・広塚の扇頂部各地区に至つて約二〇〇分の一の勾配
山瀬の各地区では五〇分の一内外の急傾斜をもつて北に向かい青島・

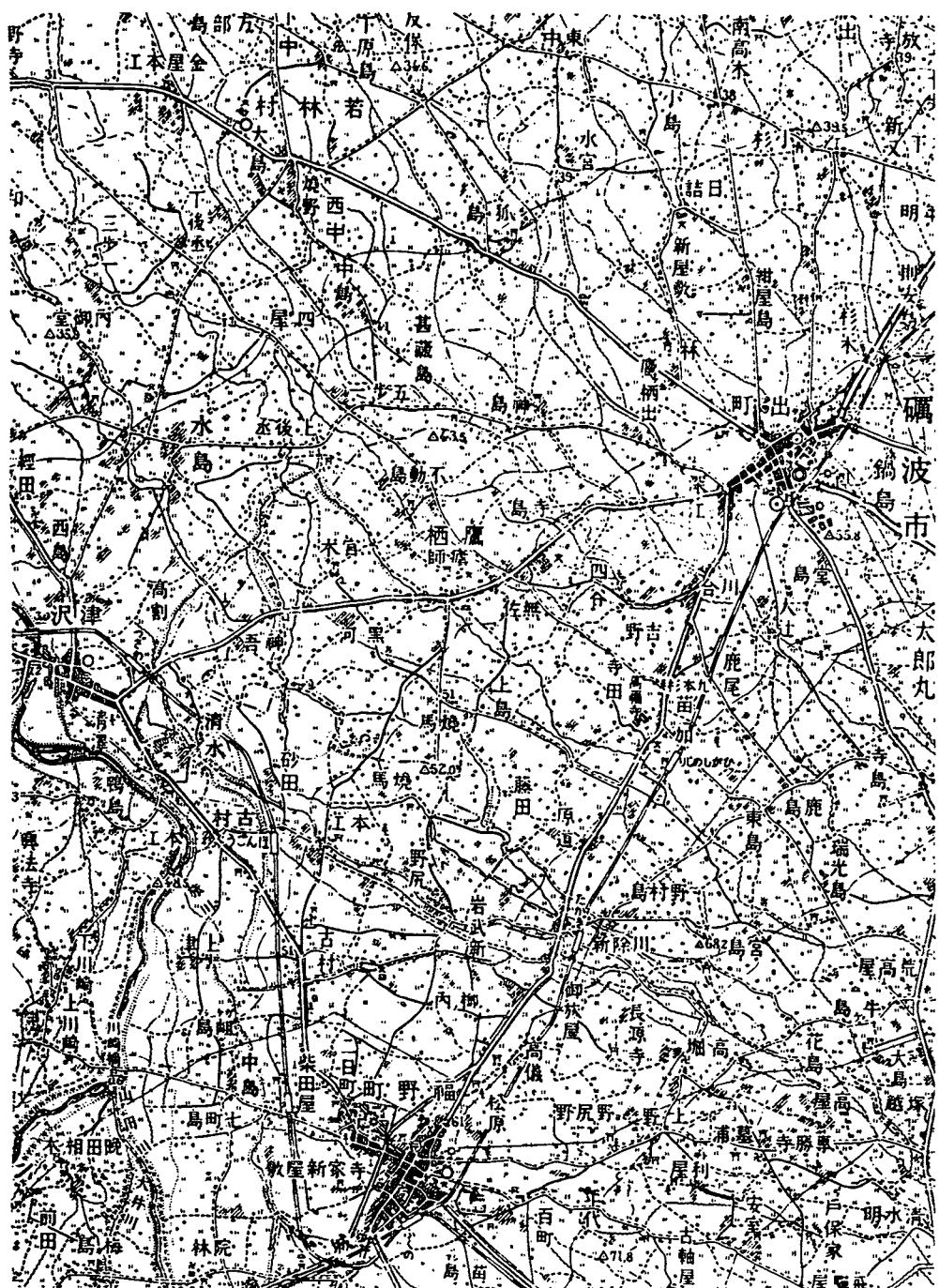
となり、傾斜方向もやや西に変わる。これより以北は扇尖部で、ほとんど同勾配をなし、西北または北方に傾斜する。海拔約二五メートルの中田一戸出一石動を結ぶ線あたりが湧泉帶で、扇端部といえよう。勾配が二五〇分の一。これより北方は氾濫原でかつて湿田地帯であり、集村地帯である。庄川のほとんどの諸分流は加越山地の麓を蛇行する小矢部川に注いだ。排水路小矢部川流域の地形は氾濫原であるが、その父は庄川であった。

庄川扇状地に堆積された土砂の量は、ダム埋没量から、過去一千年間に扇状地の全表面を五メートルだけ高めた、と推計される程度である。したがつて、往時は庄川の流路が一定しなかつた。残念なことは、庄川の流路の変遷について扱るべき史料がほとんど残されていない。庄川は、現在扇状地の東端に固定されているが、統一した治水が施されない近世以前までは、幾本かの分流になつて扇状地面を流れおり、その主流が西方から次第に東方へ移つてきたようである。歴史時代に入つてからの庄川の南限は、現在の二万石用水の一支部である新ヶ用水の線、すなわち青島から清水明一上野一松原一二日町一上津を経て小矢部川に合流する辺りである。その後主流は野尻川・中村川・新又(荒俣)川・千保川とだんだん東へ移つたが、旧主流は分流の一つとして残ることがあり、その間に宮川・山王川・祖父川・中田川の分流もあつた。

旧野尻川とは、現在の二万石用水の線、野尻地区の川除新・岩武新から水島地区の水島・内御堂と経田の間を通つた。宮川は、東野尻地区苗加・鷹栖地区鷹栖・不動島・水島地区上後丞・下後丞・松沢地区野寺などの各村の宮附近を流れるためこの名称がある。旧中村川は、種田地区古上野と五鹿屋地区荒高屋の境から出町地区大辻・鷹栖出を流れ、中流では流路の変遷や分流があつたともいわれる。新又川は新又口用水の線である。

中世末には、右記の諸分流が依然としてあつたらしいが、庄川は

〈第1図〉 研波平野中西部地域（右横書き）



国土地理院 5万分の1地形図城端図幅、昭和28年版から転載

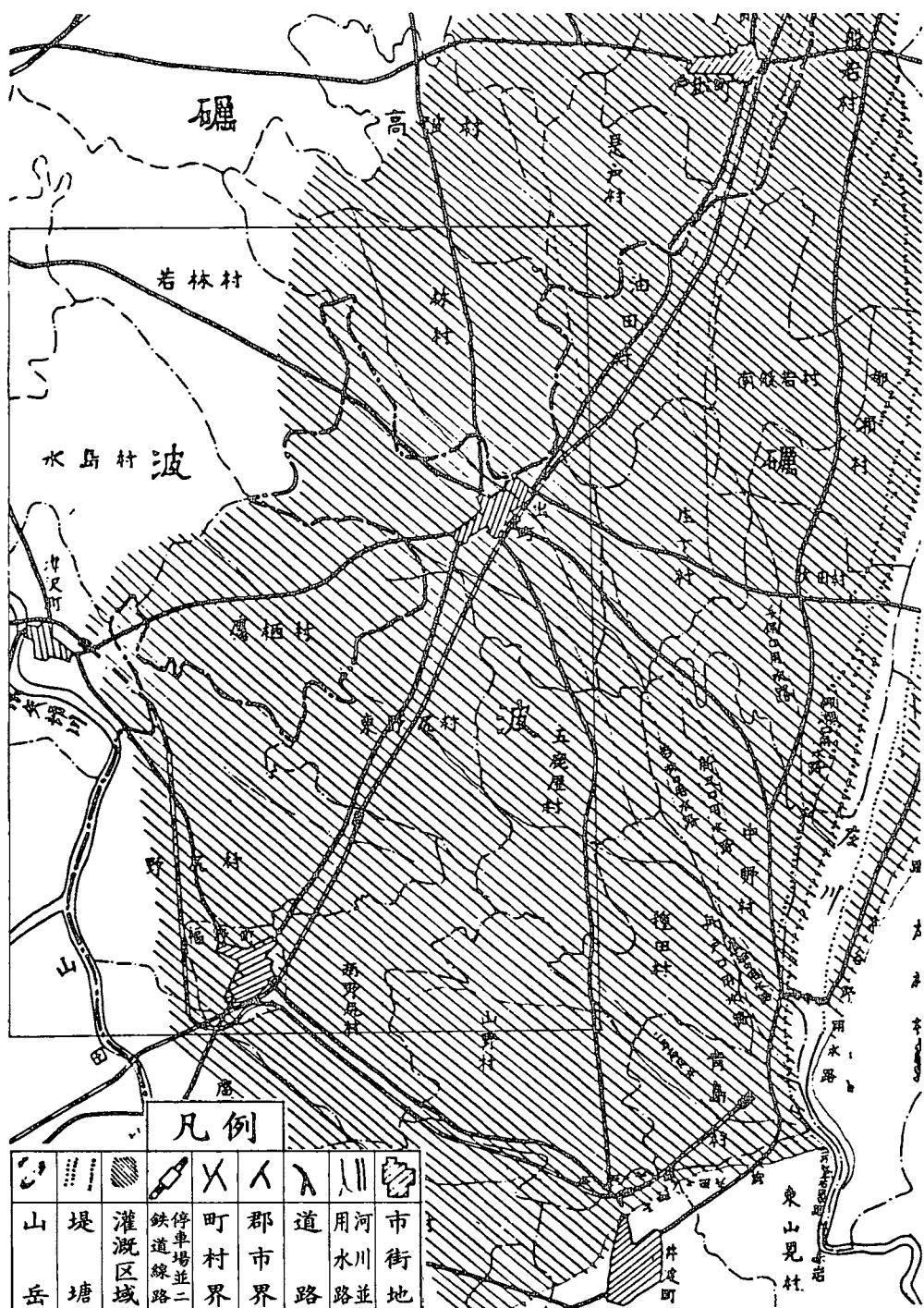
<第1表> 砥波平野中部西寄り<第1図>地域の、近世の開発状況

年代 事 項 地 域 村 名 位	元和5 1619	正保3年 1646						明暦2年 1657		天保10 1839	明治5年 1872	明治6 1873		
	役家	高	田	畠	新田	田	畠	村御印	免	高	家	人口	田	
	戸	石	町	町	石	町	町	石	%	石	戸	人	町	
(A) 放寺	7	416	25	2	-	-	-	476	51	476	36	205		
(B) 旧新又川 <small>→</small> 旧中村川	新又	-	-	承応2年(1653)	新開			16	41	110	4	25	14	
	則安島	-	55	3	-	-	-	93	40	180	14	77	18	
	南高木	2	329	13	8	-	-	271	43	298	31	172	35	
	東中宮	7	585	33	6	296	16	4	948	37	1,102	118	635	118
	水小島	-	65	3	1	-	-	134	37	151	15	69	13	
	小杉	9	420	13	14	149	8	2	578	40	681	65	359	64
	日詰	3	493	30	2	54	3	-	695	45	743	83	433	87
	新屋敷	2	268	17	-	-	-	286	39	294	26	151	23	
	紺屋島	2	194	11	1	-	-	235	38	275	32	193	60	
	林	3	141	9	-	-	-	213	37	213	17	93	17	
	鷹栖出	-	-	貞享2年(1685)	村立			550	17	114		61		
	中神	7	360	24	-	-	-	521	38	569	58	208	44	
	杉木	6	479	31	1	-	-	610	38	708	75	373	60	
	杉木新太郎丸	-	-	慶安2年(1649)	町立			100	40	100	309	1,161		
		19	373	24	3	184	11	1,723	37	1,940	181	986	181	
(C) 旧中村川 <small>→</small> 宮川	金屋本江	11	584	38		422	28	-	1,142	43	1,228	82	496	
	下中西	15	754	49		185	12		1,046	37	1,077	84	478	116
	中島	20	922	60	1	552	35	-	1,640	40	1,705	146	828	176
	狐島	4	489	26	7	259	13	4	803	36	970	94	528	105
	下後丞	5	300	19		869	56	1	1,428	45	1,459	118	651	
	上後丞	4	145	9		72	4		242	35	247	19	94	
	不動島	4	92	5		134	8		251	38	265	30	154	31
	鷹栖	36	1,486	94	4	843	51	4	3,533	42	3,654	370	2,044	347
	神島	16	900	57	2	-	-	-	1,003	40	1,047	89	496	95
	深江	4	300	19	1	-	-	-	394	40	410	53	277	45
	大辻	-	35	2		-	-	-	79	38	91	11	53	9
	苗鹿	21	1,207	76		1,055	70	4	2,544	36	2,610	217	1,258	216
	加島	7	321	20	1	123	7		561	44	564	57	352	51
(D) 宮川 <small>→</small> 旧野尻川	野寺	5	374	24		-	-	-	422	44	422	27	145	
	内御堂	9	477	31		-	-	-	511	35	511	40	243	
	水島	22	1,288	82	3	428	23	5	1,799	35	1,835	164	971	
	岩武新野村島	-	-	-	-	天和3年(1683)	新開開始				990	29	128	86
	荒高屋	2	78	5		723	47		1,146	41	1,257	115	684	117
		3	280	17	1	145	8	2	856	43	1,055	111	301	97

<第1表> (続)

地 域	事 項 单 位	年代 元和5 1619	正保3年 1646						明暦2年 1657		天保10 1839		明治5年 1872		明治6 1873	
			役家	高	田	畠	新田	田	畠	村御印	免	高	家	人口	田	
			戸	石	町	町	石	町	町	石	%	石	戸	人	町	
(E) 旧野尻川 <small>→</small> 小矢部川・庄川扇縁	経田	14	640	42			23	1	—	718	38	738	76	442		
	西島	6	515	33			—	—	—	251	44	346	26	184		
	新西島	—	—	—	—		—	—	—	320	40	370	26	43		
	津沢	—	—	—	—		万治3年(1660)	町立				55	162	780		
	清水	7	333	14	8	297	4	15		700	35	1,057	102	572		
	本江	2	187	11	1	268	17	11		821	40	846	82	485	86	
	野尻	25	1,338	86	3	213	13	1		1,670	38	1,877	170	930		
	上津	4	221	14	1	—	—	—		250	55	175	22	128	19	
	二日町	11	738	44	5	—	—	—		795	38	805	85	437	62	
	松原新	—	50	1	1	—	—	—		160	34	343	28	164	34	
	高儀	3	298	19		91	6			528	37	535	52	266	43	
	川除新	—	—	—	—		天保10年(1839)	村立				208	28	160	22	
	長源寺	2	133	9		35	2			197	43	247	21	118	25	
	野尻野新	—	—	—	—		万治3年(1660)	村立				623	78	381	58	
	上野	2	300	19		—	—	—		330	37	347	38	246	36	
	高堀	7	297	20		232	15			587	37	724	70	266	62	
	墓浦	—	—	—	—		寛永6年(1629)	77石				89	40	91	4	
	専勝寺	6	—	—	—		寛永6年(1629)	457石				478	43	439	34	
	高屋	4	228	14		—	—	—		270	40	311				
	清水明	5	255	16		—	—	—		264	46	264	25	138		
(F) 庄川扇状地外	戸保家	1								131	43	140	11	57		
	飛弾屋	7	432	27	1	244	15			746	43	746	71	323		
	安室	2	120	8	—	159	10	—		215	38	346	26	111		
	利屋	4	52	3		128	8			132	38	221	13			
	古軸屋	—	110	6	1	—	—	—		318	30	352	35	213	30	
	年代	—	259	19	1	—	—	—		235	28	274	22	125		
	苗島	—	—	—	—		貞享元年(1684)	村立				1,080	37	202	97	
	福野	—	—	—	—		慶安3年(1650)	年町立				25	255	453		
	柴田屋	28	1,391	86	5	—	—	—		1,469	48	1,330	114	651	106	
	寺家新屋敷	2	80	3	—	—	—	—		98	46	106	7	51	8	
	院林	16	706	43	4	—	—	—		743	60	646	59	348	55	
	梅ヶ島	15	715	46	1	—	—	—		660	53	582	48	260	52	
	前田	12	379	24		—	—	—		324	48	288	24	164	31	
	晚田相木	9	348	22	1	—	—	—		374	50	295	39	208	30	
	上川崎	10	874	54	3	25	1	—		389	50	468	46	274	43	
	下川崎	10	—	—	—	—	—	—		470	52	567	46	274		
	興法寺	13	732	45	3	—	—	—		785	57	739	57	334		

<第2図> 庄川筋用水取入灌漑区地図（昭和5年現在）



『庄川合口用水央』から転載

千保川を主流にしていった。天正一三年（一五八五）、中部大地震によつて、庄川の平野への出口で山崩れがあり、ために庄川は、さらに東の、現在の庄川である中田川と千保川とに二分して流れるようになつた。^(二) 西流の諸分流の水勢がより衰えたと思われる。

砺波地方の戦国期の激動が同じ天正一三年の豊臣秀吉の越中攻めをもつて終止符をうたれた。あとを前田利長に与えられて以降、いわゆる加賀百万石の版図に属して明治四年（一八七一）廢藩置県まで、砺波地方は前田藩の支配を二八七カ年間受けることとなる。この天正一三年という年は、砺波にとって自然的にも人文的にも重要な年で、中世と近世と境の年であると定義してよい。

ここで付言して、砺波は、近世初期に「利波」の字が多用されたが、藩主前田氏の利家・利長・利常の字と同じであつたことから、寛文一二年（一六七二）より古来の「礪波」もしくはその略字の砺波を用いるように改められた。^(三) もう一つ、越中は、同じ加賀藩のかの加賀・能登と異なり、一反が三六〇歩、一石が二四〇歩の旧制が近世を通じて行われていたことである。^(四)

砺波の開拓事情を示す悉皆的史料は「元和五年（一六一九）利波郡家高ノ新帳」が最も古く、十村組・村ごとの役家数を記している。

ついで「正保三年（一六四六）越中国四郡高付帳」^(五)がある。これは村ごとの高と新田高を記載し、それぞれの田方・畠方の内訳数字も掲げ、領主名を添え、さらに水損・日損などの特記を付すところもある。「明暦二年（一六五七）越中国郡別村御印之留」^(六)は、十村組、村別に草高・同年よりの手上高・免・同年よりの手上免・本米・敷借利足・小物成・その他の役銀を列挙する。「天保一〇年（一八三九）砺波郡高物成帳」^(五)は組・村ごとの手上・引・新開高・免を年代順に掲げる。

これらの記録は、徵税のために作成されたものであるが、砺波に

おける各年代の農村の悉皆的統計である。

そこで、「第1表」は、「第1図」に含まれる地域にあつた、加賀藩政時代のすべての村^(七)について、庄川の旧分流で区切る扇形地域すなわち（A）新又川以東、（B）新又川～旧中村川（C）旧中村川～富川、（D）富川～旧野尻川、（E）旧野尻川～小矢部川乃至庄川扇縁、（F）庄川扇状地外地域に分類し、村ごとに「家高ノ新帳」・「高付帳」・「村御印之留」・「高物成帳」の数字を掲げたものである。（富山県史・史料篇III『砺波町村資料』より作成）さらに『角川日本地名大辞典富山県』により明治五年（一八七二）の村ごとの戸数・人口数、同六年（一八七三）の地租改正のさいの農地面積を加えた。このときは一反が三〇〇歩、一步が六尺四方である。ただし再記するが、近世では一反が三六〇歩、一石が二四〇歩、一步は六尺三寸四方が標準である。（「第1表」では単位以下の数字は切捨てた。一は「なし」である。空白は、単位未満の微量、または原本に記載がないことを示す。）

先ず、農地の最古の現存統計である正保三年高付帳の数字の吟味をしたい。

加賀藩は慶長一〇年（一六〇五）砺波・射水・氷見の三郡に、領有以後最初の総検地を実施した。『富山県史・通史篇III』によればこのときの「検地打渡状」が二〇カ村分現存する。これらのうち高付帳に記載がある一五カ村と「慶長十年分物成定書」に同年の草高を記す金屋本江村について、打渡状・高付帳および明暦二年村御印高を列挙したのが「第2表」である。（表中一印は「なし」である。）

「第2表」によれば、正保三年の村高が慶長一〇年検地の分米（草高）をそつくり継承しているところが六カ村ある。これらはそれぞれの地形、周囲の地域の歴史から、すでに開発し尽された村と考えられ、慶長総検地の数字が四一年後も踏襲されていたのである。したがつて、両年の間に残余の村の高に増減があるのは、新開によ

<第2表>

(単位:石) 太字は<第1表>と重複する村

年 代	慶長10年 1605	正保3年 1646		明暦2年 1656	備 考
		分米(高)	高	新田	
水 見	鞍河	1376.787	1378.75	—	1539 河谷と丘陵 鞍川
	中	643.7	643.75	—	764 同上
	くらほね	638.158	641.13	—	667 同上 鞍骨
	園	323.275	362.59	—	364 丘陵麓と潟湖岸
利 (砺) 波	沢川	559.73	560.53	—	610 山村
	六路谷	49.76	49.1	—	58 同上 六郎谷
	淵ヶ谷	106.755	106.76	—	114 同上
	勝木原	204.93	245.77	—	273 同上
	下向田	207.5	214.28	—	272 小矢部川下流左岸
	四日市	315.12	511.5	75.6	369 同上
	大滝	1177.128	1206.26	—	1361 小矢部川下流右岸
	本領	651.12	462.11	—	740 同上 本領八百
	負子	372.792	746.76	173.25	578 同上 下老子
	今市	181.54	90.51	26.79	241 同上
	五社	1025.6	1025.71	—	1114 同上、庄川扇端部
金屋本江		584	584	422.21	1142 「物成定書」による

<第3表>

年 代	寛永9年 (1632)						正保3年		明暦2年		備 考	
	古 高		新開高		元和 期開	寛永 前期	高		新田			
	石	(免) %	石	(免) %			石	石	石	%		
現 ・ 庄 千川 保左 川岸	吉住	801	21~35	56	—	56	796	88	901	44	西部 三ヶ	
	石代	611	8~16	6	20~40	—	6	307	—	530		
	落合	316	11~25	4	6~20	—	4	319	109	260		
	西保金屋	651	1~46	32	7~26	19	13	753	141	938		
	下中条	443	20~30	—	—	—	215	—	462	38		
千 保 川 ・ 新 又 川	伊勢領	590	34~36	60	20~32	23	36	295	74	711	45	
	中ノ宮	539	20~24	28	20~35	13	15	539	22	578	42	
	油屋	430	13~22	13	29	13	—	653	—	475	42	
	羽竹	222	11~13	—	—	—	—		—	242	42	
	放寺	418	26~32	6	20~25	5	1	418	—	455	50	
	石丸	416	35~37	13	4~7	13	—	416	—	476	51	
	古上野	853	25~33	40	20~30	22	18	834	78	1056	44	
庄 川 扇 頂 部	古上野	—	—	35	20~28	27	8	105	48	333	41	安室 利屋
	清水明	255	33~35	—	—	—	—	255	—	264	46	
	上野	196	22~30	101	19~28	56	44	300	—	330	37	
	あせち	123	23~26	42	15~23	24	17	120	158	215	38	
	ときや	45	21~26	52	19~29	35	16	52	128	132	38	

太字は<第1表>と重複する村

る増反、もしくは災害による潰地が当該村域内にあつたか、または慶長期の村がのちに他村と合併、あるいは分村という、領域変更があつたからであろう、と考えられる。本領八百村は、元和五年家高ノ新帳に同じ道明村組の本領村と八百村とに別記されていたのに、水害で過小村となつたためか、正保期までに合併したのである。

ここで問題にしたいのは、両年間の高の増加である。新田は別枠で扱われているから、増加の理由は、「荒すなわち「江堀道畔」「江川溝道」などを慶長時に含んでない村に、加えたことである。

「寛永九年（一六三二）利波郡戸出村又右衛門組古高・御新開指上高物成御帳」は貴重な史料で、同十村組下四四か村の全村それぞれの、すべての給人知行地・公領の給人名・高および寛永六・七・八年の免（税率）を記載し、さらに高については開拓年を記載されたものがあり、古高と区別している。ここで「新開高」として「指上げられた年代は元和元年（一六一五）から寛永八年（一六三二）までである。もちろん「川崩」による「引捨高」もある。

（第3表）は、その戸出村組高物成帳にある村のうち、現・庄川の左岸に位置し、かつ正保三年高付帳にも記載されている村だけを選び、それらを庄川旧分流による扇形地域別にならべ、各村の古高とその寛永六一八年の免の最高値と最低値、新開高の合計、上記三カ年の免の最高値と最低値、および元和年間（一六一六一二三）新開分と寛永年間前期（一六二四一三一）新開分に分類・整理し、これに高付帳および村御印高の数字を付したものである。（単位未満は切捨てて表示した。一印は「なし」、空白は微量か原本に記載なしである。『富山県史・史料篇III付録』より作成。）

この（第3表）は、元和から正保までの三〇年間に庄川扇状地の地域ごとに農地の変動状況が異なることを物語る。すなわち、当時庄川の主流であった千保川と中田川（現庄川）の間の地域では、石高を減少させた村が多い。水害のためであるが、慶長以前の村高が

わからないから、庄川流入による被害の実態が把握できない。しかし、当時主流の一つだった千保川より西の地域は、伊勢領村の半減・石丸村の微減の外は、正保の高は寛永九年の古高そのものである。新田開発もあり多くない。これらのことから、水害の危険も少く、開発が相当進んだ地帯であった、と考えられる。もう一つの地域、扇頂部についてである。地形学上厳密にいえば安室村・利屋村は庄川扇状地でないが、正保の高はほぼ寛永前期の古高であり、元和期から開発されたものが正保の「新田」につけ上げられている。扇頂部の、上野村は安室・利屋型であり、清水明村は千保川・新又川地域型である。古上野村だけが例外で、正保期の高が寛永九年の古高と連絡していない。「越中志徵」によれば、この村は、千保川洪水で家屋敷田畠が流失したため立退き、高堀・墓浦・長源寺村領内に移つて上野村をつくった。その後「千保川附除、元和三年右百姓之内元村江立帰村立申に付、其より古上野村と唱申由」とある。この千保川洪水を慶長一四年と推測しているが、その年代の真偽はともあれ、この古上野村は慶長総檢地のさい存在し、正保の村高はその復活として扱われた、と考えてよいのではないか。

従つて、（第2表）へ（第3表）から、正保三年高付帳に記載される村で元和五年家高ノ新帳に村名があるものの「高」は、慶長総檢地の数字を受け継ぐものである、と断じてよいのではなかろうか。（水害や重税忌避のため百姓退散などの場合を除く。）正保の高付帳の「新田高」は元和期以降の新開農地を示すもの、とつけとれるのではないかろうか。それにもう一つ、（第3表）に示すように新古間に免相（税率）がほぼ共通するものさえあるのに、新田高を別記する理由が何か。越中においては給人地（家臣俸禄地）・公領（藩直轄地）が複雑に錯綜していたが、慶長期以後盛んに行われた新開地は、原則として公領に編入され、諸役免除・無代官・直納等の恩典が与えられた。両者は区別されねばならず、戸出村組高物成帳も新開高に

は公領代官名を必ず記載している。すなわち、日本歴史上の、太閤検地に登録された農地を古田といい、それ以後開拓されたものを新田と称するという通説が、太閤検地を慶長総検地といい替えて、正保の高付帳の高・新田高に適用できるのではなかろうか。

従つて、**（第1表）**に挙げた、砺波平野西寄り地域の諸村の大部分は、一七世紀初頭には存在し、そのうちのかなりの数の村が江戸時代を通じて見せた姿にまで到達していくことになる。

（第1図）中 砺波平野の歴史の舞台に周辺山麓地帯が古くから登場したが、内部は庄川の乱分流のせいで永く空白であった。庄川扇状地が歴史にその姿を現わしたのは何時頃であつたろうか。

（第1図）の範囲の地名が、前田氏領有（一五八五）以前に、直接史料に出たものを『富山県史・史料篇II』から拾い、最も年代の古いものを列挙したのが^{（第4表）}である。この表中（）内の地名は、**（第1表）**に文字がないが、（）内の地名の領域の一部が**（第1図）**の範囲中に含まれる。参考に掲げた**（第3図）**は『角川日本地名大辞典・富山県』から転載した近世郷荘図である。この図の根拠は富田景周『越登賀三州志』であろう。中世の地図ではないので、だいたいの位置を知る手がかりとして掲げた。

「野尻」についてかなり中世史料があり、応安四年（一三七一）に「野尻城」の語もあり、**（第1表）**の野尻よりかなり広い、むしろ**（第3図）**の野尻郷をほぼ指す、と考えられる。

柴田屋村は、天和五年家高ノ新帳の本江組の「柴村」と「たや」が合併したものであるから、「芝村」はここであろう。「院林郷」が属する石黒庄は、平安時代からみえ中世末まで持続する、越中最大の莊園である。砺波平野西南部周辺地帯に位置し、中世、庄内に、院林郷をはじめ一〇郷が成立し、その中心が石黒上郷で福光旧町附近、中郷が桐木・森・下吉田・前田・梅ヶ島あたり、

下郷が安居・上川崎・下川崎あたりまで延びていた、とされる。^{（五）} 中世の砺波の豪族石黒氏の根拠地でもある。**（第1図）**の左下隅あたりが石黒庄の一部であつた。ただし、石黒庄の領域は庄川扇状地をどこまで含んだか、わからない。

「中村」は、越中にはもちろん、砺波郡にもいくつかあるが、「中村願称寺」は現に西中に願称寺という大寺があるから、この中村は、近世の上（神）嶋村・西中村・東中村・下中村となつた。旧中村川もここを貫流したから名付けられた、とみられる。

「水嶋」も勝満寺という大寺が現存する。

「鍋島」は、家高ノ新帳に「式間（軒）なべ嶋」とあるが、のち太郎丸村に合併した。近年まで字名として残つていた。

中世の「油田」がどこか比定できないが、家高ノ新帳に戸出又右衛門組に「あふらたん之内 中宮」の語もあり、明暦の村御印では油田中村・油田宮村・油田堀之内・油田大坪・油田町村とあるから新又川と千保川の間の地域で、**（第3図）**も参考になる。明治二二年（昭和二七年）に油田村が置かれた**（第2図）**のものこの地名にあやかつたのであろう。**（第1図）**の右上隅あたりが中世の油田に含まれるかも知れない。

「和沢」は**（第1図）**左上隅の野寺の下に文字の右半分がある。和沢村は、家高ノ新帳以降近世に続くが、これも**（第3図）**に郷名としているので、中世の範囲が今日では不明である。

以上みたように、中世史料に現存する地名は少いが、庄川扇状地にあり、中世にここが無人の野ではなかつたことを知らせてくれる。扇央部東寄り地域に五郎丸、**（第1図）**のすぐ右へ続く地域に太郎丸・三郎丸・石丸という、いかにも中世の名田起源を思わせる地名がある。しかしこれらが近世以前に存在した史料も伝承もない。

次に中世の遺跡であるが、文献上、文化二年（一八〇五）富田周著『越登賀三州志』に「故墟」として砺波郡に三四カ所あげるうち

<第4表>

地名	年代	西暦	史料名	関連文
野尻	文和3年	1348	將軍家御判御教書案	越中国野尻庄、(中略)為勳功之賞、所領預置也。
柴田屋	天文18年	1549	賢心物語	綽如上人京都ヨリ、野尻へ御下向ノヨシ承伝候。(割書)モシ芝村ノアタリカ
院林	建暦元年	1211	関東御教書	越中国石黒庄内院林・太海両郷惣追捕使職沙汰之間、(中略)院林三郎殿
(石黒)	弘長元年	1261	関東下知状	石黒庄(10郷)院林郷 上郷 (中郷)(下郷)
中村	永正10年 天文11年	1513 1542	方便法身像裏書 証如上人日記	中村願称寺門徒 就当番之儀、越中衆、干時中村願称寺也。
水嶋	天文13年	1544	同上	就当番之儀、越中衆、干時水嶋勝満寺
鍋島	天文5年	1536	最勝寺諸塔諸末寺領 知行安堵状	鍋島一所、一天寄進、四名之内小寄進在之。
(油田)	弘安元年 文明18年	1278 1486	平賀惟長譲状 蔭涼軒目録	越中国油田条 太秦安樂院領(中略)只一所越中国油田村是也。
(和沢)	長享2年	1488	同上	寄進常光寺、(中略)越中国和沢村等

『富山県史・史料篇Ⅱ中世』より作成

注 ()内は、その領域の一部が<第1図>に包含される地名である。

<第5表> (*再建)

村名	寺名	宗派	創立年代	西暦
水島	勝満寺	東	承元元年	1207
西之島	光西寺	東	承元元年	1207
福野	西方寺	西	応安2年	1369
中	願称寺	西	永享12年	1440
上川崎	高參寺	西	文明6年	1474
院林	常願寺	東	明応元年	1492
苗加	万福寺	東	明応3年	1494
野尻	善覚寺	東	大永元年	1521
興法寺	淨教寺	西	大永2年	1522
下後丞	万徳寺	西	大永4年	1524
下川崎	蓮乘寺	西	大永4年	1524
二日町	普願寺	東	元龜元年	1570
野尻	徳忍寺	東	天正19年	*1591
神島	円光寺	東	天正19年	*1591
経田	竜專寺	東	文禄元年	*1592
下中	光琳寺	東	文禄3年	*1594
狐島	憶念寺	東	文禄3年	*1594
東中	善福寺	東	慶長5年	1600

<第3図> 近世郷荘図



『角川日本地名大辞典』より転載

〈第1図〉区域に所在するものが一ヵ所ある。「野尻」旧註に云ふ。

東西九十四間、南北八十間、比内二十間四方遺跡、今一向宗徳仁寺境内也。其の余は皆鋤尽して田畠となれり。」「新屋敷寺家新屋敷村領、(南北朝期守護)桃井直常臣(名略)第迹と云ふ。今猶二十七、八間に二十六、七間(約五〇メートル)四方の土居あり。」安永九年(一八七〇)宮永正運著『越の下草』に「柴田屋古館」・「寺家新屋敷古館(中略)今は封疆・堀の跡のみ少々残れり」・「前田村館跡」が(第1図)区域に記される。^(一)金沢市立図書館蔵の「越中古城集」に「一、鷹栖館跡、当時、田畠に打開、土居^(二)纔に相残り候。先年小倉何某居住之由ニ而小倉殿館と唱申候。」とある。文化文政頃の上申書の写しかと思われる。

中世の遺跡として、鷹栖地区の不動島共同墓地が、L字形の土塁を現存する。圃場基盤整備工事以前の、国土調査法による昭和三七年(一九六二)の測量図によると、東北側と東南側にそれぞれの一边が、長さ五一メートル・基底幅六九メートルである。今日、外周側圃場から一一・五メートル、内側一・二一・七メートルの高さである。その北隅を東南東から西北西へと不動島用水路が通るが、その護岸とは土塁の幅も高さも全く異なる。この土塁は「文政一年(一八二八)不動島村田地割本帳」から「小倉」の「土居」といつたことが知られる(五三頁参照)。福井市一乗谷の朝倉館の遺構のようにもと口字形であつたか。同地区に「館主は木舟左近に焼打ちされて退転した」との口碑が残る。文献史料が全くないが、中世土豪の居館跡と推測できよう。小倉の土居は、藩政時代に不動島・鷹栖・神嶋三カ村境であり、不動島用水以北が不動島、以南が鷹栖村領であったのに、この土塁内とその前域約三〇アールの「小倉島」だけが鷹栖村内に突出し、「天保六年(一八三五)鷹栖村基盤打立帳」にこの地を「小倉やしき」とする。ただし、人家はなかつた。水田となつていたが、土居跡は惣地として村営され、共同墓地とさ

れたのは明治初期と思われる。ここを中世居館跡とすることに問題点もある。何故近世以降村境といふ僻地にあるか。第二に不動島村の最上流部に位置するとはいえ村の東端にあり、西端に近い同村の神社から七百メートルも離れているのか。不動島の村民の大部分がこの館主の子孫とすれば、中世の村落と近世の村落とが必ずしも直線的関係でないことを暗示する。

このような中世遺跡は(第1図)中、他に現存しない。

中世の居住状況を知る手懸りとして浄土真宗寺院を取上げたい。

砺波地方は、現在も浄土真宗が圧倒的に優勢であるが、中世、一向一揆王国の加賀にすぐ隣接し、一向一揆が盛んであつた。しかし、庄川扇状地には(第4表)の「証如上人日記」のほか一向一揆の活動を記す史料がほとんどない。そこで加賀藩に指出した「貞享二年(一六八五)寺社由緒書上」の中から、(第1表)の村に所在する浄土真宗寺院を、^(三)村名・寺院名・創立年代を慶長年間まで列挙したもののが(第5表)である。(『加越能寺社由来上』から作成)

寺社の縁起の通性として自ら称する創立年代はにわかに信じられないが、無下に退けることもできない。砺波の浄土真宗の布教・流布状況から(第5表)の示す大勢は首肯しなければなるまい。ただし、注意しなければならないのは、貞享時の所在地に該寺院が創立されたとは限らない、ということである。例えは、福野は慶安三年(一六五〇)に町立てされたので、その後、西方寺は広塚地区八塚からここに移つた。光西寺は『証如上人日記』天文一五年(一五四六)二月九日条に「桜田光西寺」とあり、東蟹谷地区平桜・平田にあつたが、慶長一七年(一六二二)西島へ移つたという。勝満寺は松沢地区和沢から水島に移つた。院林の常願寺、苗加の万福寺は越前からそれぞれに移つて来たという寺伝をもつ。とにかく、(第1図)中の扇央部には、砺波の他地域に比べて、中世にすでに所在していた浄土真宗寺院が少いこと、とくに(C)新又川・旧中村川地域に

は皆無であること、を知る。ただし、近世初頭に再建とあるものがかなり多いが、あたかも本願寺の石山合戦敗退から東西分裂の時期でもあり、真実は詳かではない。

慶長から寛永にかけて頭肝煎・十村肝煎を勤めたと伝える家は、ほぼ例外なく、草分的長百姓か武家・公家の系譜を持つ土豪的侍百姓であつたとされるから、初期の右役に（第1表）の村名を冠する者を拾つと、苗加村次郎左衛門・西中村宗右衛門・本江村甚吉・野尻村甚蔵がある。しかし（第1図）中の村々はほとんど周囲の村名の十村組に属しているから、ここには中世末に有力な土豪的百姓が少なかつたことを示すのではないか。

次に、神社から（第1図）地域の中世を探ると、野尻村にある石武雄神社が野尻郷二十九ヶ村総社で、もとの神体が南北朝を下らない掛け仮である。しかしながら貞享二年寺社由緒書上に記録される神社はここにない。幾種かの神号帳が残るが、文字通り各村の神号と神官名を記録するだけで、また神社名も、神明宮・八幡社などありふれたものがほとんどで、手懸りにならない。

このうち、多分村名の由来となつたと考えられる不動鳴村の氏神「不動堂」は、正徳二年（一七一二）・宝暦九年（一七五九）・寛政五年（一七九三）の記録に残る。「宝暦九年神社改書上帳」および「天保六年加越能三州神号帳」の「宝暦年中御調理之節、書洩之分」において、不動を祭る村は荒木（吉江地区）・川合田・松木・西勝寺（石黒地区）・梅ヶ島（東石黒地区）・西明（蓑谷地区）・広安新（広塚地区）・福久（松沢地区）・原牧（宮島地区）がある。白山信仰の一つである不動の信仰が、砺波における白山信仰の拠点医王山の附近に中世末にも分布したことを物語り、不動鳴村の不動堂はその影響でないか、とも思われる。

最後に、（第1表）に鳴が下につく地名が多い。何々鳴という村名を正保三年越中四郡高付帳から拾つて、その分布を平野地方に限つ

て掲げてみる。

小矢部川沿岸には、梅ヶ鳴・上次郎鳴・下次郎鳴・鳴・茄子鳴・稗鳴・四十万・蓑鳴・内鳴・高田鳴・答野鳴（以上砺波郡）・北鳴・米鳴（射水郡）がある。

庄川扇状地には、野村鳴・鹿鳴・不動鳴・西鳴・水鳴・神鳴・紺屋鳴・狐鳴・小鳴・胡麻鳴・鶯ヶ鳴（砺波郡）があり、現庄川右岸に鳴・小鳴（射水郡）がある。

井田川上流左岸に福鳴、神通川左岸には、萩鳴・藏鳴・田鳴・宮ヶ鳴・鶴鳴・牛鳴・草鳴（婦負郡）があり、神通川右岸には、秋鳴・犬鳴・中鳴（新川郡）がある。上市川流域に下鳴・上鳴・小鳴・片見川流域に吉鳴、黒部川流域に君鳴・青鳴（新川郡）がある。

以上は越中についてであるが、序に、類似の地形をもつ加賀の平野地方における島がつく村名を、天保年間の「郷帳」から拾つて、その分布を掲げると次のようである。

手取川現右岸の明島・森島・吉田漆島・向島・長島・源兵衛島・水島・鹿島（石川郡）・田子島・久五郎島・左岸の牛島・福島（能美郡）がある。梯川流域に小島・大島・不動島（能美郡）があり、柴山潟畔に中島（江沼郡）、浅野川右岸に中島（河北郡）がある。

いずれも周囲の住民から見て、水に囲まれた島状の地という認識を与える地形であるから、島がつく地名であることが首肯できる。そして、島がつく地名をもつ村はともに、四周の村よりも先に開発されていないようである。

これまで長々と、いろいろな観点から探求したように、中世の庄川扇央部は、無人の荒野ではなく、すでにかなり定住があった、と断じてよい。

（第1図）の左下隅の、小矢部川左岸の山麓地帶や小矢部川・山田川・旅川等の氾濫原地帯が古くから開発されて、砺波中世史の主要舞台の一

つであつたことは当然であるが、野尻村に「野尻城」があつて、南北朝時代に地方勢力の一つの根拠地となつてゐることから、庄川の本流は現在の二万石用水の線の野尻川乃至それ以東でなかつたろうか。とすれば（第1図）の庄川扇状地地域は庄川の本・分流が乱流していたかも知れない。

しかし、（第3表）にみたように、近世初期に庄川の分本流であつた千保川・中田川の間の地域は、当時、農業を當みながら集落を維持していた。庄川扇状地面は、幾何学の円錐面でなく、成因から自然堤防のよくな微高地面と、旧河床にあたる微凹地面が、交互に放射状分布をしていた。微凹地は、しばしば浸水があつても、もともと緩傾斜のある扇状地であるから排水も比較的速かであり、水草の稻を栽培する水田や用排水路を通すぶんには大した支障がない。住居を微高地に置けばよいのである。従つて、扇央部に中世、「油田」や「中村」が実在したことは驚くにあたらない。五郎丸・太郎丸・三郎丸等の所在地もかかる微高地帯であるから、中世起源の村落である可能性が高いが、証明する中世史料が現存しない。

扇央部における定住の問題点は、洪水の危険よりも、むしろ水田灌漑にあつたのではないか。厚さ数十メートルの砂礫層の上であるから、文字通り笊に水を注がねばならない。もし洪水が定住を阻む唯一の理由であるとすれば、庄川扇状地を流れた水が注ぐ、小矢部川右岸の氾濫原地帯も同様でなければならないのに、（第2表）に数例あるように、近世初期に開発が終つてゐるようである。事実、戦国時代にこの地帯を支配した木舟（大滝地区）の石黒氏の存在は中世史料から窺える。

さて、灌漑用水源は、第一に河川が考えられる。（第1図）右下隅の、庄川扇状地の扇縁外側の地域は、多分、高清水山地から流下する小川、または、庄川の山間部から平坦部への出口あたりで庄川本流から分水して山麓を通す用水路、すなわち今日の新用水によつたか、

であろう。ただし新用水（（第2図）参照）が当時すでにあつた記録はない。中世の井波や高瀬の様子からみて新用水存在の可能性はあるが、高度差が少いため流水量は乏しかつたであろう。扇央部では、近世の千保柳瀬口のように本流に取入堰を設けるものが考えられるが、中世の土木技術や資本・労働の事情からみてかなり困難な方法で、中世という時点ではいかがであろうか。むしろ、明治以前、小矢部川中流にみられたように、川原または川の曲折を利用して、上流より自然流水を取り入れる導水方法が採用されたのではないか。従つて、本流よりは小分流が利用し易い。庄川扇状地東寄り地域が中世に開拓が進んでいたらしいことが、（第1表）・（第3表）から推測されるのは、当時、庄川が扇状地西寄り地域を主に流下したためではなかろうか。

水田灌漑用水源の第二は地下水で、自然湧泉水を利用することである。庄川扇状地の湧泉帶はおおむね中田一戸出一石動の線で、扇端部としてよく、ここから下流はかつて湿田地帯であった。この地帯が中世末までに相当開発が進んでいたことは（第2表）・（第3表）で見た通りである。しかし、扇央部の自由地下水位は、庄川上流にダムが建設された昭和初期までは、季節的増減が相当大きく、水位は五月～七月に高くなつた。この時季に扇央部にも湧泉する地域があつた。例えば、不動島村鎮守木舟神社（旧不動堂）の境内を「しおうず（湧泉）」抜き外濠が取廻んでいて、夏季境内に自噴井が湧出た年があつたと伝える。神社から下は「しおうず（辺）」と呼ばれ、夏は冷たい地下水が湧き、排水のため「頭なし江（水路）」が設けられ、ここは低収穫地区として他と区別されていたという。ほぼ海拔四三メートル、津沢地区の清水村がほぼ同海拔である。しかも、（第2図）に見るように、昭和初期にも庄川の直接灌漑地はだいたいこの線までであった。扇状地西寄り地域では、夏季湧泉帶において地下水を水田灌漑に利用できたのである。もちろん、この地域は、庄

川用水の「おたれ（余り洩れ）水」と一部地区では小矢部川からの取水の用水も利用した。しかし、夏季の湧泉水は、かの扇端部程豊富でなく、また、宙水的性質であるので地域差もあつたであろうが、ともかく水田耕作を可能にしたのではないか。このため、庄川の主流があり、本川から取水が困難であつても、中世の「和沢」や「水鳴」が成立・維持できたのではなかろうか。扇状地東寄り地域における夏季湧泉の問題は、今日確かめようがない。

以上考察したように、中世の庄川扇央部は、(A) 新又川以東がかなり安定した農村であり、(B) 新又川・旧中村川地域に何ら史料・遺跡がないが、近世初期の村落事情から(A) 地域に準ずると思われ、(C) 旧中村川・宮川地域と(D) 宮川・旧野尻川地域が広大な原野を残しながら、部分的には村落が成立し、(E) 旧野尻川・庄川扇縁・小矢部川地域が(A)(B) 同様にかなり安定した農村であつた、と見られる。

近世初期の扇央部開拓 家入城四百周年のタイトルで大パレードが行われた。空梅雨で晴天続きの六月にその日だけどう降り。負けた一向一揆衆の怨みの涙雨だ、という戯言もあつた。前田氏は天正一三年（一五八五）越中を領有したとはいえ、入国早々は、一向一揆の体験をもつ新付の農民を支配する段階において、村々の指出をそのまま承認することによって、戦国以来の旧年貢高を確保するのが、前田氏にとって精一杯のことであつた。以後、次第に領国經營が安定し、ようやく加賀百万石の巨大な姿を浮上させて行く。

越中における新開^(三六)に関する初見史料は、「文禄三年（一五九四）古納加村新開許可状」で利長が納加村次郎左衛門の申請に対し許可を与えたものであり、条件は年貢一作免除、諸役については一般の村並みであった。「文禄三年太田村年貢割付状」は一反四斗とし、「文

禄五年（一五九七）野村島新開許可状」は「野尻之郷鹿鳴之内野村鳴」の新開を命じたもので、条件が当年の年貢は反当二斗、開作者に永代耕作権を認めるにあつた。この新開命令は藩主の親書に一門家老の添書を付しているので、新開に対する藩当局の熱意を感じる。「慶長九年（一六〇四）瑞光島野開につき許可状」は「かの鳴ノ内ずいかうし鳴」に新村を立て新開を許可し、条件が諸役三カ年免除であった。この年以降の新開史料の数が多くなるが、庄川扇状地は文禄期から各地に新開が進行したことが知られる。また、「文禄五年（一五六七）金屋本江村検地打渡状」^(三七)は二六町七反余とするが、既に見たように同村の慶長一〇年の草高五八四石が三八町九反に相当するから文禄五年より四五パーセント増である。

かかるうちに慶長一〇年（一六〇五）総檢地となる。この地積・分米（草高）が、かなりの場所で、一七世紀中葉の改作法施行頃までそのまま踏襲された、と見てよいのではないか（九頁参照）。

その後も庄川扇状地の各地で新開があるが、関係史料として、苗加村の元和三年（一六一七）・同六年（一六二〇）・寛永一〇年（一六三三）・同一年の各新開許可状が残り^(三八)、「当村之内庄川付除河原」「慶長拾年御繩之外」「川原石之間」^(三九)とあります。条件は永代御台所入、「御年貢之儀者可為御定之趣」とある。野村鳴村の寛永九年・同一年の新開許可状も残っている。「御繩之外絵圖之内」「石原之間へ庄川の泥を屯」「少宛新開」とあり、流水客土法による施工かとも思われる。条件は「御検地を申請、御年貢諸役可為御郡並」と、優遇を感じさせなくなつてゐる。

近世初期、すなわち、一六世紀末から一七世紀中頃までの、庄川扇状地の開拓の進行について、前記以降の個別的史料がないが、悉皆的史料が代わる。それらの史料の記載を、(A) 地域について表示したものが(第1表)である。凄いばかりの新開の、庄川扇状地西寄り地帯の内部地域ごとの実態を知るために(第6表)を作

〈第6表〉砺波平野西寄り地域の内部地域別、時期別の開発状況（〈第1表〉より）

年 代 事 項 地 域	正保3年 1946		明暦2年 1657	天保10年 1839	イ ア	ウ ア+イ	ウ ア	エ ウ	イ÷ア ÷4.1	(ウーア イ)÷(ア +イ)÷ 1.1	(エーウ)÷ウ ÷18.2
	高ア	新田イ	高ウ	高エ							
	石	石	石	石	%	%	%	%	%	%	%
砺波郡	222,111	18,751	246,348		8.4	102.4	110.9		2.1	0.0	
第1表	25,668	8,220	41,690	47,843	32.0	123.0	162.4	113.6	8.0	19.2	0.74
B	3,908	683	6,750	7,136	17.5	147.0	172.7	105.7	4.4	39.2	0.31
C	7,535	4,514	14,666	15,327	59.9	121.7	194.6	104.5	15.0	18.1	0.25
D	2,497	1,296	4,734	6,068	51.9	124.8	189.6	128.2	13.0	20.7	1.54
E	5,530	1,154	8,428	10,401	20.9	126.1	152.4	123.4	5.2	21.7	1.28
F	6,198	556	7,112	8,435	9.0	105.3	114.7	118.6	2.3	4.4	1.02

〈第7表〉 近世初期の庄川筋用水江高

(単位:石)

明暦元年 1655	寛文10年 1670	明暦元年 1655	寛文10年 1670	明暦元年 1655	寛文10年 1670
坪野口 4,345	坪野口 4,517	若林口 6,762	若林口 6,761	中郡 4,500	
岩屋口 6,004		新又口 7,888	新又口 6,393		芹谷野口 3,191
六ヶ村口 1,286	} 岩屋口 8,026	千保口西筋 5,515	千保口西筋 3,073		(小矢部川水系)
野尻口 10,229	野尻口 9,576	同 東筋 3,284	同 東筋 2,825		たび川八ヶ村用水 4,200
中村口 4,208	鷹栖口 4,874	中田川筋 20,640	中田川庄内口 17,335		佐加野口 1,036

『富山県史・通史篇III』1056頁から転載

〈第8表〉承応3年（1654）太田村百姓家族構成（「高持成」による）

百姓	持高	家族	家持下人	下人	計	馬	百姓	持高	家族	家持下人	下人	計	馬
ア	333.9	5	6	9	20	6	チ	29.1	5			5	1
イ	89.2	4	2	4	10	2	ツ	29.1	4			4	1
ウ	146.0	4	6	4	14	4	テ	50.0	3	2	1	6	1
エ	25.0	4		1	5	1	ト	100.0	3	1	4	8	2
オ	25.0	3			3		ナ	36.0	3			3	
カ	63.1	4			8	2	ニ	44.6	2			2	
キ	30.2	5			5	1	ヌ	50.0	3			3	
ク	20.0	5			5	1	ネ	50.0	3			3	
ケ	50.0	3			3	1	ノ	80.0	4			4	1
コ	50.0	4			4	1	ハ	72.4	4	1	1	6	2
サ	50.0	4	1	1	6	1	ヒ	114.3	3	2	1	6	2
シ	75.0	7	1	1	9	1	フ	50.5	4		2	6	2
ス	35.0	3	1		4	1	ヘ	157.2	3	2	4	9	1
セ	34.0	5			5		ホ	54.3	4		1	5	1
ソ	64.5	2			4		マ	25.0	5			5	1
タ	43.8	4			4		村中	10.0					
計		2081.4	119	25	40	184	36						

『金子文書』139頁以下から作成

成した。〈第6表〉は、〈第1表〉から作成した、砺波平野西寄り地域の、内部地域別、時期別の開発状況を示す。

だいたい〈第1図〉は地理的・歴史的に根拠がある地域区分でなく、本書の編集・出版の都合によつたものに過ぎない。また、地域区分(A)～(F)に所属させた村のなかに分類が曖昧なものがある。境界にした旧分流の河川跡に建てられた村を両側のどの地域にするか、とくに理由がない。また、旧河川の両側に跨る村があり、一応村域のうち面積の広い側の地域に分類してある。とくに宮川を跨ぐ村が多い。さらに、境界の旧河川の河道が変動や分流があつて必ずしも明確でないもの、例えは中村川がある。従つて〈第6表〉は終始、科学的厳密さを欠く。しかし、かなり内部地域の開発状況の特色を物語つてくれる、と信ずる。なお、砺波郡の合計値は各原本の記載数である。しかも正保の高付帳に記載洩れの村が散見する(〈第1表〉中の空欄がその例)ため、これまた厳密でない。

次に、〈第6表〉の各年代の村高の内容について言及する。正保の高付帳について、すでに(一〇頁)見たように、高は慶長一〇年(一六〇五)総検地のもので、新田高はそれ以降新開されて正保三年(一六四六)までの四一年間の合計である、と仮定する。明暦二年(一六五七)村御印高は、藩の増徴のための改作法の一環として砺波郡平均二パーセントの手上高^(四〇)を含めて、正保三年から一年間の新開高と合算したものである。天保一〇年(一八三九)の村高はその後一八二一年間の手上高(なかには引捨高)との合計である。

〈第6表〉によれば、慶長期において、(C)地域が村数こそ多くないが、地域全体として他地域にひけをとらないまで成長している、と思われる。(E)地域が扇状地の先進地帯らしい貫禄がある。慶長一正保期に(C)地域の新田増加が質量とも素晴らしい。量はともあれ増加率では(D)地域も同様である。しかし〈第1図〉地域は内部に格差があつてもともに新開の盛行を示す。この慶長一正保期

の新田増加を一〇カ年平均値として算出すると(C)一五%、(D)一三%、(E)五・一%、(B)四・四%、(F)二・三%となり、中村川・野尻川地域の開発の盛んであつたことが分る。

正保一明暦期において、期間が短いが、新開の勢いがますます盛んであった。一〇カ年平均新田増加率を見ると、(B)地域が実に三九・一%であった。太郎丸村の新開の急増が最大の原因であった。(E)三一・七%、(D)二〇・七%、(C)一八・一%、(F)四・四%となり、いずれも慶長一正保期を上廻る。しかし、さしもの開発ブームもここまでで、藩政後期までは一〇年平均で一%余りが最高の増加率で、初期に期間最高率を示した(C)・(D)は%にはるか及ばない有様であった。

一七世紀前半の慶長一明暦年間の約半世紀のうちに、宮川を挟んで中村川・野尻川の間の地域は、農地をだいたい倍増させた。新又川・中村川の間の地域が七割増、野尻川・小矢部川・扇縁の間の地域が五割増という躍進振りで、この期間、砺波郡全体として八%増に過ぎず、二四、二三七石増であつたうち、〈第1表〉の庄川扇状地である(A)～(E)が一五、一〇〇石増であるから、何と六二%を占めたことになる。

近世初期においても、庄川扇央部の開発の原因であり結果であったものは、灌漑用水路であった。しかし「明暦元年(一六五六)庄川水当所々覚書」を溯る史料は、ごく局地的なもの僅少を除き、ない。これを表示したのが〈第7表〉であるが、今日の砺波平野の灌漑システムが既に一七世紀中頃には出来上つていたことを知る。〈第2図〉で掲げた庄川筋用水取入灌漑区域図は、藩が寛文一〇年(一六七〇)から着工した庄川分流締切り工事による正徳四年(一七一四)松川除完成以降の取水状況を示すが、各用水の灌漑区域はそれによって変更があつたわけではなく、〈第2図〉・〈第7表〉・〈第6表〉を見くらべてみると、近世初期に庄川筋の灌漑網の整備が進捗

したことが分る。そして、一七世紀中葉に庄川扇状地に張りめぐらされた灌漑用排水路網は、用水上流部を除き、大綱において二〇世紀中頃と同じであつたと考えられる。その技術と施工および管理維持に驚く外はない。

近世初期の 村と村民

近世初期の庄川扇央部の爆発的な新開、すなわち治水、広野の開墾、灌漑用排水路の開設・維持、さらに増加する新旧併わせての田畠の農耕などに必要な労働力の問題について考えたい。

これに関する最古の悉皆的史料は「元和五年（一六一九）利波郡家高ノ新帳」である。同郡全體の十村組村ごとの役家高を何間（軒）と記し、組ごとに集計、最後に郡の合計を四、一七四間としている。役家の設定は、理論的に検地が終了した段階で行うことができるが、「金屋本江村旧記」に、村高五八四石の同村の「家よみ」で慶長一四年（一六〇九）八間、元和四年（一六一八）の一間の各百姓名を記している。不思議なことに両年に重複する名がないが、ともに、「家よみの御奉行」による調査によることを示している。家高ノ新帳はこうした調査の結果であり、各村の家高は公簿に登録される夫役負担の農民数であることを示し、一種の課税台帳であった。「寛文三年（一六六三）川西家高付之帳」の各村の家高とほぼ同じである。例えば、鷹栖村は元和五年三六間、寛文三年三七間とあるが、寛文一〇年（一六七〇）六一軒の百姓があつた。水嶋村は元和五年二二間、寛文三年二一間、寛文一一五年三三軒の百姓があつた。このように元和五年家高ノ新帳に記載された数字は、当時の公課負担の農民の実態を示すものであり、その後の新開によつて増加した農民数を無視できる、各村の権威ある本源的農家数とされた、と考えられなくてはない。なお、寛文の家高には村肝煎家が別にされ、小村、例えば四間の不動嶋村には肝煎家がない。元和の家高ノ新帳には、「此外村も入在」と注記される十村組があるから、この註記のない組の

村では村肝煎も含んだ数と見られる。^(四六)

元和の家高ノ新帳に記載される各村の農民について見てみたい。

慶長総検地による村高がそのまま一七世紀前半に引継がれたところの好例が、^(四七)第2表の五社村（正得地区）である。同村の家高が一六間であるから肝煎家を加えて、元和当時一七軒あつたことになる。従つて、五社村の百姓は平均六〇石、約五・三ヘクタールを耕作していたことになる。^(四八)第1表中の村で、庄川扇状地にあり、正保時に新田高のない一八カ村のうち、百姓一軒あたり、最高が南高木の一六二石、百石以上三カ村、五〇石（約四・四ヘクタール）以上一カ村、それ以下四カ村、最低が日詰三七石（約三・二ヘクタール）である。つぎに正保の高付帳に新田高がある^(四九)第1表中の二三カ村の、元和の役家当たりの古高を見ると、庄川扇状地では、最高が小杉一二三石、百石以上二カ村、五〇石以上一カ村、それ以下一小村、最低が太郎丸二〇石（約一・八ヘクタール）で、村高千石以上一石で、同じ扇状地でも、新田がある村々が新田のない各村よりも百姓当たり古高がやや少い。序に^(五〇)第1表の庄川扇状地外では、同じ平均値において興法寺五六石が最高で、前田三二石が最低であるから、扇状地の村々よりやや少な目の感じがする。

山田野新開の「寛文一三年（一六七三）山田野へ出百姓の覚」によれば、一百姓の規模は高二五石（約二・二ヘクタール）を家族二人に下人二人を加えた四人ほどの労働力と馬一匹によつて耕作するもので、頭百姓はその倍の規模となつてゐる。これが当時の砺波地方の農村における適正規模の農家であつたろう。

家高ノ新帳記載の農家数は、役家数であり、役の家「外は下百姓之趣に而、役銀相立不申候」とされて^(五一)いるから、全農家数でない。近世初期の砺波における村落の構造、各層農民に関する史料は、一七世紀中頃の太田村のものより遡るものがない。同村は、庄川扇状

地東寄り地帯に位置し、千保川の東の、多分中世以来の大村で、初期十村役に太田村宗右衛門が出てい、同家に残る所謂金子文書のなかの「承応三年（一六五〇）高物成^(四九)」に、太田村の三一軒の百姓の持高・免・定納口米・藩よりの各種債務・家族構成・「下人」数・内「家持」数・馬匹数を記載する。なお、同村の「よみ家」二五間、「よない家高持」六間としている。この高物成の記載を一覧にしたのが△第8表^(五〇)である。金子文書に、承応期のものと思われるが年号なしの「旧記」があり、太田村の二九軒の百姓の持高・定納口米、同居傍系親族を含む家族名・下人下女名と各年齢・馬匹数、さらに藩から貸受けた作食米・入用銀高・使途を記している。旧記を参考にして高物成から近世初期の村落・家族構成をみると、先ず百姓について、旧記によれば二九軒中二世帯同居が五軒、三世帯同居が一軒、いずれも惣領の傍系親族が同居している。高物成と旧記は共に下人をもつ百姓数および下人数が同じである。旧記は性別も記し、下女人数が二五人となる。では下人・下女とはいかなる者か。下人中家持が二五人あつたが、多分豪農の屋敷内外に家を持ち、数代にわたって働いた隸属農民であろう。家持下人をもつ百姓は九軒である。その他の下人・下女は年季奉公人が主であろう。旧記に藩からの入用銀使途として「給銀不足ニ相渡申度候」と申告する記載が散見することから傍証できよう。また、身売り下人・下女もあつたろう。金子文書に「元和七年（一六二一）娘十年季売渡状」が残ることから推測できる。さて、家持下人の家族について記入がない。主家の下人中に含まれるとすると年齢的に不合理なものがほとんどである。とすれば、この時期この村の下人は記載の六五人を上回る人数であったと見なければならない。

記述がやや傍道に外れたが、元に戻して近世初期の庄川扇央部の新開の盛行の労働力を考察しなければならない。そこで村の大きさに観点を移す。

元和の家高ノ新帳の四七九カ村は、城端・井波両町を除くと一カ村平均役家高が八・二軒となる。本百姓数の少ない村が非常に多く、既開発地域、開発途上地域を問わない。これから、すでに中世末から本百姓数軒という小村が普通の状態であつたと思われる。中世文書にその名が見える和沢村が、元和の家高九軒、正保の古高八六〇石、新田高八八石である。前田利長が慶長六年（一六〇一）一九カ条の治安条例を出したなかに「田畠境目之事は、繩打候て可為如相定時之事。付、山野堺目は、能登・加賀は利家御入国以来、越中は利長入国以来可為如有来事」の文言があるから、村境は中世末で凍結されたとすれば、庄川扇央部のよう広大な未開地のある地域では、中世末に普通の村落、すなわち小村であつても、広大な村境を保有して近世初期を経過できたのではなかろうか。そのため、開発が進行するとともに大村に成長するのではなかろうか。しかも、近世初頭から村落の併合が行われ、△第1図^(五三)中でも芝と「たや」が柴田屋に、太郎丸・嶋（又は青嶋）・鍋嶋が「太郎丸三ヶ村」に、打方・宮村・諏訪が下中に、晚田と相木が晚田相木になつた。元和の家高ノ新帳になく正保の高付帳に出る村は△第1表^(五二)中に六つあるが、新村の建設であろう。藩側の姿勢として、大村を分割することをせず、大村に成長することを容認するというよりはむしろ歓迎したのではなかろうか。中世的血縁・地縁的共同体村落よりも貢納単位としての村落であればよく、貢租使役を確保するためにも、さらに治水・灌漑事業の遂行のために、大村が効率的であつたためであろう。

大村に成長した理由として考えられることは理論的に、自然増にあたる、村内百姓・下人の人口増加がある。しかし、明暦の村御印高一千石以上の大村が、大部分、中村川・野尻川地域に集中することは、社会増にあたる他地域からの転移入であつたろう。だが今日では、何時、何処から、如何なる者乃至集団が、何故やつて来たか、全くわからない。一部個々の伝承もあるが、それらも確めようもな

い。考えられることの一つは、前田氏領有以降平和がやつてきたことである。このため、従来の在地武士層の帰農、一向一揆の末流のものの移住(例、^(五四)飛驒屋)、周辺既開発地域の過剰人口の流入、所謂走り百姓の逃散先き等があつたであろう。かくて、頭百姓に率いられた譜代下人たち、周辺地域の豪族から送出された、本百姓の二、三男と土地なき農業労働者である雇人たち等いろいろあつたろう。なお、この扇央部開拓の様態は、中世にも見られ、また一七世紀中葉以降の庄川旧分流廢川跡や周辺の洪積台地の新開にも見られた通りである。

以上を要約すると、近世初期の庄川扇央部の村落は、ほとんどが中世末までに成立していたものを継承し、とくに西寄り地帯では新開が盛行し、他からの移民も迎え、なかに大村に発展するところがあつた。

近世初期に 散居の有無

長々と村落の成立について見てきたが、扇央部の村落の形態について考えてみる。

先ず、中世の村落形態は集村であつた、と見なければならない。同じく大河川の扇状地で、大部分が中世までに開拓された、すぐ隣りの加賀の手取川平野は塊村形態を今も続けている。砺波平野だけが中世末までに散村となつていたとすることは、全国に類例がなく、人文的にも自然的にも無理な所論である。

さて、問題は近世初期の村落形態である。

砺波では、そして庄川扇央部でも、一部の例外(野尻・太田・柳瀬など)を除き、本百姓一〇軒内外の小村が標準であつた。筆者はこれらの村は集村か、せいぜい凝集的散居であつた、と考える。たしかに、扇状地面は自然的に任意の点がすべて同条件としてよい。しかし、近年の圃場基盤整備事業の施工以前は、微高地と微低地が交錯し、なかに年数回も冠水する低地帯があつて、そこには人家がなかつた。(第1図)左上隅の野寺・金屋本江・下後水のかなり広い

三角地帯に家屋の記号がない。水路網整備途上の当代では、居住適地はかなり限定された微高地上であつた筈である。また、微高地ならどこでも住居に適したか。地下水が深い扇央部では飲料水は川水であつたが、今日墓地などとして孤立して残る旧微高地面は、水田面から數十センチ乃至二メートル高いものがあり、ここも居住不適な個所があつた。それに、村落とは人家が密集するところとする古來からの観念もあり、平和が続くからというだけで急に散居するところはない。

しかし、開拓が進むにつれて、新開地が次第に集落から遠くなると、未開の広野に小から大までの水流がある当時の交通の不便さもあり、農耕作業が困難さを増す。中世から近世初頭に小村が標準的であつた理由はここにあつたのではないか。加賀藩が領有時の村域を固定させたため、広大な未開地を領域内にもついていた扇央部の村が新開を進めるごとに、耕地の遠隔化の不便が増し、その上さらには開拓を計画するさい、耕地への近接の便を求めて「新村を立」てることになる。一六頁以下に挙げた新開史料のうち、慶長九年野村鳴から瑞光寺鳴を、元和三年苗加村が新村を立てるごとを許可されている。また、文禄三年「古納加村」とあるから新苗加村があつたことを思われる。しかし、後世これらの新村が独立した村になつていなければならぬ。本村から分れた集落であつても行政区画が元村に含められたままであつたし、このような分村もまた集村形態であつたのではない。か。苗加・野村鳴両村に限らず、新開史料が現存しない、附近の大村も同様な状況であつたろう。すなわち、近世初期に開拓によつて大村となつた村々は、いくつかの小集村の複合体であつた、と考えねばならない。

ここで登場してほしいのが、牧野信之助氏の所論の根拠とされた文面である。^(五五)引用すると

「金屋本江村長左衛門組下苗加村百姓共、作場手遠にて難義仕候

間、村をわけ田地手寄能所に家を立罷在度由、断書付出し置候。

村をわけ候て、手つかへ申義有之候哉、弥々吟味仕、滞申事も無之候ハ、田地仕廻次第、百姓共望之通家いたさせ可申候。若又、其方共存知寄も無之候ハ、委細可申越候。三ヶ村に分候て、肝煎も老人宛立申首尾候ハ、先肝煎扶持米三ツにわけ候て渡し候様ニ可申付候。以上

戊(寛文十)十月二日

岡田左七^(五六)

(以下五名略)

富丸村二郎四郎^(以下四名略)

藩吏が十村役に宛てた許可状とみられる。寛文一〇年(一六七〇)

といえど苗加村は、同年村高二、五四四石、延宝四年(一六七六)の肝煎給米帳では家数五二・八軒、うち無家役九・八軒、村肝煎二名^(五七)ある。文面から、当時この村が集村状をなしていた、としか読めない。牧野氏が言われたように、この文面では元来存在した新村を指すのか、新開村を指すのか識別できない、とすると、既に見たように同村はこの時期には開発が終了しているから、新開村についてでない。今日、同村落のどこにこのような大塊村が立地していたか、想像もできない。同じ扇央部の大田や柳瀬が今も集村形態であるから、苗加も現在の寺院と神社の附近に集村を形成していたと考えなければならないだろうか。同じく扇央部の大村、水嶋や野尻の当時までの集村の位置が、現在の寺院・神社のあたりの区域であることは、地形や今日の人家分布状態から、おおむね首肯できる。

しかし、苗加村は、現存するその新開史料から文禄一元和期に分村による小集村が成立していた可能性が大きく、三カ村はあつたとしてよい。この推測が真実であるなら、牧野氏の所説と同じ結論の、この寛文一〇年の文面が散居のはじまりと解してよからう。なお、

「寛文三年家高付之帳」^(五八)には同村の肝煎家^(五九)とある。

隣村の鷹栖は、寛文一〇年六一軒の百姓があり、外に相当数の無農民がいた筈である。これだけの大集村がどこにあつたか。同村の場合、苗加・水嶋・野尻のような古くからの権威がある寺院がなく、また、神社も正徳二年(一七一二)社号帳に五社が挙げられ、それぞれ現今では離れて鎮座する。寛文三年家高付之帳に村肝煎家二とあるから、前記文面からも、同村ではすでに複数の集落から構成されていた、と思われる。そして、再説すると、当時小村が一般的であるから、大村のなかの小集落分立こそ自然のあり方と思われていたのではないか。広大な村領域をもつ大村にあつては、村民はかなり自由に自村領内の野開きをしたため、自家耕地が遠距離となつたものが出来た。そこで耕作の便利のため、耕地に近く散居を欲求するようになり、さらに、改作法以来、武士が農村に立入らなくなつて治安の危険が薄れ、治水事業の進捗が水害の危険も薄めた。このような社会情勢が散居を可能にした。

とすると、庄川扇央部の、苗加・鷹栖等の大村の内部で、集村からの分散が開始された。時期は一七世紀後半、改作法以降である、と筆者は主張しておく。そして散居は次第に四周へ波及していくが、決して急激でない。それは以下に論述したい。

最後に、砺波の散村の成立の根拠にされる、鷹栖村の御藪について、反論しておきたい。鷹栖村では慶安四年(一六四一)の検地のさい、矢竹用に民家の竹藪が三一ヵ所「御藪」として指定された。その地点が明かに散居になつてゐるから、つまり、近世のはじめに散村はすでに成立していたことを示し、恐らくその起源は中世に溯源する、とするものである。これは、地元の郷土史家中宗平氏の持論であつた。^(六〇)『砺波市史』^(六一)が砺波散村の説明に同説を記述したので、『富山県史』にも採用され、同説が定説になつた観がある。しかし、同説の論拠が薄弱である。

ヤタケは節が低く、節間が長く、質が強いため、矢の材料として

加賀藩が保護をした。砺波地方でニガタケといい、鷹栖村以外でも御矢藪があつたようで、年貢免除とされた。竹藪は竹材用のほか洪水への備えもあつたようだ。ともあれ、後世の文化二年（一八〇五）

「御藪改」

「足軽と山廻役が

「御越御改」

「其節之書物ニハ御藪持人之

書上申通りニ御座候」

（六四）

「私共在所先年百姓中居屋敷持

藪之内ニ而御竿除御預藪三拾壱ヶ所御座候処、湿地等ニ而竹追々無

数ニ相成ニ付、安政三年（一八五六）退転」

（六五）

「跡地を開田し、替

り地の虎杖川原で「為試苗植付」

（六六）

「た」。

筆者が御藪が散居の証拠にならないとする論拠の第一は、藩末期の御藪預り人三一名のうち寛文一〇年（一六七〇）に所在が確認される家が一八であり（第11表）、他は後世に御藪番方になった者で、中に他村出身の転入者と明瞭に知れる家さえある。鷹栖村では御藪預り人が長百姓のステータス・シンボルと思われていたらしい。従つて、初代津右衛門のように村中の地位が上昇すると御藪番方になりたがる。また、没落農家が放棄・譲渡するのもやむを得ない。現に、安政元年（一八四八）の「私共在所与五郎御立藪番方被仰付御座候得とも今般在所勇之助江譲替仕度旨願書付上申」に対し、御郡奉行からの許可があつた書付けが残っている。このような預り人の移動が第二の理由である。第一、第二の理由により、散居が定着した一九世紀前半の御番方の住所が一七世紀前半の散村の根拠にならない。第三の理由は「百姓中居屋敷持藪」が百歩以上の御藪地が一九ヶ所あり、最大二五〇歩のものがある。このかなり広い竹藪が宅地内にあつたものか。中には居屋敷から離れた、川の畔などに置かれたものもあつたのではないか。藩末期の御藪の位置が不明であることである。まだ説明が足りないが、後続の主張を展開したあと、補足したい（三五頁）。

以上、筆者の散村の起源についての主張が、牧野説に結論においてかなり類似してきたが、全く同一ではない。そして、ここまで村落の成立を述べて来たのであるが、散村の成立についてはやつと入り口に辿り着いたところで、散村の成立はこれからである。

（一）西村嘉助「庄川扇状地の発達と人間の居住」（「広島大学文学部紀要」一三号 昭33 一七七—一八七頁）

（二）『富山県史・通史篇III』八五六—五八頁

（三）『同上』八五六

（四）石川県編・刊『石川県史・第参編』昭4 一〇二六頁

（五）高畠幸吉編『砺波町村資料』同資料刊行会 昭7

（六）『富山県史・史料篇III』昭55 付録

（七）紙幅の都合から（C）清沢新村、文化二年（一八〇五）村立、天保一〇年三七〇石、無家村、（D）百町村、明暦二年六〇石、天保一〇年一〇一石、明治五年一二戸五一人、の二か村を載げなかつた。

（八）六尺三寸が定法であるが、実情によるものか延尺の村が相当数あつたことが「天保一四年（一八四三）砺波郡御縮高根帳」（『富山県史・史料篇III』補遺一一二一六一頁）の村竿の数字から知られる。

（九）『富山県史・通史篇III』一六一頁。坂井誠一『加賀藩改作法の研究』清文堂出版 昭53 一七頁

（一〇）『富山県史・史料篇III』付録

（一一）『越中志徵』（上下合本）八四頁

（一二）坂井『加賀藩改作法の研究』一三八頁

（一三）『富山県史・史料篇II中世』昭49

（一四）富田景潤（文化二年著）『越登賀三州志』石川県図書館協会昭8 七〇〇—七〇六頁

（一五）『福光町史』二九四—九八頁、三六一—六九頁

（一六）中之富村は『越登賀三州志』では庄下郷とする。

(一七)『越登賀三州志』五四二頁、五四五頁

(一八)宮永正運(安永九年著)『越の下草』富山県郷土史会

昭55

六七頁

(一九)『砺波市史』二四八頁。『鷹栖村史』一六頁に戸出町図書館蔵「越中三郡古城集」(菊地六郎右衛門旧蔵)から同文を引用する。『砺波市史』は「鷹栖館跡」を小倉六右衛門の館あとで、通称庄官屋敷ともいう、としている。『鷹栖村史』の記述を速断して比定したものであるが、六右衛門家は文化文政期にまだ有力な農民として同村内に居住し(「津右衛門過去記」、^{（表）}第11表、3)、矛盾する。鷹栖館跡は現在痕跡がなく、どこか不詳である。

(二〇)『鷹栖村史』二三〇—三三三頁

(二一)『加越能寺社由来上』四八八—一九八頁、六五三—一六七頁

(二二)『福野町史』七〇五頁

(二三)『小矢部市史上』九二五—一七頁

(二四)『福野町史』九二八—三一〇頁

(二五)『富山県史・通史篇Ⅲ』二二六—一七頁

(二六)『富山県史・通史篇Ⅲ』八八三—九三頁

(二七)『福野町史』六三四頁

(二八)『鷹栖村史』一三七—三八頁、小矢部市水島・加茂清文氏蔵

[寛政五年九月砺波郡宮林鳥見当木書上帳]

(二九)福野町野尻・石武雄神社蔵

(三〇)『加越能寺由來下』一九一一七頁

(三一)井上銳夫『一向一揆の研究』吉川弘文館 昭43 二六七—

七七頁に白山仏教と本願寺教団との関係が指摘され、不動信仰も白山信仰の一つとされる。

序にいえば、白山信仰系の加越山地の諸寺院の医王山惣海寺・安居寺・俱利加羅長樂寺・石動山天平寺が阿弥陀信仰

を浸透させていたところに、井波瑞泉寺や加越山地の二俣

本泉寺・土山御坊(安養寺・勝興寺)からの布教により、

浄土真宗が大いに普及した。(第5表)中の光西寺は安居寺の一支坊からの転宗といい、勝満寺もはじめ興法寺にあつた安居寺の支坊といい(『小矢部市史』)。伝承がないが川崎や興法寺の諸寺院も無関係ではあるまい。ここに加越山地東麓既開発地帯から庄川扇状地への進出が感じられる。

(三二)『石川県史・第三編』附録 岩波書店 昭50

(三三)北陸農政局『富山県農業の展開と経済成長』四二二一頁

(三四)藤木久志『統一政権の成立』(『岩波講座日本歴史9近世1』)

(三五)坂井『加賀藩改作法の研究』一一頁

(三六)『富山県史・史料篇Ⅲ』五三八頁以下

(三七)『同右』三九五頁

(三八)『砺波市史』四三〇—三二一頁

(三九)『同右』四二七—一八頁

(四〇)坂井『加賀藩改作法の研究』三四九頁

(四一)『富山県史・史料篇Ⅲ』五六〇—六一頁

(四二)坂井『加賀藩改作法の研究』九六—九八頁

(四三)『富山県史・史料篇Ⅲ』付録

(四四)『鷹栖村史』二〇八—一〇頁

(四五)『水島村史』五頁

(四六)『第1表』中福田(組)の八か村、(B)の小島・小杉・

日詰・紺屋島・中神・杉木、(C)の神島・深江が該当する

が、小村もあるのですべて肝煎があつたか、疑わしい。

(四七)『富山県史・史料篇Ⅲ』五六八—六九頁、『同上・通史篇Ⅲ』一一二四頁。

(四八)若林喜三郎『加賀藩農政史の研究上』吉川弘文館 昭45

(四九) 金子文書編集委員会『加賀藩初期十村役金子文書』砺波市
教育委員会 昭51 一三九一四七頁

(五〇) 『同右』一五二一六五頁

(五一) 『同右』七一八頁

(五二) 『加賀藩史料・第一編』八三七一三九頁

(五三) 『富山県史・通史編Ⅲ』八六五ー六六頁

(五四) 『井波町史上』三六二一六三頁

(五五) 牧野信之助『土地及び聚落史上的諸問題』一六四頁

(五六) 「岡田」は「園田」か。原文を見ることができないが、『富

山県史』史料編に同時代、同役の人物を園田と読む。

(五七) 『角川日本地名大辞典富山県』六六三頁。

(五八) 『富山県史・史料編Ⅲ』附録

(五九) 『鷹栖村史』二〇八一ー〇頁

(六〇) 『同右』一八四一八七頁

(六一) 『砺波市史』四九六一五〇〇頁

(六二) 『富山県史・通史編Ⅲ』八六五頁

(六三) 例えは不動島村に「おややぶ」と呼称される約一〇〇歩の畠地が昭和まであった。

(六四) 後出「津右衛門過去記」文化二年条

(六五) 明治四年付旧鷹栖村有文書

(六六) 砺波市鷹栖、中明幸雄氏蔵

(六七) 牧野『土地及聚落史上的諸問題』三〇三一〇五頁

二、加賀藩政と鷹栖地区

改作法下の農家の消長 一七世紀中頃に施行された改作法は、以後、二世紀間余にわたる加賀藩農政の根幹をなし、藩側は高い率の年貢を安定した形で收受することができ、農民側は一村平均免（税率）による定免法に従い、武士と行政上接觸することがなくなつた。本稿ではこれから、加賀藩政を論ずるのではなく、改作法実施期間において鷹栖地区の農家がどのように消長し、それが散村の形成とどう関係したか、を考究してみたい。

鷹栖村が慶安四年（一六五二）、不動嶋村が承応二年（一六五三）の検地によつて下付された明暦二年（一六五五）の村御印によれば、鷹栖村の草高が三、五三三石、免が四ツ二歩（四二%）不動嶋村が二五一石、免三ツ八歩とされた。あれほど盛んであった開拓は、これ以後全く停滞してしまい、「万治四年（一六六一）より新開、其年、翌年作取、三年目・四年目両年半収納、五年目より者本収納之事」と銘下年季が領内画一の仕法によつて確定されたにかかわらず、藩末期までに、鷹栖村が御印高の五パーセント増、不動嶋村が一〇%増に過ぎず、鷹栖地区はこの期間三五〇ヘクタール前後の水田および宅地面積を擁してほとんど変化がなかつたことになる。

鷹栖村の三、五三三石の村御印高は、加賀藩随一のもので、越中全体の一村平均草高四〇八石、砺波郡平均四七二石に較べて、巨大村である。普通村数か村分の農家・農民の動向が一村として把握できる利点がある。不動嶋村の二五一石は、鷹栖に較べると過小であるが、二五〇石以下の村の累計数が越中の全村数の五二・三%、砺波郡の全村数の四五・八%もあるから、特別に小さいということもない。コンパクトであるから細部まで観察するには好都合である。それぞれ特徴をもつ両村を必要に応じ使い分けてゆく。

鷹栖地区の農家の消長を示す史料として『鷹栖村史』に「寛文一〇年（一六七〇）百姓所有高帳」と「享保一五年（一七三〇）百姓所有高調書」による両村分が掲載されている。ともに旧十村記録で前者は寛文一一年でないかと思われるが、そのままとしておく。鷹栖に「宝暦六年（一七五六）百姓中持高帳」^(三)、「文化五年（一八〇八）持高帳」および「万延元年（一八六〇）役高帳」^(四)が残り、いずれも村肝煎記録である。不動鳴には旧村有文書から「文政一二年（一八二八）碁盤割引地打木帳」と「万延元年百姓中持高帳」を使用する。これらの資料から作成した（第9表）が鷹栖村の、（第10表）が不動鳴村の、百姓持高の変遷を示す。（第11表）は、鷹栖村の一部農家の持高の変遷を示す。一農家の屋号は代々継承されたという原則を前提とした。例えば、加と嘉、宗と惣のように当て字が違う場合も同一と取扱つた。親と子で違つ名を称した事例があるが、今日それを知ることが出来るものは同一家と処理した。ただし、鷹栖は藩政後期に家数三百前後となるため村内に同名の農家が複数出現することもあり、判断に苦しむ。ともあれ巨大村の一世紀間にわたる変遷を表示することはごく一部の農家しか掲載できないことである。そこで表中の二時期以上に亘り継続した百姓の持高を示した。ただし、万延元年役高帳が読み難いため、これらの外に該当者があるかも知れない。（第12表）は不動鳴村の農家の持高および開作高の変遷を示す。この表は、前表と異なり、各時点における村内の悉皆の農家を掲載してある。なお、開作高の資料は旧村有文書のうち「安政四年開作帳」「西年・子年・寅年・巳年開作帳下書」による。農民の記号が複雑にしてあるのは後述の事柄（五〇頁以下）に關係するためで、ここでは触れない。

改作法後で切高仕法前の寛文一〇年（一六七〇）においては、百姓一家当り五八石（約五・二ヘクタール）平均、最高が村肝煎家の二二〇石（約二〇ヘクタール）、最低が五石（約四五アール）であるが、一〇〇石（約九ヘクタール）以上の大百姓一三家で村高の四八パーセントを所有する。二〇石（約一・八ヘクタール）以上の百姓が全百姓数の八三%である。すなわち、当ときわめて大規模経営であり、これは（第8表）の承応三年（一六五四）太田村の事例と較べて極めて類似し、当時の一般的な様態であった。ただ二〇石以下の小百姓が一〇家あり、承応期の太田村では最低が二〇石である（五）、新しい現象であり、分家か没落のためか不明である。ともあれ、村内百姓は当時多くの「下人」を擁して、多分直営手作りしていだと考へねばならない。

田畠亮貢は、幕府が寛永二〇年（一六四三）に禁止を令したが、加賀藩はこれより先んじて元和元年（一六一五）にこれを禁止し、寛永八年（一六三一）に再禁していた。しかるに年貢皆済に支障を来たした百姓が手近かで高価な持高処分に応急策を見出し、禁制のため質入類似の処分が絶えなかつた。さらに延宝（一六七三一）・貞享・元禄と連続の凶作によつて百姓の貸借関係はいよいよ危機の様相を呈するに至つた。そこで、藩は元禄六年（一六九三）いわゆる切高仕法を公布し、百姓相対での土地譲渡を認め、さらに「不覺悟」にて年貢難渋仕、皆済滞、持高耕作難勤百姓有之候は、「村肝煎・組合頭吟味仕、十村遂詮議、其身に応開作可仕候程之高見計為持置、相残る分切高に仕、余高望人聞立候而其品双方書付を以拙子共へ可申聞候、則切高望人可申付事」とし、さらに単独相続を強制した。〔六〕かくて切高仕法によつて、「頭振」、「下百姓」などの無高農民の小百姓化が公認された反面、貧窮百姓の頭振への転落が促進された結果、藩は元文（一七三六—四一）頃には切高の制限を考慮しなければならなくなり、寛保元年（一七四一）皆切高を禁じて、一、二

<第9表> 研波郡鷹栖村百姓持高の変遷

年代 持 事 高 区 分	寛文 10年 1670		享保 15年 1730		宝暦 6年 1756		文化 5年 1808		万延元年 1860	
	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*
	村内他村%	%	村内他村%	%	村内他村%	%	村内他村%	%	村内他村%	%
100石<	12	20	46	11	10	50	10	6	41	6 1 2 27
~ 80石	6	10	15	4	3	10	2	1	5	5
~ 60石	4	7	8	4	3	8	5 1 4	12	1 } 2	4 1 7
~ 40石	8	13	10	6 1	6	7	10 1 6	14	12 4	18 14 4 18
~ 20石	21	34	17	16	15	14	16 2 10	13	36 11	26 37 12 28
~ 10石	6	10	3	21	18	8	21 2 14	10	25 3 9	11 34 1 11 13
~ 1石	4	7	0.8	33	29	3	58 34	5	85 29	10 86 27 11
1石>				19	17	0.2	41 25	0.2	121 42	0.4 140 44 0.5
計	61	100	100	116 1 117	100	100	163 6 169	100	100	288 4 292 100 100 319 1 320 100 100
村 高	3,533石		3,654石		3,654石		3,654石		3,670石	
村高／村 内百姓数	57.9石		31.3石		22.1石		12.7石		11.5石	
資 料	「百姓高附帳」 『鷹栖村史』		「百姓所有高調書」 『鷹栖村史』		「百姓中持高帳」 今井勝一氏蔵		「持高帳」 柴田吉郎氏蔵		「役高帳」 柴田吉郎氏蔵	

* 持高区分中の百姓の持高合計が村高に占める百分率

<第10表> 研波郡不動嶋村百姓持高の変遷

年代 持 事 高 区 分	寛文 10年 1670		享保 15年 1730		文政 11年 1828		万延元年 1860	
	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*
	村内 他村	%	村内 他村	%	村内 他村	%	村内 他村	%
60石<								
~ 40石	1	1	39	2 1	55	1	21	1 19
~ 20石	4		43	3	25	2 4	61	2 4 59
~ 10石	3		18	2	11	3	15	2 11
~ 1石			1 2		9	3	4	6 3 10
1石>			4		0.3			11 1.4
計	8 1 9	100	12 3 15	100	9 4 13	100	22 7 29	100
村 高	251石		256石		256石		265石	
村高／村 内百姓数	29.0石		21.3石		29.4石		12.0石	
資 料	「百姓高附帳」 『鷹栖村史』		「百姓所有高調書」 『鷹栖村史』		「碁盤割打木帳」 旧村有文書		「百姓中持高帳」 旧村有文書	

* 持高区分中の百姓の持高合計が村高に占める百分率

升高を残すことを命じ、享保元年（一八〇四）残高一升と定めた。

これを「名高」と称する。^(七) 分地相続については寛文四年（一六六四）に、「百姓死後せがれ成人有之候へば、高三ヶ二者惣領、三ヶ一者次男、其外子供高分願候得ば」認めた。しかるに切高仕法で「百姓二三男江高分の儀、一円不相成格に候得共、五十石^(八)内に不相成分者承届可申旨、元禄年中申渡置候」とあるが、この配分した残高が五〇石以上の場合だけ分高が許されたのは元文三年（一七三八）ともい。^(九) ただし分地相続しなくとも、百姓二、三男は「取高」によつて百姓となることは合法であった。取高による新規独立を「入百姓」といった。なお、享保六年（一七二一）「切出高取候者其村江為引越、百姓棟を相立可申候、然共其村江為引越候子供等も無之時分、其段十村江申断如先例懸作持可仕事」大高を持來候百姓（中略）他村に懸作高持候て（中略）懸作高の分は、切出高仕可申候、去共無拠居住所に持來候高の内切出高仕義に候は、可為前段之通事」と、他村より又は他村への懸（掛）作を追認しつつも、居村の持高売却には制限を加えよつとしている。

さて、切高仕法は土地移動を合法化しただけでなく、中世的な持高手作り経営から近代的寄生地主経営への移行の開始を意味するのではなかろうか。加賀藩の一部地域にこの頃に地主小作関係が現われつつあつたという指摘があり、自作できなくとも小作させることによって取高を増加させることができると考えられ、切高仕法は、藩の意図とは違つた面にも作用していったのではないかだろうか。

再び「第9表」・「第11表」に戻ると、鷹栖村は、切高仕法すなわち農地売買認可法から三七年後の享保一五年（一七三〇）には、六〇年前に較べて、百姓数が二倍近く増加したが、二〇石以上の百姓数は約二割しか減らず、とくに六〇石（約五・三ヘクタール）以上百姓持高合計はほとんど変らず、三ペーント減に過ぎず、村高の

三分の二強を一九家で經營し、最高家も前代と同じで三五三石、六〇%も増していた。したがつて、増加した百姓数は小農の増加にもたらされたのである。この六〇カ年のうちに名を失つた百姓が三四%に及ぶことが注目され、中には屋号をえて継続しているものもあるかも知れないが、激しい交替を物語る。懸作は鷹栖出村の百姓である。鷹栖出村は、中村川跡に鷹栖村の九名の百姓が中心になり貞享二年（一六八五）新村立したところであるから、この懸作者は故村で錦を飾つたのかも知れない。

これから二六年後の宝暦六年（一七五六）では、百姓数がさらに四割増となるが、二〇石以上の村内百姓数は同じであり、その持高合計も微減に過ぎない。六〇石以上の持高の合計は五八%とその構成比が一割減となつた。最高は同じ家で三〇六石である。他村からの懸作地主が六名、その持高合計が一九二石、この中に町人が一名ある。一石以下の名高に近い百姓が全百姓の四分の一を占めるに至つたことが注目される。村内百姓一家當り二二石（約一・九ヘクタール）といえ、小作經營がかなり普及していた、と思われる。

ついで文化五年（一八〇八）は、その後五二年を経ているが、百姓数が七三%も増加し、また階層的構成が一層零細化しているのが目立つ。すなわち、増えたのは、一石未満の百姓で総数の四二%となり、五石以下の百姓が七一%も占めた。上層部がやや分解傾向で、二〇石以上の村内百姓が七倍増である。一〇〇石の町人懸作がある。六〇石以上は、村内百姓数が半減し、その持高の構成比は三一%と低落が著しい。最高家も交替し、享保・宝暦期三百余石であった家が五升という転落振りとなり、代つて二〇五石が最高値となつたが、この家は宝暦時の七倍増である。一〇〇石の町人懸作がある。面白い記事がある。鷹栖村肝煎「津右衛門過去記」文政二年（一八一九）「四月、御領国一統請作（小作）田しらべ御座候。五月、才許十村四日町平助殿かげ聞役、新田才許埴生村伝右衛門殿同じ、当

村ニ而、当五ヶ村并水鳴村百姓・頭振不残御呼立、田歩帳面御読為聞、人々印形御取被成候。且又寅年万造（雜）帳御取上り被成候」とあるのは、當時、加賀藩において小作制度が広く普及して、藩も介在に乗出していることを物語っている。同じ過去記文化五年条の金沢城焼失の為冥加銀の蟹谷組村々「記帳之写」は、各村内部および各村間の経済力の実態を示す資料であり、地主—小作関係を背景にしなければ理解できないのではないか。というのは、他村への懸作があるからである。ここではこの問題にこれ以上立入らないことにする。

最後に、文化五年から五三年後の万延元年（一八六〇）においては、百姓数が一割弱しか増えず、既に飽和状態になつていることを示す。村内百姓一家当り一一・五石（約一ヘクタール）は、土地生産力が低い當時では最低生存線すれすれの面積であつたろう。この期間に、二〇石以上の村内百姓の家数が二軒増であるが、持高合計が微減した。しかし村内五十余名の地主が村高の四分の三を所有し、残り二割余の土地に増加する零細農民ひしめく、という構造は半世紀前と同じである。この年鷹栖村の家数三五〇軒であつたから、四〇軒の頭振（無高農民）がいたことになる。この様子は、そつくり明治時代に持込まれたのである。

次に、（第10表）・（第12表）により不動鳴村を見る。小村であるから紛れがない。（寛文一〇年（一六七〇）の本百姓一家当り二九石（約三・二ヘクタール）で、最高でも五二石（約六ヘクタール）、最小が一二石（約一・三ヘクタール）であるが、鷹栖村から懸作一名で村高の一七%を占めた。享保一五年（一七三〇）では、六〇年前より村内百姓が三家増えたが、名高百姓が四家もあるから、実質は減少で、代って鷹栖村から懸作三名の合計草高六三石、構成比二五%に及んでいる。最大の懸作百姓は、寛文時と同一家で、（第11表）の8であるから大百姓であるが、やがて姿を消す。ただし不動鳴村一

の百姓が隣りの上後永村に二〇石の懸作をする。その後史料がなく、約一世紀後の文政一一年（一八二八）には悲惨な状況に落ちている。

百姓数も九家に減り、うち名高が二家、合計しても村高の六割しか持高がなく、残り四割の農地は鷹栖村からの懸作四名に所有された。それから三二年後の万延元年（一八六〇）には、百姓数が急増したとはいえ、零細地主が増えただけ、実質的には文政時より一家が没落したが、その持高がそつくり所属・糸岡組十村の金屋本江村長田家に移っている。その他とも合計一〇八石、村高の四一%が懸作地主七名に握られ、うち五名が鷹栖村からである。一〇石（約一・一ヘクタール）以上の村内地主五家の合計が一一七石、村高の四四%に過ぎない。このように貧乏な不動鳴村も、比較的豊かに見える鷹栖村と同じく、百姓一家当り平均農地が一二石程度である。

この年のこの村の農地の、所有と耕作の関係は後で詳説するが、藩政末期の加賀藩農村では小作制度が整備されていた。書名も年代もない、南部砺波地方五〇カ村の村勢を記した小冊子がある。當時鳥見役を勤めていた人が使用していたもので、十村役の村鑑帳の写しと思われる。多種の情報を書きこんだなかに田地割の最近実施年があるから、天保末期（一八四三頃）の記録と考えられる。この中に各村の「高壹石下シ米」と「（地主）作徳米」が記されている。小作料が公認されていたことを示している。このハンドブックの記載中（第1図）に所在する村については、（第13表）に表示する。

農民層の分解が大村・小村の区別なく進行した。多くの零細農家は小作と日雇いによって生計を立てていたとみられ、地主は所有田を、必ず自作しなくてもよし、望めば小作に卸すことができるようになっていた。改作法の目標の貢税確保は最後まで貫かれたが、改作法下の加賀藩農村は一世紀間に大きく変質したのである。

(つづく)

(単位:石)

年代 百姓	享保15 1730	宝暦6 1756	文化5 1808	万延元 1860
71	1.53	.52	13.15	39.4
72	.81	16.1	.1	
73	.8		.5	.3
74	.5	1.52	.1	.1
75	33.66	13.43		
76	25.9	.35		
77	16.15	7.57		
78	11.37	10.2		
79	11.11	.1		
80	10.21	5.5		
81	5.05	5.05		
82	.53	.03		
83		173.46	.05	21.81
84		104.71	2.9	
85		70.87	65.	.1
86		43.93	7.1	2.52
87		26.24	22.35	12.67
88		22.72	5.6	30.23
89		22.21	7.	37.5
90		16.66	10.	4.5
91		10.7	53.2	50.9
92		9.59	7.5	10.65
93		8.7	.05	.05
94		7.8	.1	1.6
95		6.97	5.	11.24
96		3.	.05	.15
97		2.2	11.6	.15
98		1.1	7.9	.1
99		2.7	1.6	.1
100		.1	7.9	.1
101			.05	.2
102			.05	2.5
103			.05	.05
104			14.14	.1
105			14.13	9.

年代 百姓	宝暦6 1756	文化5 1808	万延元 1860	年代 百姓	文化5 1808	万延元 1860
106	3.03	3		136	21.	28.14
107	2.6	5.		137	20.	23.23
108	10.2		.1	138	19.6	27.2
109	5.1		.1	139	18.8	49.43
110	.05		.05	140	14.	19.6
111	.05		.05	141	13.	13.76
(112)		195.39	13.53	142	12.	54.19
113		98.9	41.92	143	11.1	23.14
114		83.5	353.37	144	11.1	4.55
115		73.47	129.1	145	10.5	28.35
116		56.2	66.62	146	9.9	9.9
117		55.	34.51	147	7.9	.1
118		52.	114.17	148	6.5	16.94
(119)		34.7	63.5	149	5.5	.11
120		33.	.05	150	4.5	23.21
121		32.5	11.51	151	4.	31.28
122		31.53	58.3	152	3.75	25.1
123		31.25	12.8	153	3.	11.85
124		26.5	.1	154	3.	15.6
(125)		25.5	.1	155	3.	.1
(126)		24.1	34.36	156	2.9	5.3
127		24.1	33.21	157	1.5	6.17
128		24.5	3.05	158	1.15	.1
129		27.5	16.35	159	.4	1.
130		23.1	9.71	160	.5	11.86
131		27.77	.1	161	.1	15.7
132		28.	.9	162	.05	.05
133		22.6	27.7	163	.05	.45
134		22.45	.15	164	4家.1	.1
135		21.1	1.26	(165)	.05	

外に18家あり

(単位:家)

時期 初出	寛文	享保	宝暦	文化	万延
寛文	42	40	32	29	28
享保		40	35	31	21
宝暦			29	25	24
文化				75	75
計	42	80	96	160	148
総数	61	116	163	288	319

^付表^ 上表の累計

<第11表> 鷹栖村百姓持高の変遷

(単位:石)

年代 百姓	寛文10 1670	享保15 1730	宝暦6 1756	文化5 1808	万延元 1860	年代 百姓	寛文10 1670	享保15 1730	宝暦6 1756	文化5 1808	万延元 1860
①	220.4	353.65	306.18	.05	1.09	⑥	21.7	22.55	28.51	205.6	241.36
2	187.2	4.4				⑦	22.4	27.6			
③	170.15	186.93	185.39	113.97	21.	⑧	18.7		1.29		.1
4	162.	198.				⑨	15.6	16.6	16.6		8.5
⑤	134.3	151.63	3.59	.05		⑩	10.2	22.74	34.46	44.1	40.51
6	120.7	11.37	10.2			⑪	9.2	2.4	7.7	.1	10.3
⑦	114.36	42.15		.1	.1	⑫	5.	5.15	2.7		
⑧	107.6	157.49	104.91	30.17	53.77	⑬		133.85	127.89	1.1	.1
⑨	104.8	130.63	112.52	.1	19.96	⑭		108.79	84.55	24.5	.17
⑩	101.35	147.35	131.2	107.	46.13	⑮		46.34	3.05	.5	
11	100.	100.99				⑯		42.71	62.9	.2	.3
⑫	96.14	99.	100.51	51.71	50.27	⑰		42.44	51.74	24.64	.14
⑬	93.6	87.34	45.45	.1	.2	⑱		42.17	47.74	30.77	
⑭	69.2	123.35	113.35	.24	.1	⑲		41.29	26.26	.1	
⑮	62.5		2.88	42.7	.1	⑳		31.3	22.72	20.5	
16	53.4	90.89	59.58	.1		㉑		29.39	76.23	131.65	71.8
17	48.1	156.49	22.72	20.5		㉒		25.43	6.75	6.21	.25
⑯	46.6	21.63	40.9	141.5	36.13	㉓		20.87		.1	
⑰	42.7	76.51	132.9	.1	7.52	㉔		21.85	16.16		
㉑	42.1	65.64	70.69	50.3	21.37	㉕		14.32	14.14	24.75	6.06
㉒	41.	15.46				㉖		13.92		20.58	.1
㉓	40.9	36.21	41.66	17.69	16.11	㉗		13.95	5.5	.1	.05
㉔	40.7	30.27	44.93	93.1	20.5	㉘		10.83	.05	3.	.3
㉕	38.	30.11		30.17	.1	㉙		12.12	10.1	26.1	
㉖	37.6	38.72	42.	38.1	.67	㉚		11.28	12.79	42.62	20.38
㉗	37.5	71.81	76.86	9.11	.12	㉛		10.53	.05	3.	.5
㉘	36.6	5.14				㉜		10.21	20.2	25.5	20.8
㉙	30.	1.1	12.1	9.	.1	㉝		9.57		10.43	28.35
㉚	28.6	27.	33.72	58.4	28.35	㉞		8.57		10.43	22.33
㉛	28.	11.11				㉟		8.12	37.57	.1	
㉜	27.4	94.47	94.47	.35		㉟		6.	47.47	12.2	.14
㉝	26.8	.51	.55			㉟		5.13	.5	.05	
㉞	26.6	70.87	104.71	54.58	50.6	㉟		4.12	1.09	30.11	.1
㉟	25.	25.73		3.6	80.3	㉟		3.03	2.22	25.57	31.4
㉟	24.5	20.2	25.24		8.52	㉟		2.7	2.6	2.2	

注 ○印は藩末時代の「御蔵預り人」を示す。

2時期以上に亘り継続した百姓の持高を示すが、文化時の18家を割愛してある。

資料は<第9表>に同じ。

<第12表> 不動島村農民の持高および開作高の変遷

(単位:石)

年代 百姓	持 高				開 作 高					年代 農民
	寛文10 1670	享保15 1756	文政11 1828	万延元 1860	安政4 1857	文久元 1861	元治元 1864	慶応2 1866	明治2 1869	
A	51.57	40.7	30.	35.6	20.37	22.47	22.47	22.47	17.97	A
1	31.41	22.39			3.96	3.96	3.96	3.96	5.72	O
O	18.4	.2		.02	23.57	23.41	23.41	23.41	19.69	a
a	31.38	51.17	10.27	10.8						
h	24.57	20.35		.5						
E	11.87	10.18		2.8	7.77	7.76	7.76	7.76	8.85	E
2	22.67									
3	16.28	.8								
C	20.65	52.13	51.		22.25	20.64	20.64	20.64	17.96	C
f	17.3		.61		9.44	9.48	9.48	9.48	9.52	f
H		8.14		.11	8.96	8.96	8.96	8.96	9.57	H
4		.69								
5		.2								
B		13.06	35.6		21.67	22.77	22.77	22.77	18.53	B
b		15.	21.1		17.15	17.14	17.14	17.14	15.28	b
G			6.2	.7	10.88	10.65	10.65	10.65	9.41	G
I			2.4	.1	7.54	7.55	7.55	7.55	7.57	I
6			21.24							
M			1.5	.06	6.68	6.67	6.67	6.67	7.4	M
e				2.38	7.45	7.46	7.46	7.46	9.	e
L				.09	4.90	4.75	4.75	4.75	6.5	L
N				.06	3.59	3.59	3.59	3.59	5.48	N
F				2.55	7.05	7.05	7.05	7.05	5.85	F
D				3.35	11.25	11.24	11.24	11.24	11.24	D
d				2.8	14.41	14.41	14.41	14.41	10.64	d
g				1.3	3.95	3.96	3.96	3.96	6.27	g
K				.5	9.65	9.64	9.64	9.64	9.17	K
J				.5	7.22	6.42	6.42	6.42	9	J
i				0	8.93	8.92	8.92	8.92	7.67	i
j				0	6.65	9.58	9.58	9.58	9.74	j
P				0	6.68	5.49	5.49	5.49	7.57	P
Q				0	1.85	2.37	2.37	2.37	3.56	Q
R				0	2.55	2.2	2.2	2.2	2.26	R
									4.73	k
									4.31	l
									4.02	m
									4.15	n

<第13表> 天保末期・南砺の小作料

事項 単位 村	草高	免	高1石 下シ米	内作徳米
	石	%	石	石
福野	255.00	22	0.7602	0.4983
松原新	343.75	34	0.8796	0.4891
寺家新屋敷	106.50	46	0.9602	0.4277
苗嶋	1079.99	25	0.6649	0.3704
年代	274.50	31	0.7539	0.3922
百町	101.64	26	0.7535	0.4483
古軸屋	352.36	33	0.7986	0.4146
野尻野新	602.53	10		
鷹栖	3670.40	44	0.784	0.29472
不動嶋	265.20	38	0.78474	0.36218

<第14表> 文化5年から天保8年まで鷹栖村の新農家独立状況

事項 年	分家 (養子分家も)		頭振から 入百姓		他村から 分家		懸作		事項 年	分家 (養子分家も)		頭振から 入百姓		他村から 分家		懸作		
	戸数	石高合計	戸数	石高合計	戸数	石高合計	戸数	石高合計		戸数	石高合計	戸数	石高合計	戸数	石高合計	戸数	石高合計	
文化5年 1808	1	8.00							文政6年 1823		石							
6	2	6.00							7	1	7.64							
7	4	32.60			1	3.00			8									
1810	8								1825	9	7	42.00						
9	2	9.50							10									
10	3	21.00					1	7.00	11	2	13.00							
11	1	3.00							12	6	13.00							2 29.00
12					1	3.00	1	6.00	天保元年 1830	2	7	12.30						
1815	13								3	1	3.00							
14									4	4	12.00							
文政元年 1818	2	6.00			1	.10			5	4	12.00							
3	4	14.10			1	3.00			6	4	12.00							
1820	4								1835	7	2	6.00						
5	3	10.00							8	9	40.00							
									合計	69	232.94	12	12.90	2	6.00	6	62.90	

庄川扇央部の 散村の形成

かなり廻り道をしたが、これから砺波の散村の成立を考えてみたい。

筆者は本稿において、庄川扇央部の開拓が一段落した一七世紀中頃でも、扇央部の村落は、あまり大きくなかった集村、せいぜいで凝集的散居の形態であり、大きな行政村落では数個の普通の大きさの集村から成っていた、と推測した(二〇一~二二頁)。これから砺波の散村が形成されていった、と主張したい。

加賀藩の改作法下の農村は、切高仕法その他の法規・経済・社会情勢の変化などで、鷹栖地区を例としてみてきたように、農業經營形態が大きく変化し、農民層の分化が激しく進行し、ために個々の農家の消長はめまぐるしいことがあったことは(第10表)・(第12表)に示した通りである。

しかば、新しい農家として独立のさいの取高の原因は何か。文政末期の農家の大部分は、その後、切高仕法にいう取高によつて発足した百姓である。

しかば、新しい農家として独立のさいの取高の原因は何か。文化五年持高帳の末尾に文化五年(一八〇八)から天保七年(一八三七)まで逐年新しく独立した百姓の名・持高および理由が記載されている。これを一覧にしたのが(第14表)である。これによれば、この三〇年間に懸作の取高六件を除いて、八三名が新しく百姓として村に加わった。文化五年の百姓数の二八%になる。毎年ほぼ三軒の割である。もちろん、その傍で百姓から脱落する数も相当あつた筈であるから、村内百姓総数は新家独立軒数が丸ごと増加したわけではない。だが、村内に新しく百姓が独立することは、この村のこの期間に限つたことではなく、とくに切高仕法以降どの農村でも見られた現象である。

新しく居を何処に定めるか。古来の密集集落居住の固定觀念を破る発想を産んだのは、庄川扇央部の大村、例えば鷹栖や苗加ではなく、かつたろうか。自村領内の未開地は比較的自由に新開できたであろうから、広大な村領をもつ村では、だしあに新田の増加が著しかつたが、それだけ集落から遠い耕地が多くなつた。湿地村であれば居住地は自然的に限定されるが、扇状地であるから、どこでもといふわけにはいかないが、適地は現集落以外にも多い。治安・治水も安定化した寛文一〇年(一六七〇)苗加村の百姓から「作場手遠にて難義仕候間、村をわけ田地手寄能所に家を立罷在度」との請願が出ていたのである。これを容認した藩当局は現実的な判断を下した、と評したい。かくて認可された途端に蜘蛛の子を散らすように、一举に散村が成立したのでなく、公認された散居は徐々に波及していく、と考えられる。——分家させるとき、本家の農地のうち遠い個所のものを分割するのが通常であり、いまやそこに家を建てるところになる。切高とする耕地は、人情として、住所から遠く不便な個所であろうし、取高すれば遠隔地を耕作しなければならないから、そこへ分家を置き、下人・下百姓・頭振を移させる。この趨勢は、一八世紀初頭の切高仕法施行以後、強まつた。一方、従来の集村内に、とくに藩の重税や飢饉のため、没落する旧家の続発が絶えず、消滅するとその屋敷跡が空洞化する。——この、新独立農家の散居と集村内的一部農家の消滅が、長い年代にわたつて繼續するうちに、全体として散村が形成された、と筆者は主張する。

散居村がもつ農耕の便利さのゆえに、また、散居を可能にする自然条件をもつ地形のゆえに、散村形態は庄川扇状地に次第に普及し、新しく家を立てるさい自家耕地に家屋敷を置くようになつた。どの村も農家の消長の激甚さは鷹栖地区のそれと大差がなかつたであろう。かくて、永い間に散村となつた。さらに、庄川扇状地外の砺波平野にも散居が波及していった。しかし、自然的に散居村に適しな

いところ、例えば、庄川扇端部より下流の低湿地帯、扇中央部でも洪

水多発の庄川・千保川地域は、依然として集村のままであった。

「天保」一年(一八四〇)戸出村御田地割定書中に「家建候節、同苗相談之上場所取極、尤作所手遠等見斗、大体家より五十間斗除、まばらに為家建可申。」や「明治四年(一八七一)太田村御田地割定書」中の「新屋敷の義は、作所手遠の所に付、領内まばらに屋敷取任、是迄立來り候家より、五十間計りの相離候ヶ所、村役人見分之上、屋敷相度」との規定は、藩当局の、散居推進の行政指導の証拠とする見解がある。両村とも集村地帯に属するが、ようやく散居の気運が起つた、と見られないこともないが、むしろ一九世紀に入つてからようやく本格化した千保川跡の開拓に関係があるのでないだろうか。流域各村がとつた開拓策の一つとも考えられる。同じ扇状地でも「弘化五年(一八四八)水落村(正得地区)御田地割定書」・「安政五年(一八五八)経田村基盤割定書帳」・「慶応四年(一八六八)不動嶋村御田地割定書」(一一六四頁)に新屋敷の位置についての規定が全然ない。散居が既に定着し、今更であるまい。

第12表は、不動嶋村の藩末期に居住した農家の大部分が新しいことを示し、(第11表)では新しく創設の百姓を多数省略してあるが、鷹栖村でも藩末期に居住した農家で、宝曆期・享保期・寛文期と起源を溯源出来るものはこの表に記されている通りである。ただし、頭振で記載されなかつた者がかなりいた筈だ。従つて、大部分の農家は一八世紀後半から一九世紀に新しく設立されたことになり、散村景観を呈するようになったのは当然である。

なお、田地割が散村成立の原因とする觀方は、筆者はとらない。

加賀藩の田地割は二〇年毎に籤替えされるものであつたから、散村には最も不都合な制度であつた筈である。散村地方は田地割制度に特異な対応をするが、これは次に触れる。

最後に、散村が近世初期に成立していた根拠とされる、鷹栖村の

御敷について、再説したい。藩政末期、村肝煎が記録した御敷預り人は(第11表)の農家番号に○印を付して示される。この○印の分布が一七世紀中葉の散居である、とすることの不条理はいうまでもない。しかし、寛文期から藩末期まで記録上連続する一八家と、文化期まで続いた二家との分布をみると、△形に各辺約二キロメートルの帶の上に位置するものが一七家ある。すなわち、10を東端に、西へ1・31・13・36・25・8・33・20、1から西南へ25・34・7・18、宮川を越えて23・5・3・14と連つてゐる。この帶の両側に幅広い村領域があるが、これら旧家がそこに位置しない。残りの12・19は西端にあり、9だけが村の西の宮近くに孤立している。この分布を、散村とみるか、集村の名残りとするかは、見方の相違であろうが、ともあれ、村内一円に均等に分散していないことは疑いない。

砺波の散居形態が学界で問題にされたのは、小川琢治博士が「明治三十一年(一八九八)この辺の風景に一種の特色あることを注意し」、さらに同四十一年(一九〇八)に「一層精密に注目した結果として、本邦に於て稀に見る所の一種の居住状態」であることを知られてからである。散在家屋の地図上の分布の諸研究の基礎であつた旧參謀本部陸地測量部の地形図も、実測は明治四二年(一九〇九)である。従つて、砺波の散村に関する研究・論説は明治後期から大正昭和の砺波平野の景観を前にしたものであつた。多分、一八世紀中に形成され、一九世紀前半に仕上げがされた砺波の散居制について、その起源・成立を明らかにできなかつた。

津右衛門

鷹栖地区には、近隣の村落と同様に、在地史料がき

過去記

わめて少い。ただ一つ、一九世紀前半の親子二代村肝煎の編年体公私記録『津右衛門過去記』がその直系子孫の家に伝わる。原本は六二頁に及び、毎年書き加えられたものである。

貴重な史料と考えるので、散村の問題を取上げる本稿の構成から

外れるが、あえてここに全文を紹介する。本稿の題も、この意図があるため、いさざか大仰に付けたのである。紙幅に解説をする余裕がないので、簡単な註を付すにとどめる。

(表紙)
寛政四年(一七九二)

寛政四年(一七九二)

過去記

子六月ヨリ

鷹栖邑
津右衛門

本家過去記

中古開基

明暦三年八月八日易 六右衛門

法名釋宗佐

釋淨了

釋教正

釋如了

釋淨円

釋教正

釋淨心

釋万円

釋善秀

釋善心

但、善秀舍弟、俗名清右衛門、持高拾武石五斗。若死ニ

付津右衛門寄高ニナル。合三拾石五斗津右衛門持高。

寛政四壬子十一月別家ス。

法名釋正意 開基津右衛門 文政九丙戌十月廿四日易年六拾四
釋了念

寛政四子年六月家仕。同十一月廿八日家渡仕。持高居村二而三拾石

五斗、年式拾九。懸妻、津沢町与三八娘ニ御座候。
同年六月十三日ヨリ、村方御田地割御座候而、算用者清水村万兵衛ニ御座候處病氣ニ付、七番割ヨリ終迄私竿先見廻申候。竿取浅地村太右衛門、帳面付四日町吉左衛門。

同丑五年 六月、野尻村七郎兵衛と申者家買請申、家仕直し申候。
同寅六年 是迄は納屋作り小屋ニ御座候。

同七卯年 同八辰年 六月、鷹栖出村ニ而取高、九石三斗五升四合。

是迄子共持不申ニ付、養娘仕。

同十午年 此年始而苗加村ニ而五石取高仕候。

同十一未年六月廿六日、大地震。同日、野尻村二戸出村菊池六郎右衛門殿之家相建申ニ付、石加ち御座候。

同十二申年(一八〇〇) 妹尼妙周病死仕候。

享和元酉年(一八〇一)三月ヨリ新出来ニ家仕直し申候。

同二戌年 四月七日、組合頭被仰仕候。

此年、市六と申者宗門之義ニ付、禪宗福野村恩光寺・淨

土真宗神嶋村円光寺申分之趣意ハ、寛政八、九年之頃六市六ヲ恩光寺旦那之由、申被出候得共、右市六義ハ、焼馬頭振市兵衛と申者之娘つまニ、同村頭振権八三男権僧と申者ヲ翌養子ニ仕、出生仕者ニ而、式才之時ヨリ成人後安永七年別宅仕候砌も、祖父市兵衛手継寺円光寺旦那と、人別帳等も相成申候。然処、恩光寺申分ニ付、市六・権僧ヲ御郡所江御召出シ被成御尋被為成候處、市六ハ市兵衛方出生之者、弟市助ハ権僧・市兵衛方5不縁ニ而罷帰り、自身別家仕候而、出生仕者ニ御座候。猶更、市助

寺・円光寺・手先十村殿等三通ニ而、相渡リ申候。

其時節

御公事場御奉行様

原九左衛門様

横山大膳様

中川清六郎様

前田修理様

寺社御奉行様

中川清一郎様

品川主殿様

右四月七日御公事場指添

御足輕

高橋宇右衛門様

同廿一日御公事場指添

御足輕

福井吉郎様

松本覺左衛門様

同廿七日御公事場指添

御足輕

荒井慶助様

松本覺左衛門様

同廿九日御公事場指添

御足輕

中村半左衛門様

十村下牧野平助様

御手代

清七殿

半兵衛殿

藤藏殿

新左衛門

助兵衛

六郎左衛門

津右衛門

兵衛殿

組合頭

五郎兵衛

村肝煎

十村殿江之御尋ニ、市六式才時之寺証文

御召三御座候。十村殿江之御尋ニ、市六式才時之寺証文

并人別帳等在之哉と御尋、其外六ヶ敷事共由二御座候得

共、宜御答乃由ニ御座候。元來當時十村殿之義ハ、天明

七年射水郡下牧野五引越罷成候処

夫五前八埴生村佐次

兵衛殿御勤被成候間之人別帳ト、右佐次兵衛殿様當時伝

右衛門殿方御尋被成候得共、一向見当り不申旨ニ而、相

論申候間、御年寄中江御窺申上、紙面ニ而可申渡旨、被

為仰渡ニ御座候。其後御紙面を以、宗門之義ハ父母ニ付

可申事ニ候間、恩光寺旦那と被為仰渡之御紙面は、恩光

ハ市六とハ別段之者ニ御座候。其後権僧、宝曆十三年市六十四歳之砌ニ右市六母つまと再縁仕候而、娘式人出生仕、壱人がきのと申者、上後丞村六助方江縁付、又壱人はよハ不動嶋三右衛門方江縁付居申候。右之趣、御郡所江書付出申処、享和元年二月、寺社御奉行所五神鳴村円

光寺旦那之趣、被仰渡御座候処、恩光寺ヨリ何卒御公事場ニ而対決被相願候旨ニ而、又享和二年、於御公事場御詮義御座候。就夫、同四月七日、御公事場江御召人ニ、恩光寺并市六・権僧ベ三人之者ニ御尋被成候処、市六・市助前般御郡所江申上候通答申旨ニ而、遠所御指留ニ而罷帰り申候。然處同九日市六縊死仕申ニ付、同十一日御檢使御座候而、右死骸ヲ塙詰ニ仕、円光寺江御指預ケ被成候処、其後同廿一日、市六手継寺之義ニ付、御公事場御召被為成候人々、肝煎五郎兵衛・市助・市兵衛・藤八郎・与兵衛・徳右衛門・きの・はよ々十人ニ御座候処、与兵衛・徳右衛門之義ハ名違之趣ニ而罷帰り申候。五郎兵衛・市助・市兵衛・藤八郎四人ハ遠所御指留ニ御座候。

同廿七日ニ八井波御坊(瑞泉寺)役僧式人・城端御坊善徳寺)役僧式人・平先十村下牧野平助殿、右之者申御公事場御召三御座候。十村殿江之御尋ニ、市六式才時之寺証文并人別帳等在之哉と御尋、其外六ヶ敷事共由ニ御座候得共、宜御答乃由ニ御座候。元來當時十村殿之義ハ、天明七年射水郡下牧野五引越罷成候処

夫五前八埴生村佐次兵衛殿御勤被成候間之人別帳ト、右佐次兵衛殿様當時伝

右衛門殿方御尋被成候得共、一向見当り不申旨ニ而、相

論申候間、御年寄中江御窺申上、紙面ニ而可申渡旨、被

為仰渡ニ御座候。其後御紙面を以、宗門之義ハ父母ニ付

可申事ニ候間、恩光寺旦那と被為仰渡之御紙面は、恩光

同三亥年

鷹栖出村ニ而拾七石手上高被仰付候。就夫金沢等度々罷

越候。

文化元子年

(一八〇四)五月十日五水鳴御坊様(勝満寺)ニ祖師五百

五拾回忌御執行ニ御座候。

同十七日五私上京仕、此度ハ四度目ニ而、伊勢・大和・

紀伊・河内等大概參詣仕申候。

三月三日五肝煎前役被仰候、年四拾式。同十二日ニ七兵衛

と申者預り申候御蔽百八拾歩御座候処、四ヶ年以前、右

同二丑年

寺・円光寺・手先十村殿等三通ニ而、相渡リ申候。

寺社御奉行様

前田修理様

中川清一郎様

品川主殿様

七兵衛跡ニ在之權右衛門と申者出奔仕候ニ付、右御敷私ニ御預ケ罷成候。右肝煎ニ罷成候時、持高、居村ニ而三拾武石五斗、鷹栖出村ニ而九石七斗八合、苗加村ニ而拾武石九斗、合五拾五石壹斗八合ニ御座候。

同五月朔日、御敷御改ニ小杉占御足輕荒井慶助様・山廻下川崎村恒右衛門様・山廻射水郡下村源七郎様右三人御越御改之時、名前御切替被下、津右衛門預り申候御敷と書上申候。

右御敷と申義ハ、慶安四年九月十八日、私共在所御檢地之上、宜敷唐竹敷と申事ニ而、人々持敷之内ニ而御竿御指除ニ相成申候。其時節ハ石動御才許ニ而、篠鳴豊前様之御取添十村ハ上次郎嶋村彦兵衛相勤被申候。猶其節之書物等ニハ御敷持人之書上申通りニ御座候。右御敷忽歩數三千九百八步武厘ニ御座候。

三月十九日ニ四日町平助様御死去被遊候。尤此旦那様御世話ニ而御敷も私ニ御預ニ相成申候。

同四卯年

当年ハ用水悪敷、三月十三日・十四日、出水ニ而大口取入堰切流出為、新口ヲ六ノ輪ニ付替、廿日占堀懸り候而植付仕候処、又五月十二日、出水ニ不殘切流候処、同廿日迄水參り不申候。就夫田草等手おくれ仕ニ付、段々御願申上候処、御組⁵加勢人足、高百石ニ付八人宛、都合式千之人足被下候。^{所諸⁵不動鳴・神鳴・西中等³三ヶ村}占も相願候江共、此上人足割符仕加タマシたく段御申渡ニ而、右人足之内ニ而分渡可申様ニ被仰渡候ニ付、右之内六百人斗三ヶ村江分渡申候。私共在所ハ六月七日占十一日迄二、千四百人斗被下、御手代藤藏殿并加役人名畠村宗右衛門・石坂新村長助・下後丞村庄九郎御指添被下候而、中打并草引仕候。就夫作毛惡敷、御見立願候処、九月十四日惣見分御座候而、私共在所江ハ内鳴孫作様御出被成

候処、同廿二日福町御相談所ニ而、稻之義ハ刈取可申候、尤御貸米御願被下候様ニ被仰渡ニ御座候而、印形仕罷帰リ申候。

然處、御領国江御貸米九万八百石之由、御郡ハハ壹万五千八百石、御組ハハ麥地共武千四百石、私共在所江八四百七拾武石八斗三合被仰付候ニ付、

割符留

一、四百七拾武石八斗三合 御貸米
一、拾壹石三斗式升三合 明密田引米

但、反ニ付四升五合、百步ニ付壹升五合

一、三石七斗六升三合 密苑引米

一、拾武石六斗六升三合
但、高百石ニ付三斗五升宛

五百石五斗五升ニ合

内
四百三拾五石八斗七升式合 作田壹石ニ付
壹斗六升五合宛

三拾四石壹斗合
三百石六斗六升式合
五百石五斗五升式合
石はら余荷米
一反ニ付壹斗五合宛
見計ニ而渡

当年夏頃占、ヲラシヤ赤人占松前（北海道）之方江參り由ニ而騒動由、風聞御座候。

微妙院様（3代利常）百五十拾回忌御法事、於宝円寺二十
正月十五日、御城ニ御丸就御焼失、私共ニ金沢詰御扶持人中迄挨拶ニ罷越様ニ、御紙面参り候ニ付、同廿一日罷

上り候處、御領國一統ニ為御冥加より事、過分至極申斗
も無御座候ニ付、私も乍少分銀子百目指上申度旨相願候
而指上候處、直ニ兩御奉行様より仰被下候而、同廿五日
罷帰候。然所、同廿九日ヨリ御組村ニ御冥加銀之義ニ付、
名烟村宗右衛門・清水村重右衛門・杉谷内伊右衛門・私
等ニ四人、御組村ニ帳記可仕候様被仰付ニ御座候ニ付、
右廿九日より村々江罷出候。

御冥加銀御組村々記帳之写

一、八貫 <small>(二十四)</small>	埴生村	吉郎右衛門	一、壱貫目	同	六郎兵衛	一、百目	末友村	庄助	一、百目	同	与三右衛門
一、百目	同	義兵衛	一、百目	同	才次郎	一、百目	白谷村	松兵衛	一、武百九拾弐メ四分	同	村中
一、百目	同	九郎三郎	一、五百拾六メ	同	村中	一、百目	小森谷村	与三兵衛	一、三百三拾目	平櫻村中	
一、百目	石坂新村長助	道林寺村五郎兵衛	一、百目	同	与次右衛門	一、百目	杉谷内村	伊右衛門	一、百六拾弐メ	同	村中
一、武百目	道林寺村五郎兵衛	一、百目	同	与次右衛門	一、百目	藤森村	善右衛門	一、五拾目	同	与右衛門	
一、武百四メ	同	村中	一、三百四拾三メ五分	北方村中	一、百目	渋江村	与右衛門	一、六拾壹メ	同	村中	
一、百目	内山村	宇兵衛	一、武百五拾目	同	村中	一、百目	四日町村	掃部	一、百式拾目	同	五右衛門
一、百目	高瀬村中		一、三百四拾壹メ	下次郎嶋村中		一、壹貫三百目					
一、百目			一、三百四拾目	五郎丸村中		一、三百壹メ四分	同	村中			

一、五百目 浅地村 喜左衛門	一、四拾三メ 同 勘左衛門	一、五百目 新西鳴村甚四郎	一、百五拾六メ 同 村中
一、三百三拾五メ三分 同 村中		一、百七拾目 西鳴村中	
一、拾三メ 安養寺村中		一、百目 義輪村 与次右衛門	一、四百目 経田村 市藏
		一、八拾四メ 同 村中	一、百七目 同 伊兵衛
		一、百目 同 村中	一、武百六拾六メ 同 村中
一、百五拾目高木村 源兵衛	一、百目 同 村中	一、百目 西川原村三右衛門	一、五百目 同 八郎右衛門
一、百三拾五メ 同 源右衛門	一、百目 同 村中	一、百六拾目 胡麻嶋村中	一、武百八拾目新西鳴村甚四郎
一、百拾七メ 同 吉郎右衛門	一、百武拾五メ 同 万右衛門	一、百目 福住村七兵衛	一、百五拾六メ 同 村中
一、六百式拾式メ五分 同 村中		一、百八拾三メ三分 同 村中	
一、拾式メ 戸久新村中	一、武百九拾六メ三分興法寺村中	一、百武拾目 上次郎嶋村彦兵衛	一、三拾五メ 同 村中
		一、百五拾目 上次郎嶋村彦兵衛	一、百武拾目 同 勘助
一、五百目 安居村 馬右衛門	一、百目 同 伊兵衛	一、百目 同 八郎左衛門	一、百三拾五メ三分 同 村中
一、百式拾目 同 仁郎右衛門	一、武百九拾式メ三分 同 村中	一、百目 同 村中	一、百三拾五メ 同 村中
一、百拾目 上川崎村伝兵衛	一、百五拾八メ 同 村中	一、百目 赤倉村 六兵衛	一、百武拾五メ 壱分 同 村中
一、壹貫目 下川崎村吉右衛門	一、百目 同 吉郎右衛門	一、百目 赤倉村 六兵衛	一、百武拾五メ 壱分 同 村中
一、三百目 清水村 小右衛門	一、百五拾目 同 仁兵衛	一、百六拾壹メ 野寺村中	一、百三拾目 下後丞村藤左衛門
一、三百九十九メ五分 同 村中	一、武百四拾式メ 同 村中		一、百三拾目 同 宗右衛門
一、武百拾五メ津沢町吉右衛門	一、五拾目 同 又四郎		
一、三拾目 同 勘右衛門	一、百八拾五メ壹分 同 村中		

一、百三拾目 西中庄村左衛門 一、四百拾三メ 同 村中

一、六拾四メ 上後丞村中 一、百五メ五分 不動嶋村中

一、五百目 神嶋村 仁左衛門 一、百目 同

一、貳百三拾壹メ貳分 同 村中

一、百目 鷹栖村 津右衛門 一、五百目 同 六郎右衛門

一、貳百五拾目 同 四郎兵衛 一、百五拾目 同 六左衛門

一、五拾目 同 新左衛門 一、百五拾目 同 五郎兵衛 円七

一、百七拾目 同 与兵衛 一、百五拾目 同 庄兵衛

一、百三拾目 同 勘兵衛 一、百目 同 次兵衛

一、九百五拾目 同 村中

一、百目 同

一、百目 同 村中

一、武百目 水嶋村 茂右衛門 一、百目 同 次兵衛

一、百目 同 与四兵衛 一、六百八拾目五分 同 村中

一、百式拾目 三拾五貫百六拾貳メ六分

但、辰・巳二ヶ年ニ上納可仕事ニ御座候。

右之通記帳仕候而指上候。尤、人々名前相顕シ申候分ハ別御印被下候事、村中と在之一枚御印ニ而被仰付候事。

三月、(鷹栖村)正安寺様ニ祖師五百五拾回息相勤り申候。当春ヨリ鷹栖若林口分口ニ被仰付候。是迄ハ両口一集ニ

取入仕候處、段々願ヒニ而分口相成、鷹栖口ハ六ノ輪占

取入、若林口ハ七ノ輪占取入申事ニ御座候。

当夏之間ニ杉木新町ニ御相談所・作喰御藏諸ニ建申候。

春以来ト野尻口悪敷、夏旱損シ仕、野尻口下少々御貸米被仰付候。尤、私共在所野尻口懸リ江拾貳石四斗八升七

合被仰付候。當年村ニ旗・ちょうどちん・羽織の紋一組限りニ定リ申候。

此義、風聞二者ヲロシヤ用意之様子ニも申候。

同六年

四月廿六日、二之御丸御普請出来、御殿江御引移り、五月十日・十一日、御郡益仕候。(マニ)大守様(13代斉広)是迄(本多)安房守様ニ被

為入候。

一、御領国江秤改役人野村又八と申仁処々相廻り、五月廿六日ト津沢町鷹栖屋ニ止宿致候而、此辺秤相改申候。

一、伊勢大神宮再建ニ付、当村寄附米八石、已年ト戌ノ年迄六ヶ年賦を以上申候。

同七年(一八一〇)

一、相公様(11代治脩)御氣滞不為叶御療養、正月九日辰中刻御逝去、太梁院と号。

一、鷹栖出村御田地割仕候而、算用者津右衛門、竿取柳瀬村豊右衛門、帳付佐左衛門・四兵衛・五郎兵衛。

同八年未

一、二月十五日、殿様御家督御規式、御殿中ニ而御能拝見被仰付、即當組肝煎惣代として拙子并組合頭惣代四日町村甚次郎出府仕、橋爪御門迄高足御免ニ而、御能舞台ノ脇ニ御仮屋被立、拝見被仰付候。

木綿わた入・麻上下着用、衣服色肝煎浅黄・白鼠色相成不申事。御能主付郡宿共(新川郡)沼保彦四郎(砺波)内嶋孫作(石川)田井次郎吉(砺波)田中小四郎(羽咋)本江惣助・(能美)破佐谷文蔵次郎吉(砺波)田中小四郎(羽咋)本江惣助・(能美)破佐谷文蔵六人、砺波郡主附戸出又八・和泉彦三郎。

一、閏二月、高畠村次郎左衛門一男当家江養子ニ貰申、年拾八、津三郎と相唱申候。

一、二月、御家督御規式御能後、御家中益正月御触、流芝居・山等悉賑敷御事ニ候。

一、三月十三日、江戸江殿様御発駕、御焼失以来より初ニ御座候。

一、三月二日、洪水ニ而野尻口用水相損、三月中水堰入不申、細立場ニ新口を付、苗代水を取り入、旦又、鷹栖口より水いたし、七千石ハガウト岩を切取入申候。

一、苗加村御田地割仕候。算用者同村初右衛門、竿取浅地村三郎右衛門、帳付同村新右衛門。

一、三月十八日より同廿八日迄、御本山ニ祖師五百五十回忌、東西共并仏光寺ニも御當御座候。

一、五月、苗加御坊より藏買請、益前迄ニ出来仕候。

一、八月、若君様御誕生被為遊、同月廿六日ニ御郡益御触御座候。

御名 勝千代様と奉称候

同九年申

一、二月、西中村請取往来猿ヶ馬場大平と申所欠落、御普請被仰付、

主附人同肝煎庄左衛門・百姓次兵衛、加役人神鳴村仁左衛門・津右衛門ニ御座候所、御上より三貫目銀子御償候外、並松九本被仰付候而

右普請出來仕候。尤、文化七年春より右兩人西中村加役被仰付、今石動藏宿未進米等過分御座候而、御組下江五拾石割符高相願、右高代銀を以未進之方江入立、残り分ハ御扶持人中江御預申上、御仕入米

として小矢部御藏ニ而八拾石被仰付、右御米を以て藏宿未進米等相濟申候。尤、藏未進平兵衛藏ニ銀子四貫目斗、宗左衛門藏ニ銀子武貫目余、伝右衛門藏ニ米武拾石余・銀子五百目斗リ、都合七貫五、

六百目斗在之候。

一、鷹栖出村惣高之内、古高四拾壹石ハ先前より打銀高ニ御座候處、一免下り四百武拾五石は十村帳不入ニ御座候所、古高同様ニ被仰渡、

八月諸郡打銀より上納仕候。

一、二月、(鷹栖口用水)横江、野村鳴領江筋堀立候所、右堀り砂レ砂利)用水中江引落、其段及御断候所、両御組附より御手代中見分御座候得共、其決不申ニ付、両村より金沢詰御扶持人中江及断候。用水中に砂レ入申義ハ不輕義ニ候間堀上り可申旨、野村鳴村役人中江御申渡被成候得共、横江ハ江敷八尺ニ江縁五分ニ厘様と申上候ニ付、其段鷹栖村等へ御尋御座候ニ付、右様ニ而ハ御座在間敷、江敷ハ何程と申定も無御座候得共、先前より横江ニ懸渡申蟠は長三間壹尺ニ御座候。旦又御郡より被成下候箸箱水戸と申ハ長四間半ニ御座候旨申上候所、又候、野村鳴村役人中・手前御詮義被成候得共、返答無御座、何レニモ用水指支不申様堀上可申旨御申渡シ御座候得共、野村鳴村ニ承知難致旨申上候所、左様在之候て、御改作所・御吟味所江指出シ可申旨被仰渡候所、承知仕、早速罷帰り、堀上申候。其時御詮議御扶持人田中小四郎・戸出又八・和泉彦三郎・四日町斎右衛門

ノ御四人、金屋本江ハ御出無御座候。

一、五月十八日より廿日、高岡瑞竜院竜竜院様(2代利長)武百回忌御法事御座候。廿一日男・廿二日女跡拝被為仰付候。

一、正月九日、津三郎元服祝仕、一門中ハ不残、村方役人中并長百姓中呼立申候。

一、在所御田地割御座候。七月朔日より竿初、算用者ハ狐鳴村藤右衛門・竿取浅地村三郎右衛門ニ御座候。

同十四年

正月三日、甚之丞誕生仕候。

難作ニ而、当村江御貸米武百拾石七八升被仰付候。

同十五年

一、三月、殿様東海道御通行ニ而御帰國。

同十二亥年

一、二月、野村鳴次郎右衛門下ニ横江より文泉江と申盜在之候ニ而、

江壩之節に石・砂レニ而埋申候所、右村^カ及断ニ、両御組附御手代中見分之上、右口水取入不申様御申付ニ御座候。其節は金屋本江組ハ和泉預リニ御座候所、野村鳴村^カ如何申上候哉、右口阿^マケ水江鷹栖村心腹致候様申渡候旨、和泉より四日町に御紙面參り候ニ付、左様在之候而ハ迷惑ニ奉存、右口為留被下候様和泉・四日町江數度相願、両組附御自身見分御座候得共、右口留かたく旨ニ而相済不申、依而、御郡惣御見分在之、和泉彦三郎・宮丸次郎四郎・中田源五郎・四日町斎右衛門御出ニ御座候而、野村鳴六左衛門方で御宿成、御詮義御座候。野村鳴村^カ申上候ハ、右口^カ取入不申候而ハ外^カ水之手無之旨申上候得共、元来右村ハ野尻口江下ニ而惣高不殘用水江高ニ御座候得ハ、水之手無之場所ハ在之間敷筈、鷹栖村等ニをみてハ、右口水取入候時ハ流末干田と相成植付渡かたく旨申上候所、左候ハバ明日干田見分可仕旨和泉^カ御申渡ニ而、野村鳴村^カ横江江筋通り五斗割・畑田迄見分御座候而、水鳴御坊で御泊り、直ニ翌日、田中江不残御出、両村よりも役人・長百姓罷越申候。然所、田中ニ而御示談之上、田中親司(父)御申渡ニ、右口留申事いたしかたく候間右口江取入候水かき程野村鳴村左兵衛腰三昧ノ西之江^カ相渡可申旨ニ而双方和順可仕旨被仰渡、旦又、野尻口井肝煎野尻村弥兵衛・苗加村十左衛門・鷹栖口井肝煎神鳴村仁左衛門・鷹栖村新左衛門御呼立、右場所直ニ罷越、水取渡可仕様御申渡ニ付、双方立会取斗仕候。

難作ニ而、当村江御貸米式百拾九石式斗被仰付候。

同十四丑年

一、村方御蔽三千九百八歩武厘慶安年中^カ御竿除ニ御座候所、二月、御算用場^カ覺書を以て、新開高ニ願人在之旨被仰渡候ニ付、右御蔽預人^カ新開高ニ相願候ニ付村方等^カも彼は申分御座候得共、其内元成御立蔽ニ被為仰付置候。

一、三月十日、金右衛門東わく爪と申場所不動鳴用水川中ニ裸身女

江壩之節に石・砂レニ而埋申候所、右村^カ及断ニ、両御組附御手代中見分之上、右口水取入不申様御申付ニ御座候。其節は金屋本江組ハ和泉預リニ御座候所、野村鳴村^カ如何申上候哉、右口阿^マケ水江鷹

栖村心腹致候様申渡候旨、和泉より四日町に御紙面參り候ニ付、左

様在之候而ハ迷惑ニ奉存、右口為留被下候様和泉・四日町江數度相

願、両組附御自身見分御座候得共、右口留かたく旨ニ而相済不申、依而、御郡惣御見分在之、和泉彦三郎・宮丸次郎四郎・中田源五郎・

四日町斎右衛門御出ニ御座候而、野村鳴六左衛門方で御宿成、御詮

義御座候。野村鳴村^カ申上候ハ、右口^カ取入不申候而ハ外^カ水之手無之旨申上候得共、元来右村ハ野尻口江下ニ而惣高不殘用水江高ニ御座候得ハ、水之手無之場所ハ在之間敷筈、鷹栖村等ニをみてハ、右口水取入候時ハ流末干田と相成植付渡かたく旨申上候所、左候ハバ明日干田見分可仕旨和泉^カ御申渡ニ而、野村鳴村^カ横江江筋通り五斗割・畑田迄見分御座候而、水鳴御坊で御泊り、直ニ翌日、田中江不残御出、両村よりも役人・長百姓罷越申候。然所、田中ニ而御示談之上、田中親司(父)御申渡ニ、右口留申事いたしかたく候間右口江取入候水かき程野村鳴村左兵衛腰三昧ノ西之江^カ相渡可申旨ニ而双方和順可仕旨被仰渡、旦又、野尻口井肝煎野尻村弥兵衛・苗加村十左衛門・鷹栖口井肝煎神鳴村仁左衛門・鷹栖村新左衛門御呼立、右場所直ニ罷越、水取渡可仕様御申渡ニ付、双方立会取斗仕候。

難作ニ而、当村江御貸米式百拾九石式斗被仰付候。

同十四子年

一、村方御蔽三千九百八歩武厘慶安年中^カ御竿除ニ御座候所、二月、

御算用場^カ覺書を以て、新開高ニ願人在之旨被仰渡候ニ付、右御蔽預人^カ新開高ニ相願候ニ付村方等^カも彼は申分御座候得共、其内元成御立蔽ニ被為仰付置候。

一、三月十日、金右衛門東わく爪と申場所不動鳴用水川中ニ裸身女

之死骸流懸り居候而、同十二日ニ御檢使御座候。其節、足輕小杉・高橋元吉・高橋円大夫ニ御座候。

文政元寅年(一八一八)

一、七月、四日町斎右衛門様役儀御免許、御子息平助様ニ跡役被仰渡御座候。

一、十月十四日ニおのふ病死仕候。

一、武歩金初テ吹立被為成候。

同二卯年

一、三月廿日、御郡ニ而ハ内鳴村孫作・戸出村又八・宮丸村次郎四郎・内鳴村小文次^メ四人、御領國^カ都合式拾八人、無詮義ニ而公事場揚り屋江入被置候。然所五月、内鳴村孫作揚り屋ニ而病死被成候。

六月二日、於御揚右揚り屋江被為入置候御扶持人中等出牢被仰出、内四人、神田村七郎左衛門等御宥免、残り人々ハ能州鳴之内流刑被仰付、家財ハ妻子江御渡、持高ハ其村惣家数ニ御預ケと相成申候。

一、四月、御領國一統請作田しらべ御座候。五月、才許十村四日町平助殿かけ聞役、新田才許埴生村伝右衛門殿相同じ、当村ニ而、当

五ヶ村井水鳴村百姓・頭振不残御呼立、田歩帳面御読為聞、人々印形御取被成候。且又、寅年万造帳御取上リ被成候。

一、八月廿五日、村肝煎五郎兵衛病死仕候。

同三辰年(一八二〇)

一、金沢小立野ニ新御殿御建被成候、此御殿竹沢御殿と申、御隠居所ニ被遊候。

一、七月二日、能州流刑之御方々、当郡ニ而八戸出・宮丸・内鳴人御帰宅在之候。

一、九月十三日、高畠母病死仕候。

同四巳年

一、七月、御郡方御仕法替ニ相成、杉木新町相談所之跡ニ御出役所御建被成、十月五日、初而御郡奉行内藤十兵衛様御出役。尤是迄ハ

十村支配候処、御仕法替ニ付御奉行所支配ニ相成、諸書物御郡御奉行所宛ニ而相願可申事ニ相成申候。且御改作御奉行所ハ絶役相成、御扶持人と申ハ替名惣年寄、十村八年寄並手代ハ手附と相成申候。惣年寄之分は苗字相名乗り申候。組名も郷名を御付被成候。

一、五郎兵衛代り肝煎、当五郎兵衛并宗四郎・勘兵衛・栄次郎等二印形別々に相成、度々四日町様御寄合所ニ而御詮義在之候得共相決

り不申、十一月廿七日ニ御出役所江御呼立、印形一味致候様御詮義

御座候ニ付、一先つ退り宿ニ而示談仕候所、百姓中申聞候は五郎兵

衛と片寄候得共、東ニ而ハ宗四郎江願人々不心腹ニ相成候。依而、双方相決

得共、西ニ而ハ五郎兵衛ト願人々不心腹ニ相成候。依而、双方相決

不申ニ付、願人無之与兵衛江相願候而ハ如何と申談シ、一決シ仕候。

同五年

一、二月、(鷹栖口) 東小口神鳴江取分区分甲乙仕ニ付、江分分木相願候所、手附右兵衛・庄兵衛兩人見分被遺候所、神鳴村・不動鳴村右口分木ニ相成候而ハ迷惑之旨申立、分木相叶不申。依而、用水才許和泉石崎彦三郎殿才許ニ而、何時ニ而も水不足次第井肝煎罷出、見斗水甲乙無之様可仕旨被仰付候。

一、八月、若君勝千代様初而御參勤御座候。

一、十月四日、若殿様・御登城、於黒書院御目見え・御元服・御家督・若狹守様と御改・御実名一字拝領・斎泰様と奉称候。同十一月十五日一日為恐悦休日御郡一統江被仰渡候。

同六未年

一、八月三日、本家祖母病死被致候。

一、四月、御門跡様中山道通り越後江御下向御座候。

一、十一月十五日、京都東御本山御出火、兩御堂ヲ初其外御殿廻不残御焼失。御門跡様大谷并枳殻ノ御所ニ御成り、早速御仮御堂・御仮殿相建御移り被成候。

同七申年

一、四月、殿様御入国、賑々敷御事ニ御座候。依而、百姓壱人ニ付米三升、頭振壱人ニ付壹升五合宛、御米被下候。

一、七月十二日、中将様(12代齊広)御他界、天徳院ニ而御葬式、金竜院様と奉称候。

一、七月廿日、高畠父病死被致候。

一、九月十日、神明宮手斧初メ仕候。

一、同月、平三郎御預御敷式百五拾步、津右衛門・与兵衛兩人江御預下被為成候。

同八酉年

一、二月晦日、神明宮石搗仕、三月十三日五相建、九月十一日迄あら／＼出来候。

一、難作ニ而、当村ニ御貸米式百拾六石五斗三升被仰付候。

同九戌年(一八二六)

是52一代目津右衛門

一、正月、当家開基津右衛門依願肝煎役御指除、跡役養子津三郎江村方納得相揃、名ヲ津右衛門と相改、譲り高願御聞屈。四月十三日御印御渡御座候。尤、存命之内譲り高故死後跡目立願無御座候。且当村ニ而先年5肝煎役親5直に子江相渡候義ハ是迄在間敷之由ニ候。

一、六月、御國為融通、銀百目等之預り御印紙、手形才許升屋次右衛門・酒屋宗右衛門添印并御算用場・町会所御加印を以、御出来、即正銀同様ニ通用可致旨被仰渡候。尤去酉年も御出来御印紙在之候得共、当年御改被為成候。

一、同月十七日十八日、於御出役所御郡御用銀指上候人々御呼立、御奉行所5被仰渡御座候。尤御上御入興不時御物入被為在之御逼迫

至極之旨被為仰渡、就夫・御領國ニ七千貫目、内三千五百貫目諸郡ニ、三貫七拾目当村江、内百目当家・御用銀初而被仰渡候。外人々不記。

一、十月、御本山御再建、御奉書を以諸國江被仰出候。

一、十月廿四日ニ開基津右衛門病死被致候、年六十三才。

同十亥年

一、七月、庄川弁財天再建在之、七月朔日より七日マテ御遷宮、賑々敷事ニ御座候。

一、八月、御本山御再建ニ付、御門末為御教示并御法義方御相続之思召を以、諸国一統御使僧御下被成、御領國江越後水原無為信寺嗣講師御下被成、八月九日5井波御坊・城端御坊ニ而、触下寺庵・法中井寺中坊守迄も御呼寄、御教示御座候。

一、九月廿七日、野尻・岩屋口井堰守護之神社建立、御遷宮。

一、十月十七日、御守殿御婚礼、恐悦。同十一月十九日、御郡方一統休日御座候。

一、同月、御本山御再建ニ付御奉書并七ヶ条・六ヶ条御趣意御書立、

寺社御奉行所御添書を以、御郡方も御触示御座候。

同十一子年

一、七月十九日、東之宮（神明宮）御棟上ヶ御座候。

一、難作三而、当村江御貸米（以下記戴なし）

鷹栖出村江八石六斗五升五合被仰付、同村之義是迄難作御座候而茂御貸米被仰付候事、今年初而之事ニ御座候。

同十二丑年

一、鷹栖出村御田地割仕候。算用者鷹栖村榮作、竿取木下村善次、帳付杉木新町茶屋長右衛門。

同十三寅年（天保元年、一八三〇）

一、正月九日、倅甚之丞元服振舞仕候。

一、去丑七月在所領内五百歩嶋5稗田迄之間過分虫包相成候ニ付、段々御願上候所、為御取扱上、銀五百五拾目、当四月、被仰付候。

一、四月、御領國一統江御用銀被仰付、当村江式貰八百拾匁被仰渡、尤当年より未年五ヶ年ニ指上可申事。当家江七拾目五ヶ年ニ被仰付候。村方外人々不記。

一、四月、家譜請仕候。大居行間三尺延シ、ニはヲ新出来と致し、屋根志ころ板屋を萱葦ニ仕直申候。尤是迄ハ離にはニ而不弁（便）ニ御座候。（砺波でオイは大広間、ニワは作業土間の呼び名）

一、七月廿八日、本家六右衛門病死被致候ニ付、鷹栖出村肝煎当分才許在所与兵衛并私江被仰渡候。

一、当年難作ニ而、御貸米相願候得共御聞届無御座、御延払米当村江百八石壹斗八升被仰付候。

一、五月、若君様御誕生御名大千代丸様と奉称候。六月朔日、御郡方一統休日仕候。

一、二月三日之夜、藏戸口ヨリ賊入、二階簾笥之内ニ在之候小玉銀八匁斗・錢壹貫貳百文斗・女物小袖三枚・同糸錦之帶毫筋・男物木綿着類六枚・同帯式筋・都合十四品盜取參申候。

一、十二月朔日、殿様參議御拝仕被為遊。同廿三日・廿七日兩日御郡方為恐悦休日御座候。

天保二卯年

一、在所御田地割、六月十六日ヨリ竿初御座候。算用者中条村又四郎、竿取木下村善次、帳付ニ村役人之内代々ニ申候。尤、九番割迄打上ヶ、十番割ヨリ春打ニ相成申候。

一、十一月、式朱之歩判金初テ吹立御座候。

同三辰年

一、正月、杉木新町御出役所御指止メ相成、金沢新町・鍵町ニ御郡

惣宿相立、惣年寄・年寄並之御方々代り々ニ御詰、御根役所江御用向御達被成候。先年御役所相立候而ヨリ十三ヶ年ニ相成申候。此間八都（縦）而人支配御改作方打込御取捌ニ御座候得共、其以来5御郡奉行之内御郡方・御改作方と振分ケ御取捌被成候ニ付、組之廻り口も以前之通り惣年寄中之内相極申候。

一、六月、秤改御役人。

一、当年難作ニ而、当村江古高ニ免毫ツ壹歩御用捨、其上御貸米として四拾九石五斗九升三合、新高ニ免八步御用捨、其上為御貸米武斗五升、米高都合四百九拾五石八斗三升被仰付、米壹石ニ付壹斗七升式合宛割符仕、其外ニ極難立毛ニ余内附渡申候。御領国江十六万式百五拾石被仰付。往古式拾式万八千石と申義聞伝御座候、其後ハ是程之御米高被仰付候事無之由ニ御座候。

一、鷹栖出村、古高之免九步御用捨、其上式斗五升御貸米、新高之免六步・其上三石四斗三升、米高都合三拾七石式斗八升式合被仰付候。
同五年

一、四月、難渋人為御救粥米三石被仰付候。

一、当年疫病流行仕從、御上御療治として御医師黒川玄良様當組江御出被成、五月十七日当村江御出、煩人之診察被成、施藥被仰付候。旦又、公儀ヨリ茂薬法書御渡被成候。

一、十一月十五日、猝甚之丞病死仕候、年式拾式。

一、十二月、年寄並之御方々、苗字名乗候様被仰渡候。
同六年（一八二三）

一、正月、御蓄米として村方取集、人々より御米并錢指上候。当家ヨリ米式斗御藏ニ而指上申候。

一、三月、御當用銀ニ為御冥加、村方人々より記帳指上申候。当家ヨリ五ヶ年ニ六拾目指上申候。

一、同月八日、御本山御影堂御遷座。同十一日、阿弥陀堂御遷仏御座候。

一、同日、金沢両末寺類焼仕候。

一、四月、杉木新町御役所依頼御聞届御座候。

一、同月、水見往来請取場所相損、蟹谷・宮嶋両組手附見分之上、相造申候。在所分三拾三貢四百四拾四文にして、畠中村九兵衛・吉兵衛兩人江請負相渡申候。

一、閏七月、在所ヨリ御蓄米指上候人数式百六拾壹人、御當銀指上

候人數百五人。此人々江御酒四斗八升壹合六勺三才六味、御錫四百八拾壹枚六分五厘六毛被下候。御蓄米・御當用銀二品指上候人々江御酒式合六勺三才式毛、御錫式枚六分三厘式毛、壹品指上候ニハ御酒・御錫右半分之割ニ而被仰付候。

一、九月、錦錢吹増并百文錢初テ吹方被仰付候。

一、同月、鷹栖出村肝煎与兵衛・私兩人名前ニ而被仰付、御印御渡被下候。

一、当年難作ニ而、当村江御貸米百七拾式石八斗七升壹合被仰付候。鷹栖出村ニ秋縮御請先々仕候故、八石三斗六升壹合御貸米被仰付、外村之振合とハ少く御座候。

一、当年難作之上秋入惡敷、米性不宜、其上、御藏御代官ハ是迄ハ手附納ニ御座候處、納方不正之義在之旨ニ而、新田才許・山廻中御代官ニ被仰付繩皮拵方・俵出来方も嚴敷相成、省米之已ニ而御藏并町藏共納リ米無御座候ニ付、段々御願申上候得共ゆるみ不申ニ付、石動町藏入若林・蟹谷・宮嶋三組ヨリ三千石許銀納相願候所、御聞届在之、当村分も町藏米百石、津沢御藏ニ而六拾七石銀納相願申候。然所、上懸銀石ニ付五拾目、本勘ハ翌年三月今石動町藏江拾六匁、津沢御藏江拾六匁ニ相定申候。

村万雜の実例 序に、「嘉永六年（一八五三）不動鳴村嘉永五年分村方諸事算用相済申帳」^(二六)も掲載する。その名の通り村財政決算報告書で、村万雜と称され、實際の收支を悉皆的に示す、興味深い資料である。

（表紙）
嘉永六年（一八五三）正月
嘉永五年分村方諸事算用相済申帳
不動鳴村^(二五)
代拾四百九文 但十文指
草高式百六拾五石式斗 免三ツ八歩

但高壱石二付五分三厘式毛宛	一、拾三目式分六厘 諸郡打銀	ノ征ニ而右同断
春秋兩度ニ取立上納仕候	高百石二付五目宛十二月 取立上納仕候	但右同断
一、弐拾六目五分式厘 御郡中勘	江御貸米三ノ一之分当年 過上銀之内高百石二付拾	但右同断
定打銀 高百石二付拾目 宛三月取立上納仕候	目弐分三厘八毛宛十二月 取立上納仕候	但右同断
但十文指ニ而取立申候	一、弐拾七目式分三厘 去年夫銀	但右同断
一、五拾三々九分七厘 御郡用水	高壱石二付壱厘五毛八七 本勘銀 高百石二付弐拾	但右同断
但右同断	目三分宛取立上納仕候	但右同断
一、弐拾六目五分式厘 諸郡打銀 高百石二付拾目宛十月取 立上納仕候	一、弐拾八目四分 去年春御貸縮 三俵代壱俵二付八目六分 宛外二式目六分雜用壱俵 二付六分六厘六毛七之征 二而九月取立上納仕候	但右同断
但右同断	但右同断	但右同断
一、弐拾七目八分五厘 弁才天前 水下銀 高百石二付拾目 五分宛十一月取立上納仕 候	一、弐拾壱目四分 用水格銀 高 百石二付八目七分宛壹月 取立井肝煎中江払渡申候	但右同断
但右同断	但右同断	但右同断
一、六拾六目三分 御郡用水中 打銀 高百石二付弐拾五 目宛十一月取立上納仕候 但右同断	一、拾九目八分八厘 殿様御通万 雜 高壱石二付七厘四毛 九六ノ征ニ而十二月取立	但右同断
但右同断	但右同断	但右同断
一、七拾六目三分 摺立糀五俵 代壱俵二付拾四目壱分 但九文七百文指 厘六毛之征ニ而人々借高 惣取立上納仕候	一、八目八厘 村向飛脚貯 貨 高壱石二付九厘八毛 壱ノ征ニ而右同断 石二付三厘〇四六ノ征ニ 而右同断	但右同断
但右同断	但右同断	但右同断
一、三拾三目壱分 御郡年 <small>(二十六)</small> 高 壹石二付壱分式厘四毛八 ノ征ニ而右同断	一、四百五拾文 右さゝら板代 一、六百弐拾五文 同釘代 一、壱九百五拾文 矢口水門仕 付反木代并作料 鷹栖村	但右同断
用 高壱石二付弐毛五六 一、六分八厘 津沢御藏瓦屋根入 嘉四郎渡	一、五百文 大桶産(棟)木取替 一、五百文 大桶産(棟)木取替 一、五百文 大桶産(棟)木取替 一、五百文 大桶産(棟)木取替	但右同断

本 同人渡シ	一、五文 宮川橋板釘等悉皆 水嶋村長仕郎渡シ	一、壱六百文 荒井川橋右同断 同人渡シ	一、三百文 津沢役家だい屋敷之 橋木材	一、八百六拾文 橋口之橋其外西 領等八ヶ所之橋木材	一、七百文 津沢役家だい屋敷之 等				
拾六貫百七拾七文	但此錢高壱石二付六拾壱文宛 十二月取立夫々相渡申候	右之通十一月取立鷹栖村へ相寄 せ上納仕候	太鼓張替家割之事	一、八石八斗六升壱合 惣之田卸 四斗之内三ノ二 高当り 米の高	内五百文 壱番家割五人 壱人二付百文宛 壱人二付五拾文宛				
三拾九文 壱人ニ付十三文宛	壱人ニ付十三文宛	壱人ニ付十三文宛	壱人ニ付十三文宛	壱人ニ付十三文宛	壱人ニ付十三文宛	壱人ニ付十三文宛	壱人ニ付十三文宛	壱人ニ付十三文宛	壱人ニ付十三文宛
才宛	米方万雑之事	米方万雑之事	米方万雑之事	米方万雑之事	米方万雑之事	米方万雑之事	米方万雑之事	米方万雑之事	米方万雑之事
入用	一、四百三拾文 五月廿一日虫除 祈禱入用之内高方之分 上巻貸・利息	一、武百六拾八文 去町藏御借知 御宿薪代并飛脚貸	一、三百八拾武文 津沢御藏納之 廿五文 五番面老人	一、武百三拾九文 宮様屋根繕り 廿五文 五番面老人	一、八百武拾三文 祭礼三度分入 用半立	一、武百七拾五文 又右衛門作り 砂野繕り板釘作料等	一、七拾武文 らうそく代	一、壱百武三拾八文 御収納寄合	一、合米方・錢方・万雜寄合 三度分飯代等
九十九百文指	九十九百文指	九十九百文指	九十九百文指	九十九百文指	九十九百文指	九十九百文指	九十九百文指	九十九百文指	九十九百文指
九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛	九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛	九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛	九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛	九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛	九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛	九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛	九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛	九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛	九拾八文 武番家わり七人 壱人ニ付十四文宛
但高壱石ニ付武升三合武勺六	但高壱石ニ付武升三合武勺六	但高壱石ニ付武升三合武勺六	但高壱石ニ付武升三合武勺六	但高壱石ニ付武升三合武勺六	但高壱石ニ付武升三合武勺六	但高壱石ニ付武升三合武勺六	但高壱石ニ付武升三合武勺六	但高壱石ニ付武升三合武勺六	但高壱石ニ付武升三合武勺六
右之通定候て割符仕取立申候	右之通定候て割符仕取立申候	右之通定候て割符仕取立申候	右之通定候て割符仕取立申候	右之通定候て割符仕取立申候	右之通定候て割符仕取立申候	右之通定候て割符仕取立申候	右之通定候て割符仕取立申候	右之通定候て割符仕取立申候	右之通定候て割符仕取立申候
月右利息ニ相渡候	月右利息ニ相渡候	月右利息ニ相渡候	月右利息ニ相渡候	月右利息ニ相渡候	月右利息ニ相渡候	月右利息ニ相渡候	月右利息ニ相渡候	月右利息ニ相渡候	月右利息ニ相渡候
六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗	六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗	六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗	六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗	六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗	六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗	六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗	六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗	六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗	六石壱斗六升六合 米 右ハ高持限りて極斗
諸々過上 者ニ余内申候	諸々過上 者ニ余内申候	諸々過上 者ニ余内申候	諸々過上 者ニ余内申候	諸々過上 者ニ余内申候	諸々過上 者ニ余内申候	諸々過上 者ニ余内申候	諸々過上 者ニ余内申候	諸々過上 者ニ余内申候	諸々過上 者ニ余内申候
り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候	り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候	り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候	り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候	り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候	り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候	り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候	り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候	り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候	り替 福町皮屋八左衛門 二相渡申候
七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米	七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米	七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米	七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米	七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米	七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米	七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米	七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米	七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米	七斗六升武合 五郎丸村・古 上野村・太郎丸村・苗加 村江代米
之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申	之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申	之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申	之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申	之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申	之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申	之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申	之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申	之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申	之余荷 石三付武斗三升 宛外ニ壱升半 粮相斗申

石二付六升宛外三三合半 米相斗申者二余内申候	一、壺斗六升四合 同断五郎丸村 中江堀人足代米 右同断
三石四斗六升六合 御藏納余内 石二付五升宛外二五	一、壺石壺升式合 同断苗加村領 二而取入口小口占神鳴村
合半 米相斗申者二余内 申候	西領迄江堀人足五十人六 西領迄江堀人足五十人六
六升 粉納指次手間	六升 粉納指次手間
壺升七合 西領清水抜堰申二 付江代米 居村之分ニ相 渡候	一、七斗三升五合 同断柳籠七十 三五步代 壱つニ付壺升
八石五斗七升八合 武斗八升三合 此米惣高ニ割符 仕高壺石二付壺合六才七	一、武斗三升式合 同断所々掛筵 五束八枚代 壱枚ニ付四 合宛
壺宛相渡申候	一、壺斗七升四合 同断俵八十六 代 壱つニ付式合宛
一、壺石三斗 用水庄川堰入料米 仕入人渡シ 但出町藏宿	一、壺斗式升四合 同断宮川大堰 籠代
米 升宛	一、七斗三升 清水抜こみ上ヶ人 足三十五人五歩代 壱人 二付式升宛
一、三斗 鷹栖村江代米 一、武斗五合 荒井川縁江三ヶ所 渡シ	一、武石六斗八升三合 村中所江 さらい并年中 人足百 三十四人壺分五厘代 壱 人ニ付式升宛
一、武斗七升 夫銀上ヶ皆済取立 米初穂上人足料 八石壺斗八升三合 四升 出町御役所詰人火消渡 武答五合 回り藤内請米半立 一、壺斗七升 用水庄川江堀人足 代 壱人ニ付式升宛	（二）若林『加賀藩農政史の研究上』三二九頁 （二）『富山県史・通史篇四』七三七—三九頁 （三）砺波市鷹栖・今井勝一氏蔵 （四）右同、柴田吉郎氏蔵 （五）『金子文書』一六六頁から「寛文六年太田村高物成帳」を載 せ、二〇石以下の百姓も出るが、同村は明暦期から庄川東 遷のため村高が蚕食される事情がある。百姓数二戸増。 （六）若林『加賀藩農政史の研究上』三五四—六七頁、坂井『加

右之通立候て割符仕取立申候	一、八斗 肝煎扶持米式石四斗之 内三ノ壺 一、五斗三升三合 走り請米壺石 六斗之内右同断
右之通立候て割符仕取立申候	一、武升式合 回り藤内請米半立 一、壺斗壺升三合 山伏宿米半立 一、武斗四升 乞喰宿米丸立
右之通立候て割符仕取立申候	一、五升 金屋本江宿米半立
右之通立候て割符仕取立申候	家掛リ米之事
右之通立候て割符仕取立申候	一、武升式合 回り藤内請米半立 一、壺斗壺升三合 山伏宿米半立 一、武斗四升 乞喰宿米丸立

惣百姓頭振面割米之事

賀藩改作法の研究 五〇〇—一七頁

(七) 若林『同右』三八一頁

(八) 小田吉之丈『加賀藩農政史考』刀江書院 昭4 一五五頁

(九) 小田『右同』三三七頁

(一〇) 『石川県史第參編』一〇三二一頁

(一一) 小田『加賀藩農政史考』三三五頁

(一二) 青野春水『日本近世割地制の研究』雄山閣 昭57 二一九
一二〇頁、若林『加賀藩農政史の研究上』三八一一八二頁

(一三) 『砺波市史』四六二一六五頁

(一四) 青野『日本近世割地制の研究』二二〇一三二一頁

(一五) 不動鳴村では藩末期一步が七尺平方であったが、改作法下

引継がれると推測し換算する。

(一六) 小矢部市水島、加茂清文氏藏

(一七) 牧野『土地及聚落史上的諸問題』二六四頁

(一八) 牧野『同右』二六七一六九頁

(一九) 『富山県史・通史篇III』九一八一一九頁、『砺波市史』四六七
一七〇頁

(二〇) 正得村役場編・刊『正得村史料』昭7 一五三一五六頁

(二一) 『水島村史』七一一七三頁

(二二) 小川琢治『越中国西部の莊宅に就いて』(『地学雑誌』三一二
号 大13)

(二三) 砺波市鷹栖、今井勝一氏蔵

(二四) 金沢における当時の米相場で新穀米一石が、銀五五匁を超過するときは、米を購入する下民が困窮を訴え、四二匁以下たときは、米を売払う士人が難苦した。文化二年十月
四二匁、文化三年十月四四匁五分。文化五年は前年の凶作
で高価となつた。(『石川県史第參編』一二六六頁)

(二五) 旧村有文書

(二六) 十篇に旁が「」の中に古らしい字、不明。

三、藩末期の散村の農地の所有と耕作

実態

藩政末期の散村における農地の所有と耕作の関係を示す
一村悉皆の資料がある。「万延元年(一八六〇)不動鳴村
御田地請卸シ暨御収納米帳」である。すでに不動鳴村の当時の農民
構成を(第10表)に、全農民の持高・開作高を(第12表)に表示し
たので、今更の感を与えるが、この史料に何が記載されているか、
原文を提示する。ただし代表例の、居村地主一名、小作農一名、他
村よりの懸作地主一名の、それぞれ関係する部分だけ抄出する。そ
のさい農民名を記号化し、同村東領の住民をローマ字大文字で、西
領民を小文字(Cを除く)で、懸作地主を片仮名で表わした(第
15表)参照)。

15表) 参照)。

(表紙)

万延元年(一八六〇)申八月改之

御田地請卸シ暨(及)御収納米帳

不動鳴村

八石八斗六升壹合

三升三合四勺壹才二毛

高壹石之征

七斗八升四合七勺三才六毛宛

勿田下シ米

免三ツ八歩

百石七斗七升六合

高拾石之征

八斗壹升八合壹勺四才八毛宛

中略

A

高三拾五石六斗

一、拾五石四升三合 定納

勿高卸付米

武百八石壹斗壹升貳合

請

一、壹石六斗四升六合	引地三百九拾七步
一、四斗三升六合	同百五步三分
一、八升七合	同廿壹步
一、壹斗九升八合	同四拾七步七分
一、贰斗七合	同五拾步
一、壹石貳斗六升	東三ノ二 壱反
一、四斗七升六合	東二ノ九ノ内貳百五十拾壹步
一、九斗七升六合	東三ノ六ノ内百三拾六步
一、七升貳合	鐵田越米之内
一、八升貳合	東三ノ十貳ノ内貳拾壹步
右同斷	
メ貳拾石四斗九升八合	
四升六合	
内鉗シ	
壹斗六升	
屋敷十三步六分	
同四十七步	

四升壱合	同四拾四步八分	壱斗五升式合
引地拾步		
壱石三斗四升	家腰壱ノ五	壱反
壱石三斗五升	壱石式斗壱升	壱反
同壱ノ六	壱反	
六斗三升式合	同式ノ四	壱反
西壱ノ三之内百五拾七步	三斗壱合	
東二ノ三ノ内七・十八歩		
壱石五升七合		
東三ノ三ノ内三百式步		
壱石三斗九升		
東二ノ十	壱反	
壱石四斗		
西ノ二ノ四	壱反	
壱斗八升五合		
東三ノ四ノ内五十三步		
右田ノ内十七步		
壱石壱斗八升		
西三ノ十一	壱反	
六升		
C	d	G
H	a	K
D	D	f
G	E	a
L		

引地廿八步五分ノ内	武斗九升九合	武百步割五ノ壹	百三十步	J
東三ノ八 六拾三步	東三ノ八 六拾三步	東三ノ八 六拾三步	東三ノ八 六拾三步	O
残而五石武斗五升武合	残而五石武斗五升武合	残而五石武斗五升武合	残而五石武斗五升武合	i
(一一名分略)	(一一名分略)	(一一名分略)	(一一名分略)	
六斗壹升	六斗壹升	六斗壹升	六斗壹升	
一、 壱斗六升	一、 壴斗六升	一、 壴斗六升	一、 壴斗六升	
屋敷四十七步	屋敷四十七步	屋敷四十七步	屋敷四十七步	
一、 四合	一、 四合	一、 四合	一、 四合	
引地壹步	引地壹步	引地壹步	引地壹步	
一、 三升武合	一、 三升武合	一、 三升武合	一、 三升武合	
引地七步七分	引地七步七分	引地七步七分	引地七步七分	
一、 七升三合	一、 七升三合	一、 七升三合	一、 七升三合	
同十七步三分	同十七步三分	同十七步三分	同十七步三分	
一、 八升七合	一、 八升七合	一、 八升七合	一、 八升七合	
同廿壹步	同廿壹步	同廿壹步	同廿壹步	
一、 壱升武合	一、 壱升武合	一、 壱升武合	一、 壱升武合	
同武步九分	同武步九分	同武步九分	同武步九分	
一、 壱斗四合	一、 壱斗四合	一、 壱斗四合	一、 壱斗四合	
同廿五步壹分	同廿五步壹分	同廿五步壹分	同廿五步壹分	
B	B	C	K	D
a			a	ウ
				f
				請

一、壺斗壺升六合	同廿八步	内卸シ
一、壺斗壺升六合	同廿八步	六升八合
一、七升式合	同廿八步	屋敷米當り
一、八升六合	同廿七步五分	籤組越米
一、九斗七合	同廿步九分	式合
一、壺石三斗壺升	家腰二ノ壺 壺反	引地拾七步五分
一、三斗九升	西二ノ十二之内 式百三十五步	八升七合
一、九斗七合	西三ノ二之内 百拾四步	屋敷廿五步九分
一、六斗三升式合	A	壺斗六升
一、六斗八升五合	C	同四十七步
一、九斗六升	西二ノ七之内 百八十步	七升壺合
一、四斗八升	西領二ノ四 壺反	家腰割十九步五分五厘
一、武百步割十一 壺割	ア	四斗六升式合
一、四斗式升	ウ イ	残而六石六斗五升九合 出米
一、壺升八合	メ	(一九名分略)
一、武百步割九ノ内八步	B A	西二ノ七之内 百八十步
一、壺斗九升九合	ア	西三ノ四之内 百八步
引地四拾八步		五斗七合

メ七石壺斗式升壺合	内卸シ
六升八合	六升式合
屋敷十八步式分	屋敷十八步式分
武斗七合	武斗七合
引地五拾步	引地五拾步
式斗四升四合	式斗四升四合
同五十九步	同五十九步
壺石七升七合	壺石七升七合
東二ノ八之内 式百七拾五步	東二ノ八之内 式百七拾五步
三斗三升三合	三斗三升三合
右田之内八拾五步	右田之内八拾五步
三斗六升八合	三斗六升八合
西三ノ四之内 百八步	西三ノ四之内 百八步
五斗七合	五斗七合
右田之内百五拾式步	右田之内百五拾式步
三斗七升五合	三斗七升五合
右田之内百八步	右田之内百八步
武升八合	武升八合
メ三石式斗壺合	メ三石式斗壺合
残予壺石壺斗式升八合	残予壺石壺斗式升八合
過上米合	過上米合
三拾九石五斗五升七合	三拾九石五斗五升七合
定納口米	定納口米
百拾式石六升三合 御藏入共	百拾式石六升三合 御藏入共
合百五拾壺石六斗式升	合百五拾壺石六斗式升

メ武石七升三合	内卸シ
六升式合	六升式合
屋敷九拾八步四分	屋敷九拾八步四分
武斗八斗九升八合	武斗八斗九升八合
引地千百八拾三步式分	引地千百八拾三步式分
一、四石八斗四升七升	一、四石八斗四升七升
壺石四斗七升	壺石四斗七升
東壺ノ十二 壺反	東壺ノ十二 壺反
一、壺石八升九合 東二ノ三ノ内	一、壺石八升九合 東二ノ三ノ内
武百八拾式步	武百八拾式步
一、三斗三升五合	一、三斗三升五合
東三ノ四ノ内 式百八拾八步	東三ノ四ノ内 式百八拾八步
一、壺斗六升八合	一、壺斗六升八合
東三ノ二ノ内 四拾八步	東三ノ二ノ内 四拾八步
一、武斗六升七合	一、武斗六升七合
西三ノ式ノ内 七拾八步	西三ノ式ノ内 七拾八步
一、壺石三合 西領壺ノ十ノ内	一、壺石三合 西領壺ノ十ノ内
三百五十七步五分	三百五十七步五分
一、壺石三斗壺升	一、壺石三斗壺升
家腰二一八	家腰二一八
八三郎 5亥年5	八三郎 5亥年5
内式百三步	内式百三步
右同断	右同断

三合	松上
百姓中持高手作ニ仕分調理出申所 (中略)	百姓中持高手作ニ仕分調理出申所 (中略)
一、三斗三升五合	一、三斗三升五合
屋敷九拾八步四分	屋敷九拾八步四分
武斗八斗九升八合	武斗八斗九升八合
引地千百八拾三步式分	引地千百八拾三步式分
一、四石八斗四升七升	一、四石八斗四升七升
壺石四斗七升	壺石四斗七升
東壺ノ十二 壺反	東壺ノ十二 壺反
一、壺石八升九合 東二ノ三ノ内	一、壺石八升九合 東二ノ三ノ内
武百八拾式步	武百八拾式步
一、三斗三升五合	一、三斗三升五合
東三ノ四ノ内 式百八拾八步	東三ノ四ノ内 式百八拾八步
一、壺斗六升八合	一、壺斗六升八合
東三ノ二ノ内 四拾八步	東三ノ二ノ内 四拾八步
一、武斗六升七合	一、武斗六升七合
西三ノ式ノ内 七拾八步	西三ノ式ノ内 七拾八步
一、壺石三合 西領壺ノ十ノ内	一、壺石三合 西領壺ノ十ノ内
三百五十七步五分	三百五十七步五分
一、壺石三斗壺升	一、壺石三斗壺升
家腰二一八	家腰二一八
八三郎 5亥年5	八三郎 5亥年5
内式百三步	内式百三步
右同断	右同断

半反割壱ノ一	壱割	一、八斗七升	A 請
メ拾戸石七斗八升六合		内四斗戸升五合	I 下シ
(一八名分略)		メ七斗壱升五合	f 下シ
合四拾五石八斗壱升壱合		メ壱斗壱升五合	C 請
(中略)		内四斗九升	d 下シ
惣田請下シ人々作田之事		内四斗九升三合	f 下シ
一、戸石戸六升三合	a 請	内四斗五合	e 下シ
子之年5請		壱斗戸升	七升
武升戸合		武升戸合	P 下シ
メ五斗四升七合		メ五斗四升七合	手作
メ壱石七斗壱升五合 手作		メ武斗戸升三合	手作
(後略)		メ武斗戸升三合	手作

合^(三)で、藩の規定よりはるかに多い。念のため他の居村上位百姓四名がそれぞれ平均が三五一三三歩、懸作六名中五名の各平均が三五一三二歩であるが、一名だけ一二歩がある。Aは、自作引地一、一八三歩二分・請作（小作）引地六二一步二分の計五反三步九分が全耕作面積一町二反四八歩二分の四一・二%に当たる。外に六三歩三分を小作に卸す。持高一〇石八斗のaは一町三反一一五歩一分耕作したが、自作引地三七八歩・請作引地一、一〇九歩九分の計四反四七歩九分が耕地の三一%に当たる。前記引用例の、純小作fは引地一六九歩四分が耕作面積五反二〇三歩六分の八・五%に当たる。懸作の比率が村高の四一%にも達する当時の同村では、懸作地主の引地も籠外であるから、小作人の指定する場所に置かれるため、居村農民の耕地中に引地の占める割合が極めて大きくなつた。なお、引地の農民側の要件は、良田であり、自家からの距離は二次的であった。

次に、籠地について、一反単位の田地の群に「東一番割一番」、「西一ノ一」のような番号が付され、籠によって所有が定められた。二百歩割・半反割のものもあるが同様である。多くの枚数の田を組合わせるため一枚の田を分けることもあつた。それでも過不足があるときは籠組越米、付米を出入して決算した。現存史料の関係で異なる田地割のものを掲げることになる。

(表紙)	文政十一年（一八二八）	一、拾戸間五分	同西切打土居
三番割本帳		四間六分	水分切り
子十月 不動嶋村		メ五拾七歩	
東壱番 宗右衛門		一、五間九分	右田之内
一、七間六分		メ武間六分	
メ五拾四歩		メ拾五歩	
小倉嶋土居		一、七間七分	同土居之外
中田水分け切		四間九分	四郎兵衛引地

若干の解説を加える。加賀藩の農村は、改作法・切高仕法とともに田地割制度のもとについた。碁盤割ともいうこの農法は、一村内田地の地味の差を平均させるため、二〇年ごとに百姓耕作の田地を籠により割り改めることである。このとき、高持百姓に希望の場所に苗代を定めるための「引地」を高百石に六反の割で認め、居屋敷と引地を除いた村内残余の田地が「籠地」として百姓全体に分配された。また、「惣田」というのがあって、特殊の薄田を籠外に置き、一村の共有とし、その卸年貢は村の万難に加えられた。

居屋敷は、もちろん貢租の対象であるが、農民の持高階層によつてその面積が規定されたが、没落した者が前からの広い屋敷を持ち続けることもあつたようである。同村は最小級が四七歩（約二一〇平方メートル）であるが、屋敷の高を一部しか所有しないか、全く所有しない者が多かつたから、宅地を地主から貸受け、もちろん卸付米を支払つた。引地は、前記引用例の地主、居村・懸作とも高一石に三五歩の割

メ三拾八歩 之下水口

一、拾三間三分 同下

六間壹分

メ八拾步

一、壹歩

一、拾式間八分 同小田

四間九分 同川南水口

メ六拾三步

一、九間 同下田二面切

五間七分八厘 付

メ五拾式步

合三百六拾步 試番 四郎兵衛

一、四間式分 小倉嶋一ノ切

七間六分 リ

メ三拾式分 (後略)

武番 四郎兵衛

一、八間式分 同所上

メ五拾式步

合三百六拾步 試番 四郎兵衛

一、四間式分 小倉嶋一ノ切

七間六分 リ

メ三拾式分 (後略)

武番 四郎兵衛

一、八間式分 同所上

一、七間八分 宮ノ前道ノ下
一、式間式分 同下宮ノ背戸
メ拾七步

一、拾式間八分 同西

メ七拾四步 一、拾間

メ百式拾三步

一、八間式分 同所上

一、式間七分

メ武拾式步

一、拾六間式分 同道ノ上東ノ

一、七間六分六厘 田二面切付

メ百式拾四步 合而三百六拾步

一、四間七分 宮ノ前一水口

一、式間 下切付

メ九歩 (後略)

(表紙)

嘉永元年(一八四八) 西式番割本帳

申十月 不動嶋村

二ノ三……はそれぞれ地続きの並び地と考えられる。
同村に「家腰割」があり、誰の所有であつても、全農家に一反宛農耕できるよう割当てられる。左に例示するように、文字通り農家の周囲の田地群一反である。所謂「カイニヨウ(カイニユウ)」をめぐらす砺波の散村において、農家の宅地に続く田地が日照、通風を遮蔽されるため農耕上嫌わることと、反面、農家に隣接する土地がその家にとり何かと便利であることが理由であろう。藩の「天保九年(一八三八)田地割定書申渡」にいう「蔭引等村定之品々」に相当するのであろうか、独特なものである。

文政十一年十月八日
陰割代付目利帳
孫左衛門 不動嶋村
一、三十七歩 西井
内廿四歩九分 切出ス
メ十式歩九分
一、十八歩 苗代西ノ田
一、九歩 同上小田式枚
一、五十三歩 苗代ノ上ノ田
一、十九歩 橋爪式枚
一、十歩 柴地ノ上
一、三十一歩 同西敷之切
一、三十一歩 坪田
一、四十步 同所東ノ田
一、七十七歩 同西ノ田
一、三十八歩 同下条田
メ三百六拾步 同所ノ東三角
(後略)

前記の何れの例をとつてみても、水田一筆の面積が極小のものが多いたことに注目される。緩傾斜の扇状地面を水平面にするための小区画などが、耕土の深さを同一にするためなのか、また、開拓が少し廻り添えられたという過程を示すものか、それとも当時の水路事情からの灌漑能力の限度なのか、よくわからない。ともあれ特徴的である。

東西に長く菱形の不動嶋村のやや西寄りに小宮川(苗加用水排水)が貫流するが、その東に川原とよばれる無家帯があり、旧宮川の跡と思われる辺りが同村の東、西領の境界と思われる。例示したように、田地割の東三ノ一、三ノ二、三ノ三……、西二ノ一、二ノ二、

不動嶋村田地請卸シ及収納米帳末尾近くにある惣田とは何か。冒

頭の「惣田下シ米 八石八斗六升壱合」は、七年前の不動嶋村嘉永五年分村方諸事算用相済申帳の「八石八斗六升壱合 惣之田卸米の高」とも一致し、永く続けられていたことを示す。惣田は、村内田地一反の卸付米が、最高一石四斗六升から最低七斗五升六合まで、生産力に応じて差があり、禁令もあることゆえ、水田でなからう。

村内に灌排水用の小河川が五本流れるが、その護岸・疇畠がかなり広く、多分、疇畠に接する水田の耕作農民がそこの一部を畑作に利用したものであろう。惣田の大部分が有力百姓が請けているのは、田地に隣接する疇畠であるからであろうが、また、そのような田は将来開拓の余地を残し、さらに現在採草地でもあり、好んで求めたと伝える。なお惣田卸米の中に、他村の用水路通過料「江代」一石一斗七升九合が含まれる。惣田の内訳の記録が残らないが、これまた極小面積の畑が数多くあり、農民過多土地不足の世情を物語つてゐる。

万延元年不動嶋村田地請卸シ及収納米帳は、いろいろなことを知らせてくれる貴重な資料であり、所有と耕作の関係を全農民・全農地について記載しているから、これらを一覧にしたのが第15表である。
（第15表）において、同村東領に住む農家はアルファベットの大文字で、西領の農家は小文字で、他村からの懸作地主は片仮名で記号化し、前出の本帳の原文例のものと同一である（五〇—五三頁）。

各農家の所有・卸付は縦の列に、耕作・請作（小作）は横の列に表わす。従つて太線内は持高手作を示す。各欄の数字は該当者間の卸小作田地の合計面積である。面積の単位は、一步が七尺平方、一反が三六〇歩である。各欄の文字は当該田地の所在村域・分類を表わし、「東」は同村東領に、「西」は西領に所在し、「引」は引地、「家」は家腰割、籠田は東・西・家で示され、記入のないものは東西不明のものである。各文字は面積の順に左から列挙してある。なお、二本線内の単位は石で、持高・開作（耕作）高・惣田請高は石高で示

される。

所有、利用の分 （第15表）からうかがわれる、主な特徴
は次の通りである。
至。
離と耕地の集中 （家族農業が基礎であり、小作制度が普及していること。

不動嶋村の耕地は、惣田を除いて、一五町六反半（約二五・三ヘクタール）である。隣村農民の小作地若干を除いて、村内農家二六軒の平均耕作面積が六反弱（約一ヘクタール）である。最大が一町三反余（約二・二ヘクタール）、約二ヘクタールの農家が三軒、一・五ヘクタール以上の農家が二軒、一ヘクタール以上の農家が四軒である。五〇アール以上の農家が一二軒、五〇アール以下の農家が五軒である。

当時の農業技術をもつてしても、一ヘクタールの水田は普通農家の家族労働で耕作が可能であつたろう。当時婦人は田植え以外の農作業をしなかつた、と伝えるが、自家男子労働力だけで充分でなかつたか。二ヘクタールの水田耕作には、自家労働力の外に、年傭労働者（毎日、三日に二日・隔日等）二人位が必要であつた。この中間規模の農耕には年傭一人乃至日傭臨時雇用があつた。（第12表）からいえることは、一九世紀中葉には、Aやaのように往古の大規模手作經營を年傭一一三人規模經營にまで縮小している。そして、B、C、bのように、新興の農家の農耕面積拡大の意図もこの限度を越えられない。それは、小作制度の普遍化により、家族農業の範囲を大きく越える農耕經營がもはや有利ではない、という情勢になつていたからではないか。

不動嶋村はこの頃村高の四割も他村の地主に明渡していたから、小作農が多かつたのは当然である。しかし、他村に懸作できる地主が輩出した鷹栖村も、万延元年の村内百姓一人当り村高が不動嶋村と同じであるから、土地なき農民が貧乏な不動嶋村と同様にいたの

g	K	h	L	M	N	O	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	耕田積	開作高	農家
297.6	123.7	110.5	3.15	2.1	2.1	.7	13.80.8	23.355.1	14.163.9	6.19.6	41.6	4.74.4	2.117	7.674	265.2	
							3.57.2 西引	1.47.1 西引	1.162.5 引			272 西	59 引	1.716	23.41	a
							105.3 引	2.37 東引	1.27 東	21 引		47.7 引	50 引	.155	22.47	A
7.2 引							1.9 東	3.46.3 引東西	38 東	1. 東		107 東		2.369	22.77	B
17.5 引								1. 東		273.6 引	41.6 引		108 引	.223	20.64	C
t							1.118.3 東引		273 西			253 東	108 西		17.14	b
							1.200 東	1.150.8 東引	1. 東					.068	11.24	D
								2.3.2 西引		2.3 西引				.143	14.41	d
							53 東								7.76	E
							1. 東							.1	7.05	F
135 西							1. 西		1. 西					.265	7.46	e
							235 東		1. 東			206.7 引			10.65	C
84 西							1.200 西	1.91 西東					85 東		8.96	H
							1. 東					1. 東	275 東		7.55	I
20.9 西	175 引						180	1.285 西	200	1. 東				.84	9.48	f
62 引	93 東							221 東	143.7			88 西	152 西	.088	6.42	J
										1. 西					3.96	g
	44.2 引						131 引	1. 東	1. 東					.69	9.64	K
	3.15 引								180						4.75	L
	2.1 引						2.122 西東							.004	6.67	M
	2.1 引							1. 西							3.59	N
	17.5 引						1. 西			82 引					3.96	O
							2.180 東西	1.169.7 西				180		.945	9.58	j
33 東							1.72 東	1. 東	232 東					.07	5.49	P
									180						2.77	Q
							142 東							.218	2.20	R
							236.7 引								1.21	イ
									87 引						.41	タ
															.58	ケ
1.3	.5	.5	.09	.06	.06	.02	22.055	39.879	23.883	10.768	1.191	7.269	3.113	(他村から) 4.46	3名	

〈第15表〉万延元年(1860)越中国砺波郡不動島村における農地の所有と耕作の関係

単位: 歩 = 7 尺四方 = 4.5 平方メートル、太字は反 = 360 歩 = 16.2 アール、□内は石。□内は持高手作。

各下欄の文字は、当該田地の分類と所在地域を示し、「東」は同村東領に、「西」は西領所在。「引」は引地、「家」は家腰割、籠田は東・西で表わし、記入のないものは東西不明。各面積順に左から列記し、太字は1反以上。

農家	屋敷	耕作田	a	A	B	C	b	D	d	E	F	e	G	H	I	f	J
持田	4. 82.05	155.177.46	6.246	20.216	12. 51.3	29. 18.6	11.215.5	2.187.95	1.256.55	2.138.25	1.192.1	1. 98.85	100.9	109.35	3.85	39.01	153
a	96.3 西	13.159.9 引	2.218 西	2. 10 東	1. 西	1. 西	60.1 引										
A	98.4 東	12. 48.2		B. 99.2 引	8.		21										
B	96.7 東	13. 222.7	2. 東	8 西	4.109.2	1.210				48 東							
C	134.5 東	10.303.8		87 西	273 東	7.100.6 東		28 引	32.55 引	17.5 引	28 引	16.45 引					
b	97 西	9.235.2				348.5 西	5.214.4 西										
D	64.3 東	6.293.6		1. 20 東	239 東		1. 東	43.8 引									
d	54 西	6.224.7		1. 西	1. 東	1.180 西		130 西	37.5 引	27 西	124 西	80		88	東		
E	57 東	5. 37.25		2. 東		1.277 西	東			187 西	26 東	24.25 東					
F	57 東	4. 83.2		1. 西	121 東	1. 39.4 東		92.7 東		48.5 東	43.8 東	97.8 東					
e	47 西	5. 10.65				88 西	2. 東	46 西		71 西	47.8 西	3.85 引					
G	59.2 東	6. 54.2		1. 17 東	87 東	165.6 東	129	1. 48.25 西				96.5 東	100.9 引				
H	48.25 東	6. 3.85		135 西		1.209 東			205 西				3.85 引				
I	47 東	4.269.85			1.200 西		151 東								3.85 引		
f	47 西	5.216.6	1. 西	279 引	76 西	201 西	引	28 引	7.7 引	28 引	17.5 引						
J	47 東	3.292.5	19 西	87.8 東		1. 東				146 東							
g	47 西	2.275				1.275 東											
K	47 東	5.332.3		1.194.5 東	62.1 西	1. 西		125 引							135.5 引		
L	47 東	3.223.15	1. 東	200		1.200 西											
M	47 東	4.102.3			180	1. 58 西		6.2 西		94 西							
N	47 東	1.329.11			144 家		144 家				19.5 家				19.5 引		
O	47 東	2.272.7		130	1. 東	68 東				70 西	4 引						
i	47.2 西	5.236.8	1. 8 西	28.5 引		2. 東	1. 西	20.3 引			28 引		17.5 引	17.5 引	17.5 引		
j	47 西	5.172.7							167.5 西		195.5 西						
P	47 東	4. 51.5				181.5 引				245 西		8 東					
Q	37 東	1.180				1. 東											
R	11.2 東	1.142				1. 西											
イ(他村)	236.7																
ク(他村)	87																
ケ(他村)	125					125 引											
草 高	265.2	10.8	35.6	19.6	51.0	21.0	3.35	2.8	2.8	2.55	2.36	.7	.61	.11	.61	.5	

上表中の、草高・開作高(石表示)は屋敷も含むが、持高・耕作田(反歩表示)は宅地を含まない。

であり、かれらもまた小作か地主からの雇用以外に生計の方途がなかったのである。従つて、小作制度が整備されていた藩政末期、地主は、辛苦の多い持高手作よりも、小作に卸して作徳米を得る方が安易であつた。

耕作面積の半分以上の所有面積のない家を小作農とすれば、不動鳴村の農家の約八五%が小作農であつた。この外、小作農の一、三男で地主の年季奉公に出る者があつたろう。

（二）各地主の所有地が分散していること

三石以上の地主は、居村、懸作を問わず、全員が所有地を東・西両領に分つてゐる。このように所有地が分散するのは、田地割制度で籤により割替えがされるため、所有地を地主の意志で選択できないから、分散所有は当然のことである。

（三）自家所有地と自家耕作地との同一が少いこと

この村では、開作（耕作）高より持高が多い百姓はA・C・bの三家しかなく、Bが両者接近であるから、当然の帰結である。いまこの四家の、自家耕地中自家所有地の占める百分比を調べ、さらに自家所有地を小作地として卸付ける百分比を算出し、括弧中に示すと、Aが六八・二（五九・八）、Cが六七・一（七五）、bが五八（五一・八）、Bが三二・五（六四・六）各パーセントである。

次に、小作農で一ヘクタール以上耕作する五家について同様の百分比を調べると、aが一五・九（六六・八）、Dが一・七（九五・二）、dが一・二（八〇・一）、Gが四・五（〇）、Hが〇・一（九七）各パーセントである。

これによれば、持高が開作高の二・四七倍のCと、一・五八倍のAとは、ともに自家耕地のうち自家所有地が三分の二強を占める。しかし、持高が開作高より少くなればなる程、所有と耕作とが遊離する。上位地主層の所有と耕作の一致の割合が相当高いのは、不在地主が多い同村において籤替え後何らかの談合があつたのではない

かと疑わせる。村高が全部村民に所持されていればこうならなかつたのではないか。

藩末の農村において、小作制度・田地割制度の下で、少数地主の土地兼併と農民の細分が存在するために、農地の所有と使用とが広汎に分離したのである。

（四）各農家の耕地が割合に集中していること。

田地割の籤組みは一反単位で番号が付せられ、続き番号の地が概ね隣接するらしいこと（五四頁）から、この籤組み番地を手懸りに各農家の耕地のうち籤地の位置を（第15表）から見ると、東・西両領に分散するものの数が、全農家二六軒中一八軒に及ぶ。しかし、東西境界附近、すなわち村の真中にある農家が一〇軒近くあり、また当時の居処が今日不詳の家もあり、東・西両領に耕地があつても遠く分散していることにならない場合がある。そこで本帳の記載から各農家の耕地の籤組み番号を摘出し、それから集中・分散の状況を検討する。一反が二軒以上の農家に分割されることもある。

西領の農家が比較的に纏つてゐる。aが西一ノ五・一ノ六・一ノ九・一ノ一一・二ノ三・二ノ四・二ノ五・二ノ九・三ノ九・三ノ三・三ノ一ノ二・一ノ六・二ノ五・二ノ八・二ノ九・三ノ三・三ノ四・三ノ五・東三ノ一一。dが西一ノ四・一ノ七・一ノ一〇・二ノ一・二ノ二・三ノ一一。eが西一ノ四・一ノ九・一ノ一一・三ノ五・三ノ六。fが西一ノ三・二ノ四・二ノ七・二ノ一二・三ノ二。gが西一ノ五・三ノ五。iが西二ノ二・二ノ五・二ノ六・二ノ七・三ノ七・三ノ九。jが西一ノ一・一ノ八・二ノ一〇。東領では、東端のDが東一ノ一ノ二・一ノ五・二ノ三・二ノ四・三ノ三とよく纏つてゐる。他はAが東一ノ一二・二ノ三・二ノ九・三ノ一・三ノ三・三ノ四・三ノ六・三ノ一二・西一ノ三・一ノ一〇。Bが東一ノ九・一ノ一一・二ノ一一・二ノ一二・三ノ三・三ノ七・三ノ一一・西二ノ一〇・三ノ一二・Cが東一ノ三・一ノ九・二ノ一・二ノ六・二ノ七・三ノ一。

三ノ三・三ノ一二・西三ノ二・三ノ四。Eが東一ノ八・三ノ五・西二ノ一・二ノ七・一ノ一。Fが東一ノ六・二ノ二・二ノ五・西二ノ八。Gが東一ノ三・一ノ四・一ノ五・一ノ九・三ノ五・西一ノ一二。Hが一ノ一〇・二ノ八・三ノ四・三ノ八・西一ノ二・一ノ五・三ノ二・三ノ八。Iが東一ノ七・一ノ一〇・二ノ八・西一ノ七。Jが東二ノ六・二ノ七・三ノ八・西二ノ九・二ノ一二・三ノ三・三ノ四。Kが東三ノ一〇・西二ノ一〇・三ノ六。Lが西一ノ二・二ノ一二。Nが西一ノ一。Oが東一ノ九・西二ノ二。Pが東一ノ八・二ノ九・三ノ五・三ノ六・西三ノ六・三ノ一〇。

当時の番割本帳の一部しか現存せず、それに記される個所も今日ほとんど見当がつかないため、各農家の耕地の分布状況は、籤地の番号でしか判断のしようがない。それに各自の引地の個所も分らず、これ以上のことは不詳という外ない。ただ、有力な百姓が自家近くにかなり自耕地を纏めていたらしく感じる。ただし、新興の拡張意欲旺盛なBの耕地が分散的であるのは、比較的近い時期に兼併したからでないか。弱力そうな小作農の多くが比較的に自家近くに耕地を集中していただらしいことが窺える。とくにiが纏っているらしく見える。しかしH・J・K・O・Pのように狭小耕地を各地に分散させていた小作農があつた。

これを要するに、耕地が何人の所有であつても耕作者の住居に近く集中することが一般的であった。このことは農耕の便という理由から発するものであり、かつ、散村であるがゆえに可能になつたことである。

万延元年不動嶋村田地請卸シ及収納米帳は、村が小作関係の管理する。この資料は、第一に、小作関係、すなわち請卸し関係にある田地ごとの小作料、すなわち卸付米を悉皆掲げ、第二に、小作関係にある地主・小作人、すなわち高主・請作人ごと

の小作料の受取・支払高、すなわち過上米・出米を算出して記載し、第三に、不在地主の村内田地所有が多い同村としての過上米総額を示している。第四に、附箋貼付状態から、記載内容が毎年ほぼ継続した、とみられる。

同村の小作料、すなわち「卸付米」は高一石に七斗八升五合弱とある。この内、貢租すなわち定納口米を差引いた、高一石に三斗六升二合余が地主「作徳米」となる。ただし、さらに所謂村万雜の負担がある。同村の嘉永五年分村方諸事算用相済申帳によれば（四六一四九頁）、高一石につき、懸作地主で銀二目四分八厘強・米五升六合強となる。同帳記載のように米一俵が八目六分、一俵が五斗とすれば、高一石に米二斗位になる。この換算米価が安過ぎるようと思われるが、この外に、居村高持には家懸り、人懸りの負担がある。従つて、作徳米が丸ごと地主の得分でない。他村の実例は（第14表）にある。

この卸付米は「合盛米」ともいわれ、地主小作の相対で決定するのではなく、村共同体で決定することは、藩が寛政九年（一七九七）天保九年（一八三八）に令している^(七)。ただ田地割実施時に惣百姓で合盛を決定するので合盛が次第に増加する弊があつたといわれるが、砥波では不詳である。

次に、小作地についてであるが、小作関係人と小作料が公簿に登記され、しかも（第12表）の同村農民開作高の変遷に見られるように、記録の残る安政四年（一八五七）から明治元年（一八六八）までの一二か年間、僅少の例外があるが、変化がない。藩が、貢税確保のため小作農を村落に定着させるため、寛政九年、小作地は正当な理由なく取上げ他の百姓に小作させることを禁ずる等の、小作人保護政策を進めてきた。^(九)ただし藩の他地域に実施例のある四年毎の籤替制は、散村になじまないせいか、なかつた。

さて、村肝煎を中心にする村役人が、貢租、村万雜と同様に小作

料の徴収・支払もしたのではないか。この三者は密接な関係にあるから、村内の錯綜した、村人・村地小作関係は相対で処理できると考え難い。他村、とくに遠方の懸作地主は、村内に代理者を設定できただとしても、事態を複雑化させる。村として一括処理する方がより安易・確実であるし、町藏の利用もあり、村の小作関係管理の一翼として実施されていたのではないか、と思う。ただし確証はない。

所有地は、田地割ごとに特定されるとしても、名儀上のものとみなし、村高中の持分を示せばよく、確立された小作関係管理制度のもとでは、用益地が固定しておればよく、小作料は実質上持分に比例して分配される。農家が自家附近に耕地を集中することが望ましい散村において、加賀藩の小作関係管理制度と田地割制とを巧に調和させていた。

最後に、同帳に「請之内卸シ」、すなわち又小作が、合計七件、一四九歩・卸三人・請六人あり、うち二件延一〇五歩は相互耕地交換で相殺され、従つて小口に過ぎない。籠組み一反群中の一枚を自家に近いゆえに又卸して貰つたらしい。

田 地 割 定 書 不動鳴村が文化五年（一八〇八）、文政二年（一八二八）、嘉永元年（一八四八）、慶応四年（一八六八）に田地割した記録があり、鷹栖村が寛政四年（一七九二）、文化九年（一八一二）、天保三年（一八三三）、嘉永五年（一八五二）に田地割したことが間接的史料から知られ、正確に二〇〇年ごとに実施されているから、これら以前の実施年も見当づけることができる。各村に最終回の田地割資料が現存することが多いが、鷹栖村に「御田地割仕惣歩書上申帳」が、不動鳴村に「御田地割定書帳」が残る。

鷹栖のような巨大村がどんな要項で基盤割を実施したか、興味があるが、全村民捺印の定書があつたか疑問もある。小村と異なり、三百村民のいか所への会同、全員集会での意志決定、村民の捺印の

取纏めが困難である。右の書上申帳は村役人と籠親の連名で、概ね定法に従つていて、と思えるが、興味のあるのは実施細目である。筆者は鷹栖村が散村形成の始動地の一つと見当づけているから、同村の田地割定書がないのが残念である。

不動鳴村の定書を左に掲げるが、この慶応四年分について関係資料がこの定書以外に現存しないことも残念である。

（表紙）

慶応四年（一八六八）六月

御 田 地 割 定 書 帳

糸岡組
不動鳴村

御 田 地 割 定 書 之 事

草高

一、弐百七拾六石

但、籠數拾弐本ニ仕、壹本ニ付弐拾三石宛。

一、打竿之儀は弐間弐尺之竿相用可申候事。

一、算者水嶋村次兵衛、竿取人鷹栖村五郎右衛門相雇可申候事。

一、居百姓居屋敷之儀、長百姓・頭振ニ至迄惣田ニいたし卸付可申候。

合盛之義者、先御田地割合盛米等ニ見競、相極仕可申候。卸付

米之義者、村役人方江取立、惣田米高割符仕可申候。尤、西北木植

詰間敷候。且又、打立候節手加減を以相延候願之義は一円相成不申、尤、疇代杯申立、竿目指除候様之義者仕間敷候事。

一、居屋敷蔭之義は、西北式間通宛打渡、右歩数前ヶ条同様ニ卸付

米、惣田米高ニ割り付可申候。尤、蔭引にと其木植付申間敷候事。

但、疇竿目三分宛相立可申、若其続少々之空地在之候ハヽ、打揚、其人江卸可申候。尤、境疇相渡不申定候。且又、屋敷廻自分江筋

は抜申間敷候事。

一、居屋敷歩数之義は、持高五拾石以上を百拾步宛、五拾石より武拾石迄六拾步宛、武拾石迄小百姓等迄四拾五步宛と取極可申候事。

一、居屋敷打定之節は竿先ニ鎌為掛可申候事。

一、引地之儀は、御定之通り高百石ニ付千七百五拾步宛引取可申候。

引仕廻切付之儀は、一ヶ所ニ而横切ニ一任候。是迄之引地田壹枚之内切高等在之分は切分可申候。併、其儀相并不申候ハ、相談之上歩數高之者又は籤取ニ而茂仕、引可申候。尤、壹枚限り引取可申候。

大田ニ而切引は仕間敷候事。

一、引地疇之義は、田並境疇竿目三步宛、且又江添を四分宛可仕候事。

一、引地水口之義は、先江を相開可申候。引地引替新引地と新江立渡申間敷候事。

一、引地打渡候跡ニ而引替者堅為致申間敷候。尤、御定之歩数之外引替仕間敷候。替田之義は相談之上可仕候事。

一、引地引替不仕而是不相成者有之候ハハ、引場所相選、故障無之場所ニ而為引替可申候事。

一、屋敷替仕者は、跡屋敷開立、類地之田形ニ仕、相渡可申事。且又、分散仕跡屋敷之手継も無之者、跡屋敷之義と惣高5開立可申候事。

一、籤地何割ニ而茂拔籤仕間敷候。且又、算違等ニ而過不足在之候時は、田添ニ而取替可仕候事。

一、新屋敷相立申時は、村役人・百姓中納得之上打立可申候事。

一、籤組合百姓當歩、籤仲間相談仕、御田地上甲乙下見斗、甲乙無之様籤分可仕候事。

一、籤田打立之節、其割ニ田秤見斗、田組甲乙無之様振分、百姓中相談之上綿密ニ為打可申候事。

一、引地并籤田、其壹番5末田迄竿先ニ麻木指可申候。尤、籤親宅兩人宛毎日主附竿先見廻、延縮無之様為打立可申候事。

一、蔭打等ニ付も申分之義も在之、引地・籤地共畦木伐、かや不残伐取可申、尤株ごぎ間敷事ニ可仕候。是以後疇江木植付仕之義不成願ニ可相心得候事。

一、反田畔之義は其作人方江附卸ニ可仕候事。

一、両川上江縁之義、畦歩ニ打立可申候。

附り、右之次第等ニ而茂一向相立申間敷候事。

一、屋敷出入道之義は百姓・頭振共一統五步宛打渡可申候事。

一、呑水堀回、百姓・頭振共一統家一軒ニ付武歩宛打渡可申候事。

一、今石動江之御収納道東之義は畦共竿目壹間宛指除可申候事。

一、同所西道之義、畦共竿目八分宛指除可申候事。

一、神嶋村領境5西鷹栖村領域迄津沢御収納道之義は竿目八步宛指除可申候事。

一、西水鳴村境5東神嶋村領域迄杉木道并居村孫左衛門下5大榮迄道・矢築場5外輪迄之道・定舎前(地蔵様)5小倉鳴迄・在所宮前中道迄、竿目六步宛指除可申候事。

一、宮川縁之義者畦共竿目八步宛指除可申候事。

一、荒井川縁は竿目六分宛指除可申候事。

一、上江、東小倉鳴5西大栄之下り所迄竿目五步宛指除可申候事。

一、大豆田余苛米、百步ニ付八升宛取米可申候事。

一、麦田余苛米、百步ニ付五升宛取米可申候事。

一、新疇ニは杭三本宛打可申候。尤、杭之義は上田之主5打可申候。且又、領域之義綿密ニ相改杭打可申候。尤、組御才許所中領域御見分之節、打入可申候事。

一、帳附之義、一日三百文宛相渡可申候事。

一、人足料等之義は高割万雜ニ可仕候事。

一、役鍬打・繩引人足之義は一日壱人ニ付米武斗宛相渡可申候事。

但、人足代米之義を高割符ニ可仕候事。

一、竿先麻木指之義は、同猶相談之上、居村百姓之内美意之者相選

為可申候。若不正之義在之候えハ何時ニ而茂指除候。慥成者相選、代人相立可申候、尤、算者・竿取人江茂重命可申添候事。

但、料錢之義は一日ニ付三百文宛相渡可申候事。

一、分地人料錢之義一日ニ付六百文宛相渡可申、宿・賄方之義は四百五拾文ニ相極可申候。尤、宿之義は長百姓廻番を以可仕候事。

附り、算者料錢之義は一日六百五拾文宛ニ相極可申候事。

一、竿取賄之義は算者同様ニ相仕可申候事。

附り、料錢之義は一日五百文宛ニ極可申候事。

一、右料錢并飯料算入用錢、高割符ニ可仕候事。

一、引地・籤田打立帳・惣田合盛帳、分地人印章可在之候事。

一、御田地割年限之儀者、武拾ヶ年と相定可申候。併、其中ニ而茂御

田地甲乙出来仕候ハハ、何時ニ而も同苗示談之上御組江申上、碁盤割仕可申候事。

一、村中都（總）而惣江ニ江指植申間數候。若江差植置候者在之候而江指閾候時は、何時ニ而茂こぎ上可申候事。

一、花草（紫雲英）之義、兼而申渡居候通り、当秋一向蒔申間數候。

若右ニ付申分在之旨申候共、一向聞上申間數候事。

一、御田地割打揚仕候上は、合盛米之義、先合盛米等ニ見競、國方

不正無之様取極可申、且又、卸付之義は、親作る簡札卸付仕、親作・小作村役人方江打寄、請作人先請作田并當時其家内之人數算見計、以後彼是申分無之様誠意を以卸付仕、尤右様取極之上、親作手頃ニ

卸付候。〔虫食〕其人御改申上、御請儀請可申候事。

右、私共在所、当秋稻荀跡ち碁盤割仕度旨御願申上、御聞届ニ付、

同苗相談納得之上前右ヶ条書之通取極、勿論右定之外村方にて格別立候而茂、一円江揚申間數候。尤以来御田地方ニ付申分之筋無御座

候。依而私共連名仕、定書上申通相違無御座候。以上

不動嶋村肝煎

慶応四年六月

孫左衛門

（以下二三名略）

鷹栖村より掛作

（五名略）

賴成村より同断

（一名略）

長田金右衛門殿

五十嵐豊次殿

註（一）旧村有文書

（二）『加能郷土辞彙』六〇五頁

（三）北陸農政局『富山県農業の展開と経済成長』昭43六三

頁、藩末期中の数か村の水田面積中引地の割合が挙げられる。不動嶋村の一四・五%は苗加村の一四・二%に近い。ただし同書は鷹栖村を三一・七%とするが、筆者は六・四%とする（『鷹栖村史』一九七一九八頁）。

（四）『石川県史・第参編』一〇六三一六五頁

（五）小倉幸春『藩末における砺波散村の農地の所有と耕作』（『自然と社会』一一号昭28富山地学会、石川地学地理学会、福井県地理学会）

（六）高瀬保『加賀藩の米価表』（『日本海地域史研究第一輯』文献出版昭55三五七—五八頁）によれば、嘉永五年の福野町平均米価が一石の代銀六六匁とある。これによれば銀二目五分は米三升八合位となる。

（七）青野『日本近世割地制史の研究』二二六一二七頁

（八）青野『同右』二三〇—三一頁

（九）青野『同右』二二二一一三三頁

（二）『鷹栖村史』一九七一九九頁

四、慣行永小作権

最近復刻された『大正十年府県別小作慣行調査集成』は、農林省農政局が大正一〇年（一九二一）時点で、全国の県庁・郡役所や町・村役場を動員して全国の小作慣行を調査し、大正一二・三年頃に諸府県で各府県分を纏めたものを、土屋喬雄氏が集成したものである。

これによつて砺波散村地域の小作制度を見ると、「永小作」の普及が極めて特徴的である。しかばん永小作とは何か、同調査のある回答を引用する（原文の片仮名を平仮名に書改める）と、「永小作の、一般に普通小作と異なる点」⁽¹⁾ 小作期間の永きこと⁽²⁾ 地主に変更あるも小作権を解除せられること⁽³⁾ 一般に小作料低きこと⁽⁴⁾ 小作権の売買及中間利得を得て転売自由なること⁽⁵⁾ 公租以外の負担は小作人においてなせること⁽⁶⁾ 永小作権を物上担保に供すること⁽⁷⁾ とある。いま、このような永小作の全国の事情を、同書の記載によつて表示すると（第16表）の如くである。

同書に収録される、美土路達雄稿「富山県小作慣行調査」によれば、永小作に関する表に、射水郡が三か村、永小作人五七〇・地主八五一・田五二三町・畠二五町・宅地二〇町・登記なし、東砺波郡が一二か村、永小作人六四〇・地主七三六・田二〇二町、登記なし、西砺波郡三五か村、永小作人五五〇四・地主三二二〇・田五〇六六町・畠六一町・登記なし、とある。富山県合計が五〇か村、永小作人六七一四・地主四七〇七・田五七九一町となるから、（第16表）のどの府県より多い。ただし、東砺波郡のうち八か村の統計が空白で、全村一町の東野尻村のような大口も然りであるから、同郡の数字はもつと多い筈である。ともあれ、全国で富山県が、同県で砺波平野地方が永小作慣行の卓越的普及地域であることが知られる。

では、当時の同県における永小作の特質は、普通小作と異なる点を記載回答によると、前掲の(1)～(6)が共通し、さらに(7)小作権価格高価なること⁽⁸⁾ 小作権を一般に不動産と見做すこと⁽⁹⁾ 小作人が小作地の土質改善等、其の他増収を図ること、である。ただし、全部に該当するものではなく、また永小作権の価格も地価より高いものから売買の慣行がなくて事実上価格のないものまであり、さらに、永小作の厳密な定義がないため、記載例中に混乱がある、との所見が付せられている。

同調査によれば、西砺波郡の多くの村ではこの永小作を「田園」と称したとあるが、砺波平野中心部の「たんば」が何時の頃からか慣行永小作権と名付けられた。砺波地方の慣行永小作権と一口にいっても、平野中心部の、権限の強大なものから、賃借権と変わらない程弱いものまで範囲が広く使われたようで、地区や時代によって内容に差がある。

砺波地方の慣行永小作権に関する研究が発表されている。^(四) 筆者はこれらに付加する新資料を見出したわけでもなく、異った見解を抱くものでもない。ただ、散村と慣行永小作権の関係について私見を述べたい。

近代における慣行永小作権の成立を見るためには、藩政時代の小作慣行から出発しなければならない。^(四) そのため、実態が今日もかなり分る不動鳴村について前掲の永小作と認められ要件から検討する。

(1) 小作期間は、（第12表）の一三年間の開作高に示されるように、安政四年（一八五七）から慶応四年（一八六八）まで各農家にほとんど変化がないから、小作地の移動がほとんどなかつたが、慶応四年の田地割の翌明治二年（一八六九）に若干の変化がある。だが、一般に小作期間が永かつた、としてよい。これは、藩当局が貢税確

<第16表> 大正10年(1921)全国永小作事情(富山県を除く)

地方	府 県	町 村	永小作権者	地 主	田 (町)	畠 (町)	主 要 起 源	その時期	登 記
東 北	福 島	1					共同開墾	近世前期	無 (有)
	岩 手	6	498	199	222	408	先祖以来継続小作		
	青 森	5	162	7	24	117	同上、共同開墾		
	秋 田	13	2221	243	2125		共同開墾・埋立	明治	無
	山 形	2	380	76	114	6	共同開墾		無
関 東	神 奈 川	3	330	42	13	18	開墾	明治	(無)
	群 馬	3	107	5	39		先祖以来継続		
	栃 木	4	202	6	81	39	共同開墾	近世末期	無
中 部	静 岡	10	108	22	126	114	共同開墾・埋立	明治	(無)
	山 梨	5	171	34	14	57	開墾		
	長 野	11	1352	488	464	555	開墾、共同開墾	明治～大正	(無)
	新 関	6 郡	213	164	210	1	土地売却時永小作権保留		
	石 川	17	4570	609	2047	778	同上、開墾		
	福 井	9	150	76		98	同上、同上		
近 畿	滋 賀	6	1083	341	622	57	同上	明治前期	(無)
	京 都	7	343	174	273	115	開墾、共同開墾		
	奈 良	9	308	148		107	開墾		
	三 重	16	903	305	263	38	先祖以来継続小作	近世～大正	(有)
	和 歌 山	12	806	69	81	128	開墾		
	大 阪		632	38	241	380	共同開墾、干拓		
	兵 庫	11	542	89	300	29	「門前百姓」、開墾		
中 国	岡 山	6	67	37	18	3	共同開墾	近世末期	無
	広 島	2	202	11	13	8	共同開墾		
	山 口	1	110	5	130	3	共同開墾	明治後期	有
	鳥 取	4	202	109	264	10	開墾		
四 国	徳 島	5	460	26	357	63	開墾、埋立	近世末期	有
	愛 媛	6	513	153	113	112	開墾		
	高 知	7 郡	4877	1209	2475	294	共同開墾、売却時特約	近世	(有)
九 州	福 岡	5	1	5		1	学校実習地	明治末期	(無)
	長 崎	8	839	177	134	325	土地売却時特約		
	佐 賀	13	631	169	244	46	共同開墾	明治初期	無
	熊 本	6 郡	1986	169	489	491	共同開墾・埋立		
	大 分	3	588	72	222	24	売却時特約、開墾	明治初期	無
	宮 崎	4	387		733		共同開墾・埋立		
	鹿児島	1	1	1		1	果樹園設置	大正	無
	北海道				2594	8636			

註: 空白は不明。登記欄の()は多少の反対例があることを示す。

宮城、東京、埼玉、茨城、千葉、愛知、岐阜、香川、沖縄は、「永小作なし」。

土屋喬雄編『大正十年府県別小作慣行調査集成 上下』から作成

保のため小作農固定政策をとつたことと、各農家が散村の利を活かすため自家近くに耕地集中をお互いに希望したこと、による。

同村の万延元年田地請卸シ及収納米帳に附箋貼付が散見され、附箋記載を合計すると、小作地を減らした者一一、増した者七、異動田地二二件・六反八八歩となる。減らした者は小百姓・頭振で、増した者は村内大百姓二を含む。ただし自己所有地を取上げた事例が一件もない。附箋貼付の期間は次の田地割の慶応四年までと思われ、附箋で小作地を減らした農家が、開作高を減らさないだけでなく、田地割後の明治二年の開作高を万延元年と較べ増しているものが少くない。しかも附箋で増した村内大百姓は明治二年から開作高を各四・六石、一・六石減らしている。これから、附箋が示す小作地移動は單年限りで、同帳記載の耕地が尊重されていた、と思われる。

明治二年からの開作高の変動は、前年の田地割を機会として、新分家三・復家一があり、頭振のため、村内大百姓五・各本家二から小作地を割与したためであり、併せて、他の農家の耕地拡大の希望も充たした。この間の経緯は全く不詳であるが、ただ同村に“分家”があると大百姓は田圃一反を贈与したとの口伝があつた、ことを記しておく。このことは（第12表）から裏付けされる。

これらを通じて感することは、村落共同体が全農家の生活保護をはかり、結果として小作地も保護されていることである。それは村内大百姓の善意というべきものに支えられるところが大であるようだが、反面、前に見た（五三一五九頁）ように大百姓の我儘とともにるべき耕地の有益な用益振りも罷り通つたのである。

(2) 地主が変つたら小作人がどうなるか。右の期間中、万延元年懸作地主から村内の百姓へ僅かの高が移動しているが、関係小作地の小作人は移動してない。これだけから結論を出すのは早計と感するが、(1)と(2)の要件は充たされたいた、といえよう。

(3) 小作料は、合盛米が村落で決められ、藩当局公認の村平均値で

あるから、高低の比較は、無意味である。

鷹栖村では天保五年（一八三四）に合盛米が高一石につき七斗八升四合・作徳米二斗九升四合七勺二才と定つた。それまで定めがなく地主が恣意に小作料を徴収するので、天保三年の田地割の後に、長吉が首唱して訴えたため、決定をみた。長吉は徒党を組んだ筈で新川郡の新開地へ流された。巨大村としての特徴、すなわち三百余の村民の意志を一万枚に達したと思われる水田に通ずる公正妥当な数値に統一すること、の困難さと、莫大数の零細農家を少數指導層だけで統制すること、の困難さとを如実に發揮している。この合盛米は（第13表）によれば相対的に低い。

(4) 小作権の売買・転売は、不動鳴村においては考えられない。鷹栖村でも藩末期まではなかつた。

(5) 小作人の合盛米に含まれる公租以外の負担は、村万雑の実例でみた（四六一四九頁）ように村落人として社会生活を営む費用の一部を負担するだけで、高持と格段の差がある。かれらの発言力の弱さの原因の一つでもある。

(6) 小作地の小作者の決定は、多分村落か、地主かにあつた。小作人が自己の小作地を自己の財産として運用することはあり得ない。

従つて、藩末の砺波（散村）の小作慣行は、永小作の要件中(1)と(2)を充たし、(4)・(5)・(6)は該当しなく、(3)は判断できない。

慣行 永小作 権 の 成 立 へ 明治四年（一八七一）の廢藩置県により、加賀藩から解放された後の土地は、従来の高持に所
有者がそのまま認められ、売買の自由も令された。

同じであつた。

旧加賀藩下の農村では従来通りであつた。しかし明治八年（一八七五）当地に実施された地租改正は、地券によつて土地の所有権を確認し、課税も草高でなく地価を標準にして、物納を金納に改め、租率を地価の^(六)三%にした。鷹栖村では藩政期の上納米の見積り代金と

さて、明治政府は地主に土地所有権を確認した。地主は小作料を物納させた。だからといって中央砺波の散居方式の農村では所有権の完全行使ができなかつた。——かの加賀藩の田地割制度下において、土地所有権と土地耕作権の一一致は求められなかつた。そのため恐らく自然発生的に、所有権と耕作権を遊離させ、両者は帳簿上合致すれば足りると考え、田地割の度ごとに移動しなくてもよいようになれば耕作者はその耕地を固定化し、地主も小作料取得が確実であればよしとしてこれを容認し、ここに耕作権尊重の慣行が生じた。——だから明治一、三年の凶作に、鷹栖村肝煎多田茂三郎が困窮した農民に小作地を担保に地主から融資させた。永小作の要件(6)物上担保力としての公認のはじまりである。さらに、明治五年（一八七二）現実に耕作権の売買成立に発展した。のち小作運動指導者となつた萩原正清（一八五四—一九二七）が村内虎杖川原開墾を志して住所を移転した際、自己の自作地・小作地を一括して売却した。小作地については買主が疑念をもち地主の承諾を得ることを条件にしたが、とにかく売買された事実が出現した。おそらく合盛米を支払つても耕作者取得分が有利である、技術水準の高まりが背後にあつたに違いない。しかるに突如、耕作権を否定すれば抵抗が生ずるのは当然で、砺波地方で地主の地券に小作人の姓名を書入れることを要求して騒ぐものがあつた。明治一〇年（一八七七）地租が地価の二・五%に改正されたので、減租額の分配をめぐつて小作と地主との対立が激化し、砺波農民騒動が起つた。この百分三事件で、地租改正により地主に帰した作徳米の増加分は一部小作人に分譲されることとなり、これを分与米といふ。鷹栖村では減米といい、合盛米一石につき四升の割であった。これも小作権の優位を確認させる一契機であつた。この事件で首謀者が投獄された。鷹栖村にも逮捕者があつた。永小作の要件(3)小作料の低額固定化がみられた。

砺波地方では、耕作権を「たんば」また「うわつち」と称し、小

作人を「うわつちもち」また「たんばもち」といふ、所有権を「たか」また「したつち」と称し、地主を「たかもち」また「したつちもち」という。

さて、明治政府は移転の自由を認めたから、困窮農民の村外移住が多くなり、明治一二、三年頃から北海道移住が各地に始つた。これらの人たちの負債整理と旅費調達のため、かれらの小作地の売買を認めねばならなくなり、鷹栖村第一の地主大矢四郎兵衛（一八五七—一九三〇）が明治一四、五年（一八八一、二）頃に許容したのを認めねばならなくなり、鷹栖村第一の地主大矢四郎兵衛（一八五七—一九三〇）が明治一四、五年（一八八一、二）頃に許容したので他の地主もならつた。このようにして、永小作の要件(4)小作権の売買の自由が次第に形成されていく。さきに見たように、藩政時代に村落は共同体として、貢租完納の強迫もあつたろうが、大百姓は小百姓の面倒を見る慣行の上に小百姓を統制していた。だから地主は零細小作農を村外に去らせることができるならば、厄介払いとなる。それも自分の懐を痛めないでできれば一石二鳥であつた。確かに名案であつたが、地主の所有権の制限という代償を伴うものでもあつた。しかし、強力な地主のいた村落では、多くの北海道移住者を出ししながら小作権は認められず、小作人は地主に土地を返して移住した。不動嶋村では地主が土地を取上げて小作人に北海道行きを強制したという。鷹栖村の解決法は人道的であり、それ故大矢四郎兵衛の徳が慕われることになった。

このようにして、永小作として認められる要件(1)～(6)が存在することになつた。ただし(5)について不詳である。とくに(4)と(6)の発祥地が鷹栖村であつた。これは、大村落のため、地主層の支配力に限度があり、一方極めて多数の小作人層は多数というだけ無言の圧力になつた事情による、と考えられる。慣行永小作権が漸次、同村を中心に、社会的に認められた。しかし法律ではまだ認められなかつたので不安定であった。

北海道移住に際し、同様な事情から、小作権譲渡によつて移住資

金や負債の償却を行つた例として、油田村では明治一八、九年頃から、若林村、山田村では明治二二、三年頃からみられ、砺波地方では明治二〇年代が北海道移住による小作権譲渡が最も多く発生した時期である^(五)。

慣行永小作権

この後、明治三〇年を除いて凶作がなく、次第に増産の傾向もあつて、相当規模の「たんば」經營が農家経済をともかく成立させることになったので、中央砺波地方に「たんば」の需要が増し、慣行小作権の価格が次第に上昇した。他方、地主側に所有権絶対視や小作人蔑視の観念が根強かつた。

明治二七年（一八九四）鷹栖村において萩原正清が中心となり小作組合を結成した。この組織は県下でも全国でも最早のもの一つである。たまたま明治三四年（一九〇一）、同村の一地主が、村委会員落選の腹懲せ的行動から、自己の小作者全員三五人の土地を上げて、第三者に小作させ小作料を增收するか又は小作権を売却しようとした。これに対し、萩原の指導する小作組合が中心となり、頑強に抵抗し、小作者大会を開催して規約を作成し、小作組合・鷹栖農民同盟会の成立を見るに至り、会員は小作面積に応じ積立金を拠出することになった。この明治三四年の争議は、この地主の意図を挫折させて小作側の勝利に終つただけでなく、鷹栖村の慣行小作権が追認・確立をもたらしたのである。地主勢力が強かつた同村字不動島では、この後ようやく慣行小作権が認められたという。鷹栖農民同盟規約は全一三条よりなるが、地主、小作関係についての規約は次の通りである。

「第十二条 本会員ハ地主ト小作人ノ本分ヲ明カニスルモノトス其

要目左ノ如シ

一、本会員ハ地主ニ対シ小作米ノ納付ヲ怠ラザルコト
二、本会員ニシテ地主タルモノハ從来ノ小作米増加ノ請求ヲ為

サズ又小作地引上ゲハ勿論他人ニ卸換ヘセザルコト但シ小作人ノ承諾ヲ得タル場合ハ此限ニアラズ

三、本会員ニシテ非常ノ災害ニ罹リシ為メ地主ニ対シ小作米ヲ完納スル能ハザル場合地主ニ猶豫ヲ請フト雖、地主之ヲ肯セザル時ハ評議員会ノ決議ヲ以テ其会員ノ小作米全部又ハ

幾分ヲ救助又ハ貸与スルコトアルベシ

四、地主ニ於テ正当ノ理由ナク小作人ニ対シ卸地引上ゲヲ為ントスルモノアル時ハ全員一同ヨリ從来通り小作セシムル

様運動スルコト

五、地主ニ於テ引上ゲタル地所ヲ更ニ本会員ニ卸換ヘセントスルモノハ誓ツテ之ヲ受作セザルコト

六、地主ニ於テ小作地ヲ引揚ゲ自作スル場合ハ本会員ハ其地主ト絶交シ雇傭ニ応セザルハ勿論已ニ雇傭人タルモノモ之ヲ

辞スルコト

七、小作米ハ總テ本村組合倉庫ヘ納入スルコトニ承諾ヲ得ルコト

八、地主小作米ヲ增加請求スルコトアルモ從来一定ノ小作率ヲ以テ納ムル外其請求ニ応セザルコト

九、地主小作人ニ其卸地所ヲ売却セントスル場合ニハ相當時価ノ外割高ナル時ハ買求セザルコト

これによれば、同盟会は、小作側の既得の小作権を地主から擁護するための組織であり、攻撃的性格をもたず、防衛的・現実主義的精神で貫かれている、といえるのではないか。さらに、地主の加入者もあった。このことは、一見奇異の感があるが、砺波散村一般に見られた前代以来の、所有と耕作の遊離、錯雜した土地所有関係から、大地主を除き、大多数の農民は耕作関係において地主・自作・小作の三者を兼ねた場合が一般であった、からである。

鷹栖村の小作権擁護運動は、単に村内にとどまらず、近隣の諸村

へ波及する。明治二九年（一八九六）隣村の東野尻村字野村島において小作組合が作られ、分与米、小作権の安定に関する約定書が一二名の署名をもって作成され、從来の小作関係を再確認した。明治三一年（一八九八）出町字太郎丸に野村島同盟会とほとんど同じ内容の、一三五名加入の同盟会が結成された。このように明治三〇年代以降、小作争議はいよいよ組織的農民運動の形態をとつた。これに対し、地主側も自らの権利擁護のため小作側に対抗する動きがあつた。明治三九年（一九〇六）石動町に土地会がつくられ砺波商会の名儀で発足した。しかし鷹栖村生産者同盟会^(二九)が中心になり、近隣の関係町村の小作農民に呼びかけて反対運動を開いたため、次第に地主側の結束が崩れ出し、農民側の抵抗が強く、会社の意図した小作地取上げ・小作料引上げの業務執行が停滞し、ついに明治四三年（一九一〇）砺波商会が破産に至つた^(二九)。また、明治四〇年（一九〇七）前記の野村島において、不在地主が分与米の廃止を申入れたので、小作人側はこれを拒絶するとともにさらに団結を強めたため、八八名による農事同盟を組織して同盟条約一八か条を作つた。この強硬な姿勢に、在村地主側が小作人側との融和を計るため話合い、同盟規約一一か条を作り「旧來の村例を維持する」ものとして地主・小作一一名の署名をして締結をみた^(二九)。ただし、大正初期に鷹栖のすぐ隣の津沢町では、生産者同盟を起こそうとしたが地主側の妨害で結成できなかつた。

第一次世界大戦後の大正九年（一九二〇）水島勝満寺において農民大会が開かれ、參集者は、西砺波郡内の鷹栖・水島・藪波・松沢・若林のほか、東砺波郡の五鹿屋・野尻・東野尻・出町などからも参加し、百人にも及んだ。指導者は萩原正清である。激越な演説で小作農民の奮起を煽動し、近隣各町村の小作組合を糾合して、米穀生産者同盟と改組し、組織範囲が東西両砺波にまたがる一大小作組合となつた^(二四)。

このような情勢の大正一〇年（一九二一）に冒頭で触れた小作慣行調査があつたのである。當時、慣行小作権がどう認識されていたか。この調査報告から窺うと「永小作の根本性格は要するに地主が小作地を引上げない事であつて、事実、記載解答は全部此の慣行に永小作の象徴を見て居るのであるが、此は地主の自由意志である場合と、或抵抗に制限せられて居る場合とがあるわけである。（中略）前者は、理論上乃至実際に地主の小作地取上げは自由であつて、唯事実取上げる事稀な為、或は此が或程度の慣行を形成した為、永小作として挙げられたものである。（中略）次に永年小作の慣行が或抵抗に制限せられたものである場合、更に此の抵抗を具体的に見れば種々の要因及段階がある。即、地主が該抵抗を認めて小作権を承認し確乎たる制限が出来たもの、未だ認めないが、即、小作権はないが事実上地主が自由に小作地を卸替へ出来ぬもの（中略）等があるが、分類は甚明確を欠く^(二五)とある。一口に慣行小作権といつても法的保護もなく、その構成要件の一律的認識がなかつたようである。従つて地域により人により異つた要件設定があつた。

次に、永小作発生原因についての調査に、永小作があるとする全町村のうち、不明とする回答と無答の町村が八割にも達し、寄せられた回答も内容が区々である。この小作慣行調査が他にも多数の調査項目を含むから回答を端折つたためでもあろうが、発生原因の認識が當時既に明瞭でなかつた、と思われる。発生原因の回答例をみると、慣行小作権発祥地となつた鷹栖村は「旧來より一旦卸付けた小作地は取上げざる慣習あり、小作人は乾田を湿田に改め漸次改善して自己所有の如く信ず」としている。藪波村は「明治維新後地割調査なき為、元治元年（一八六四）以来地主猥りに小作人に対し交替為ざるにより、自然現在の如き状態を為せり」とし、石黒村は「明治廿四五五年（一八九一、二）頃より地主は小作権を小作に無償にて分与す」とし、東太美村は「永代小作は祖先より小作しつつとなつた」。

あるも地主・小作人間に紛議の兆候あるに依り、明治二十五年前後

に於て調査の結果、從来より小作せしものは小作権を有する事に決定し、若し転籍又は移住せし場合と雖も他へ売却するの権利を有する事になれり」とする。^(二六) 膾栖・藪波の回答が遠因、石黒・東太美が近因を挙げたが、所詮慣行であり、從来から行われて来た小作地耕作のあり方が、近代民法の一物一主原則に抵触するため、妥協的解決策として所謂慣行永小作権が発生し、発展したのである。

散村景観 研波平野の農村は散居村のゆえに独特の景観を呈し、都市住宅の現状から豪邸といつてよい農家が点在する。現今の散村景観は半世紀前の面目を文字通り一新した。平野部の藩政時代や開拓初期の農村の景観を現況から類推することは難かしい。

藩末期の小農民の住居が現存する。昭和初期まで人が住み、断絶後売却・移転され、今も物置小屋とされている。同家は記録によれば一九世紀前半持高一石五斗、藩末期持高六升、耕作約七石(三七)とあるから、普通の小作農民である。^(第9表) によれば持高一石以下の農民は無高の頭振を含めると、当時の農家二軒に一軒の割で存在した筈である。現存の遺構から同家の住宅の復元を試みると、間口三間半、奥行二間と玄関三乃至四尺、もちろん平屋建てで、萱葺き屋根棟の高さ一四尺、正面は素麵障子、のこり三面は藁と菰を張つて窓がまつたくなかつたようである。内部は、八畳のオイ(広間)と六畳のニワ(作業場兼台所)との二部屋だけで、真中に四寸角の大黒柱が一本立つ。両部屋とも地面のままの土間であり、オイにも板の床がなく土間に蓆敷きであった。いろいろはオイにあつた。

このような、現況から考えられないよう、農家に住む農民が村の半数以上を占める社会があつた。明治初期までの研波の農村の姿である。一七世紀末から一八世紀に研波平野の散村が形成された、とする筆者の主張の一つの根拠は、こんな農村社会が背景にあると

考るからである。加賀藩農政の各場面もかかる農村を念頭に置いて理解したい。

明治初年以降一世紀の間に、二部屋土座式住居はどこにもなくななり、広い庭園と幾棟かの建物をもつ農家が散在する風景になつた。アジア的貧困そのものの寒村が、土地成金でもないのに富裕そなうな農村に変貌してしまつたのは、この間、農村過剰人口の流出、慣行永小作権による農家経済の有利化、農外所得の増加などの理由が考えられる。これらの問題は本稿の主題外であり、筆者の力量に余る。ただ、慣行永小作権は農地改革で消滅したが、この奇妙な権利は、散居という特異な集落形態に起源するものであることを指摘し、従つて、研波の散居村は、単に形態上の特色であるだけでなく、そこにある農家の全体的平均の地位向上に大きく貢献した、と結論づけ本稿を終える。

註 (一) 土屋喬雄編『大正十年府県別小作慣行調査集成・上下』栗田書店 昭17 (復刻版) 象山社 昭57

(二) «同右・下» 一九〇頁、大阪府。

(三) «同右・上» 七〇一一七一頁

(四) 農政調査会編『富山県研波地方における慣行小作権の構成

と農地改革』

北陸農政局計画課編・刊『富山県農業の展開と経済成長』

六一一九六頁、九四八一七三頁

(五) «鷺栖村史』 一九五頁

(六) «同右』 一九二頁

(七) «同右』 一九一頁

(八) «同右』 一九三頁

(九) 富山県史編纂委員会編・刊『富山県の歴史と文化』 昭33
二八六頁

(一一)『鷹栖村史』一九三頁

(一二)逆に耕作権を「したつち」、所有権を「うわつち」と呼ぶところもある。

(一三)『砺波市史』七二八頁、北陸農政局計画課編・刊『鷹栖・大島・門山地区調査報告書』六四頁。『鷹栖村史』一九三頁に

明治一七、八年頃とあるが、後の訂正に従つておく。

(一四)『砺波市史』七二八頁

(一五)北陸農政局『富山県農業の展開と経済成長』七二二頁

(一六)富山県では明治一五年婦負郡八幡村八町で結成された八町共立会が小作組合の最初のものである。

(一七)『鷹栖村史』一九四頁にこの争議を明治三一年とするが、その後の研究により明治三四年に訂正された。『富山県農業の展開と経済成長』九六五頁

(一八)『砺波市史』七二九頁、七三一—三二二頁

(一九)北陸農政局計画課『鷹栖・大島・門山地区調査報告書』六五—七四頁によれば、鷹栖農民同盟会は、明治三七年の分与米半減、同四〇年の全廃に無抵抗で容認し、自ら生産者同盟会と改称し、農業の改良発展を目標とすることにして

いる。

(一一〇)『小矢部市史下』一一〇—一一一頁

(一一)『砺波市史』七三〇—三一頁

(一一一)『小矢部市史下』一一一頁

(一一二)萩原正清は、終生小作人で通したが、大正三年一月から同五年三月まで鷹栖村長となつた。當時稀有のことであつた。また大正八年から同一年まで西砺波郡會議員であつた。

(一一四)『富山県農業の展開と経済成長』九六七頁

(一一五)『大正十年府県別小作慣行調査集成上』七六六頁

(一一六)『同右』七六六—六七、七七〇頁